

栗国村地域防災計画

2019年3月

栗国村防災会議

目次

第1編 基本編	1
第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語	2
第3節 栗国村の概況	3
第4節 災害の想定	14
第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	26
第6節 村民等の責務	34
第2章 基本方針	35
第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	35
第2節 防災対策の基本方針	37
第3節 村防災計画の修正（見直し）	38
第2編 地震・津波編	39
第1章 災害予防計画	39
第1節 災害予防計画の基本方針	39
第1款 災害予防計画の基本的な考え方	39
第2款 災害予防計画の推進	40
第2節 地震・津波に強いむらづくり	42
第1款 地盤・土木施設等の対策	42
第2款 都市基盤の整備	48
第3款 建築物の対策	50
第4款 危険物等の対策	51
第3節 地震・津波に強い人づくり	52
第1款 防災訓練計画	52
第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	56
第3款 自主防災組織育成計画	58
第4款 消防団員の充実	59
第5款 企業防災の促進	59
第6款 地区防災計画の普及等	60
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	61
第1款 初動体制の強化	61
第2款 活動体制の確立	62
第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	67
第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討	70
第5款 災害ボランティアの活動環境の整備	71

第 6 款	要配慮者の安全確保計画	72
第 7 款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	74
第 5 節	津波避難体制等の整備	76
第 6 節	離島における防災体制の強化	79
第 2 章	災害応急対策計画	81
第 1 節	組織及び組織計画	81
第 2 節	地震情報・津波警報等の伝達計画	89
第 1 款	緊急地震速報の活用	89
第 2 款	地震情報等の種類及び発表基準	89
第 3 款	津波警報等の種類及び発表基準	92
第 4 款	津波警報等の伝達	96
第 5 款	近隣地震津波に対する自衛措置	97
第 3 節	災害通信計画	98
第 4 節	災害状況等の収集・伝達計画	103
第 5 節	災害広報計画	124
第 6 節	自衛隊災害派遣要請計画	126
第 7 節	広域応援要請計画	133
第 8 節	避難計画	135
第 1 款	避難の原則	135
第 2 款	津波避難計画	142
第 3 款	広域一時滞在	143
第 9 節	観光客対策計画	145
第 10 節	要配慮者対策計画	146
第 11 節	消防計画	148
第 12 節	救出計画	154
第 13 節	医療救護計画	155
第 14 節	交通輸送計画	161
第 15 節	治安警備計画	168
第 16 節	災害救助法適用計画	168
第 17 節	給水計画	170
第 18 節	食料供給計画	172
第 19 節	衣料及び生活必需品供給計画	177
第 20 節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	178
第 21 節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	181
第 22 節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	183
第 23 節	住宅応急対策計画	185
第 24 節	二次災害の防止計画	186
第 25 節	教育対策計画	187

第 26 節	危険物等災害応急対策計画	191
第 27 節	在港船舶対策計画	192
第 28 節	労務供給計画	193
第 29 節	民間団体の活用計画	199
第 30 節	ボランティア受入れ計画	199
第 31 節	公共土木施設応急対策計画	202
第 32 節	ライフライン等施設応急対策計画	204
第 33 節	交通機関応急対策計画	205
第 34 節	農林水産物応急対策計画	206
第 35 節	県による離島支援計画の受援	207
第 3 章	災害復旧・復興計画	209
第 1 節	公共施設災害復旧計画	209
第 2 節	被災者生活への支援計画	211
第 3 節	中小企業者等への支援計画	222
第 4 節	復興の基本方針等	225
第 3 編	風水害等編	227
第 1 章	災害予防計画	227
第 1 節	治山治水計画	227
第 1 款	治山事業	227
第 2 節	土砂災害予防計画	228
第 3 節	高潮対策計画	228
第 4 節	建築物等災害予防計画	228
第 5 節	火災予防計画	229
第 6 節	林野（原野）火災予防計画	231
第 7 節	危険物等災害予防計画	231
第 8 節	上水道施設災害予防計画	231
第 9 節	ガス、電気施設災害予防計画	232
第 1 款	高圧ガス災害予防計画	232
第 2 款	電力施設災害予防計画	232
第 10 節	災害通信施設整備計画	232
第 1 款	通信施設災害予防計画	232
第 2 款	通信・放送設備の優先利用	234
第 11 節	不発弾等災害予防計画	234
第 12 節	文化財災害予防計画	238
第 13 節	農業災害予防計画	239
第 14 節	食料供給計画	239
第 15 節	気象観測体制の整備計画	240
第 16 節	水防、消防及び救助施設等整備計画	241

第 17 節	避難誘導計画	242
第 18 節	交通確保・緊急輸送計画	243
第 19 節	要配慮者安全確保体制整備計画	244
第 20 節	台風・大雨等の防災知識普及計画	244
第 21 節	防災訓練計画	246
第 22 節	自主防災組織育成計画	247
第 23 節	災害ボランティア計画	247
第 24 節	道路事故災害予防計画	247
第 25 節	海上災害予防計画	248
第 2 章	災害応急対策計画	249
第 1 節	組織計画	249
第 2 節	気象警報等の伝達計画	254
第 3 節	災害通信計画	263
第 4 節	災害状況等の収集・伝達計画	263
第 5 節	災害広報計画	263
第 6 節	自衛隊災害派遣要請計画	264
第 7 節	広域応援要請計画	264
第 8 節	避難計画	264
第 1 款	避難の原則	264
第 2 款	風水害避難計画	264
第 3 款	広域一時滞在	266
第 9 節	観光客等対策計画	266
第 10 節	要配慮者対策計画	267
第 11 節	水防計画	267
第 12 節	消防計画	275
第 13 節	救出計画	275
第 14 節	医療救護計画	275
第 15 節	交通輸送計画	275
第 16 節	治安警備計画	276
第 17 節	災害救助法適用計画	276
第 18 節	給水計画	276
第 19 節	食料供給計画	276
第 20 節	衣料及び生活必需品供給計画	276
第 21 節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	276
第 22 節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	276
第 23 節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	277
第 24 節	住宅応急対策計画	277
第 25 節	二次災害の防止計画	277

第 26 節	教育対策計画.....	277
第 27 節	危険物等災害応急対策計画.....	277
第 28 節	海上災害応急対策計画.....	277
第 29 節	在校船舶対策計画.....	284
第 30 節	労務供給計画.....	284
第 31 節	民間団体の活用計画.....	284
第 32 節	ボランティア受入れ計画.....	284
第 33 節	公共土木施設応急対策計画.....	284
第 34 節	航空機事故災害応急対策計画.....	284
第 35 節	ライフライン等施設応急対策計画.....	287
第 36 節	農林水産物応急対策計画.....	287
第 37 節	道路事故災害応急対策計画.....	287
第 38 節	林野火災対策計画.....	288
第 3 章	災害復旧・復興計画.....	290
第 1 節	公共施設災害復旧計画.....	290
第 2 節	被災者生活への支援計画.....	290
第 3 節	中小企業者等への支援計画.....	290
第 4 節	復興の基本方針等.....	290
第 4 編	資料編.....	291

第 1 編 基本編

第1編 基本編

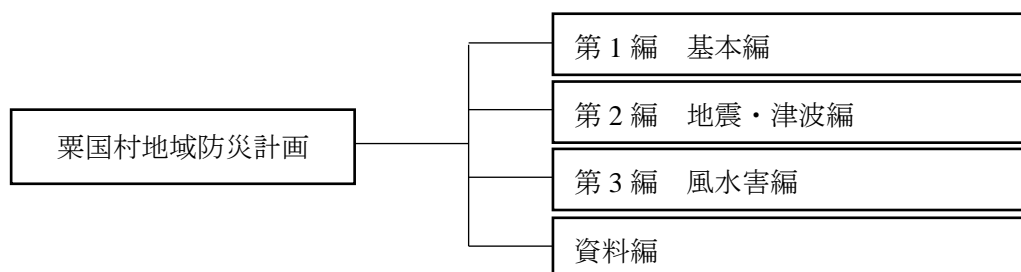
第1章 総則

第1節 目的

栗国村地域防災計画は、災害対策の基本である「災害を的確に予防し」、「事に臨んでは迅速に対処し」、そして「事後の復旧に万全を尽くす」ことを3本柱に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本村の地域に係る災害対策全般に関し次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、村民の生命や身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1. 栗国村の防災対策に関する指定地方行政機関、県、村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに村民等の責務
2. 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
3. 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
4. 災害復旧・復興に関する計画
5. その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。



(1) 基本編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

(4) 資料編

各編に関する資料・様式

第2節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次に定めるところによるものとする。

1. 基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2. 救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3. 県防災計画	災害対策基本法に基づき沖縄県防災会議が作成する沖縄県地域防災計画をいう。
4. 村防災計画	災害対策基本法に基づき粟国村防災会議が作成する粟国村地域防災計画をいう。
5. 県本部	災害対策基本法に基づき設置する沖縄県災害対策本部をいう。
6. 現地本部	災害対策基本法に基づき設置する沖縄県現地災害対策本部をいう。
7. 地方本部	沖縄県災害対策地方本部をいう。
8. 村本部	災害対策基本法に基づき設置する粟国村災害対策本部をいう。
9. 県本部長	沖縄県災害対策地方本部長をいう。
10. 地方本部長	沖縄県現地災害対策地方本部長をいう。
11. 村本部長	粟国村災害対策本部長をいう。

第3節 栗国村の概況

1. 自然条件

(1) 位置及び地形

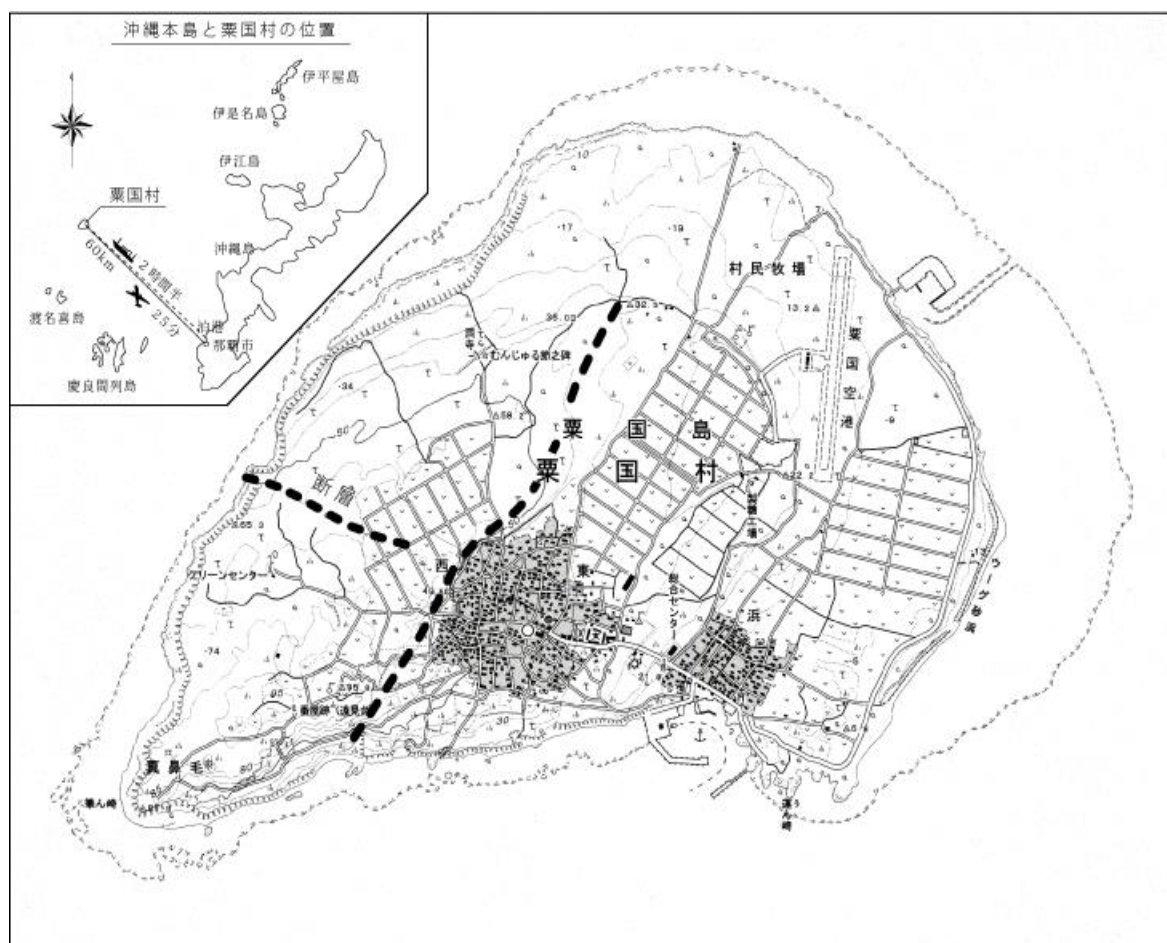
栗国村は、沖縄本島那覇市の北西約 60km、東経 127 度 13 分、北緯 26 度 34 分の海上に位置する一島一村の村である。島の外周は約 12km、面積が 7.64km² のほぼ三角形の形をしており、東に沖縄本島、南に渡名喜村及び慶良間諸島、南西に久米島それぞれ臨むことができる。

地形的特徴は、島の南西端にあるマハナ岬付近の 96m を最高点として、ここから北東に向かって緩やかに傾斜し全体的に起伏が少なく平坦である。島の中央部に北東から南西方向へ走る断層が地形的変化を与えており、この断層を境にして南西側は高く、北東側は低くなっている。海岸線も西側と南側で断層地形となり、東側にはウーグ砂浜が発達している。

集落は、島の南側に立地し、断層地形をたくみに活かして西区と東区が形成され、そこから東方へやや離れて浜区が立地し、合計 3 つの集落で成り立っている。

沖縄本島と栗国島への交通機関は、村営の「フェリー栗国」が毎日 1 便（所要時間 2 時間 10 分）運行している。

図 栗国村の位置



(2) 地質及び土壌

地質は、琉球石灰岩(固結堆積物)と火山性岩石(凝灰岩質岩石及び安山岩質岩石)に大別できるが、火山性岩石は島の南西マハナ岬にかけての一部で大部分が琉球石灰岩となっている。また東側海岸に砂がち堆積物(未固結堆積物でサンゴや貝などの生物遺骸片からなる)がわずかにみられる。

土壌は島の西部・中央部・東側海岸部で異なり、西部は国頭マーヅ、中央部は島尻マーヅ、東部ウーグ砂浜一帯は沖積土壌に分類される。本村の土壌は一般的に保水力に乏しく、また耕土が浅いため乾燥状態になり易くなっている。

(3) 気候

沖縄県は、地理的に亜熱帯に属し、暖かい黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候に区分されており、年間を通して温暖な地域で、年間あるいは1日の気温較差は比較的小さい。また台風の接近あるいは上陸が頻繁で、しかも沖縄は南の貿易風(東風)帯と北の偏西風帯の境界付近に位置しているため、南東方向から近付いてくる台風は沖縄付近で進路を北又は北東へ変える。その時台風のスピードが落ち、1~2日間暴風雨に晒されることも少なくない状況である。

本村の気候をみると、年間の平均気温は23.1℃で最低気温も6℃を下回ることはほとんどない。年間降水量は1,846.4mmで、月別には5~6月の梅雨期と、9月に多くなっている。また、年間を通じて北よりの風が多い状況にある。

表 粟国村 平年値(月ごとの値) 主要要素

要素	降水量(mm)	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	風速(m/s)
統計期間	2003~2010	2003~2010	2003~2010	2003~2010	2003~2010
1月	92.6	16.9	19.2	14.5	4.7
2月	93.9	17.7	20.3	15.3	4.6
3月	161.9	18.4	21.3	15.8	4.6
4月	134.5	21.0	23.9	18.4	4.2
5月	257.1	23.9	26.7	21.3	3.8
6月	339.7	26.2	29.0	24.2	3.8
7月	87.4	29.0	32.1	26.7	3.7
8月	130.6	29.0	32.0	26.6	1.0
9月	214.8	27.9	30.8	25.5	4.3
10月	123.2	36.6	28.0	23.5	5.3
11月	115.4	22.6	24.8	20.6	5.2
12月	95.4	18.7	21.0	16.3	5.0
年	1846.4	23.1	25.8	20.7	4.4

資料：気象庁HPより 注意：粟国航空気象観測所

位置(北緯26度35.5分、東経127度14.4分) 標高：12m

2. 社会的条件

(1) 人口及び世帯数

本村の平成27年における人口は759人（男434人、女325人）、世帯数は429世帯となっている。昭和30年からの動向をみると、人口は30年の2,392人から60年の930人と大幅に減少していたが、それ以降はほぼ横ばいの状態で推移していたが、再び減少しつつある。

世帯数は昭和30年の609世帯から平成2年393世帯まで減少し、それ以降若干増加したものの平成17年以降は人口同様、減少しつつあったが、平成27年には大きく増加している。また、一世帯当り人員は昭和30年の3.9人から平成12年2.0人、平成27年1.8人と核家族化が進行している。

人口に関しては、村内における公共事業が減少したことに伴う、公共事業関係者の長期滞在者の減少によるものと考えられる。

また、本村の人口構成は平成27年時点で、65歳以上の高齢者が251人33.1%を占め超高齢社会に突入しており、災害時に支援を必要とする高齢者の増加が懸念される状態にある。

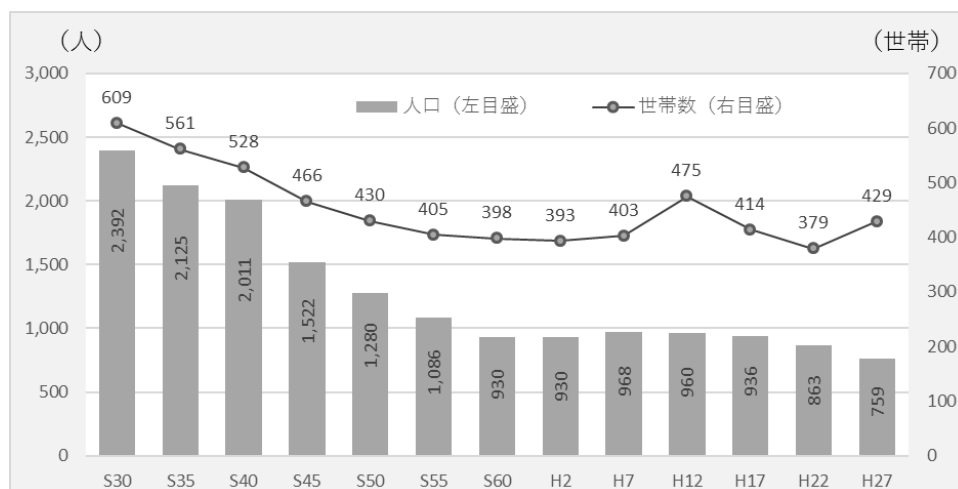
表：人口及び世帯数の推移

単位：人、%、世帯

	人口				世帯数		一世帯当り人員
	総数	増加率	男	女	総数	増加率	
S30年	2,392		1,067	1,325	609	-7.9	3.9
S35年	2,125	-24.3	997	1,128	561	-5.9	3.8
S40年	2,011	-15.9	957	1,054	528	-11.7	3.8
S45年	1,522	-15.2	697	825	466	-7.7	3.3
S50年	1,280	-14.4	586	694	430	-5.8	3.0
S55年	1,086	0.0	495	591	405	-1.7	2.7
S60年	930	4.1	426	504	398	-1.3	2.3
H02年	930	-0.8	442	488	393	2.5	2.4
H07年	968	-2.5	478	490	403	17.9	2.4
H12年	960	-7.8	509	451	475	-12.8	2.0
H17年	936	-12.1	494	442	414	-8.5	2.3
H22年	863	-24.3	460	403	379	13.2	2.3
H27年	759	-15.9	434	325	429	-7.9	1.8

資料：国勢調査人口

図：人口・世帯数の推移



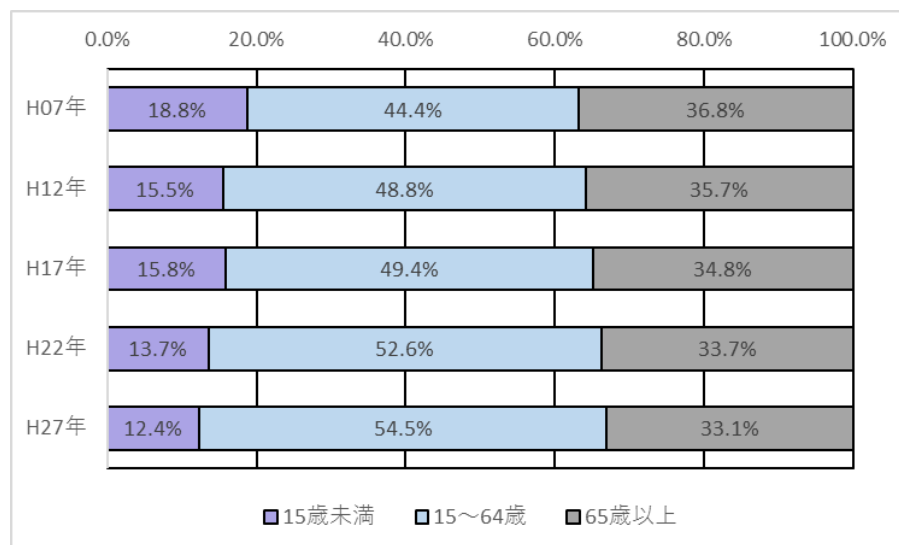
資料：国勢調査

表：年齢別人口の推移

単位：人、%

		合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上		
					65歳以上	75歳以上	85歳以上
H07年	実数	968	182	430	356	184	55
	比率	100.0%	18.8%	44.4%	36.8%	19.0%	5.7%
H12年	実数	960	149	468	343	199	63
	比率	100.0%	15.5%	48.8%	35.7%	20.7%	6.6%
H17年	実数	931	147	460	324	213	65
	比率	100.0%	15.8%	49.4%	34.8%	22.9%	7.0%
H22年	実数	863	118	454	291	201	73
	比率	100.0%	13.7%	52.6%	33.7%	23.3%	8.5%
H27年	実数	759	94	414	251	173	94
	比率	100.0%	12.4%	54.5%	33.1%	22.8%	12.4%

図 年齢別人口の構成推移



(2) 産業

平成17年国勢調査による村内で働く就業者数は332人で、就業構造をみると第三次産業が225人で67.8%を占め最も多く、次いで第二次産業の70人21.1%、第一次産業の37人11.1%となっている。業種別にみるとサービス業が最も多く33.1%、次いで建設業及び卸・小売業・飲食店が同率の13.6%と続き、この3業種で全体の60.4%を占めている。

経年的な変化としては、第一次産業就業者が昭和45年の428人から平成17年の37人と、35年間で10分の1以下にまで大きく減少している。これに対して第二次産業（2倍強）と第三次産業（1.5倍）の就業者は、それぞれ増加を示している。

表：産業別就業者数

単位：人

	S45年	S50年	S55年	S60年	H02年	H07年	H12年	H17年	H22年	H27年
総数	606	480	327	395	364	318	366	332	328	363
第一次産業	428	282	122	212	154	79	15	37	34	37
農業	428	276	118	201	151	64	14	37	31	37
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	6	4	11	3	15	1	-	3	-
第二次産業	30	34	44	39	54	66	114	70	65	88
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
建設業	24	33	44	38	52	60	96	45	40	65
製造業	6	1	-	1	2	6	18	24	24	22
第三次産業	148	163	161	144	156	172	237	225	225	226
電気・ガス・熱供給・水道業	-	5	7	5	8	8	8	7	7	5
運輸・郵便業	8	21	17	11	19	19	22	19	25	17
卸・小売業	13	21	25	23	19	27	33	45	15	12
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
サービス業	33	39	39	44	49	78	115	110	127	125
公務	94	77	73	61	61	40	59	44	50	67
分類不能	-	1	-	-	-	-	-	-	4	-

(3) 交通事情

1) 道路状況

本村の道路現況は平成 20 年 4 月 1 日現在で県道が 1 路線、村道が 102 路線となっている。県道は本村の基幹道路で港湾や役場等の公共施設、並びに 3 つの集落を結んでいる。県道の整備状況は改良率や舗装率（簡易含）とも 100%であるが、道路幅員が狭くまた歩道がないため、大型車両が通行する際には危険な状況にある。

村道の整備状況は改良率が 60.3%、舗装率（簡易含）が 73.3%となっており、県離島平均の 63.3%と比較しわずかながら下回っている。

集落内道路は全般的に幅員が狭く、消防用車両等の通行が困難な地域も見受けられ防災上の課題となっている。

表: 粟国村の道路整備状況

平成 28 年 4 月 1 日現在

	実延長 (m)	改良率 (%)	簡易含舗装率 (%)	歩道設置延長 (m)	歩道設置率 (%)
県道(185 号線)	780	100	100	0	0
村道	46,275	60.3	73.3	2,349	5.1

資料: 道路施設現況調査

2) 海路状況

周囲を海に囲まれた本村にとって、海上交通は沖縄本島との間を結ぶ重要な交通手段である。本村の海上交通は、泊～粟国間の航路免許を昭和 33 年 2 月に取得し現在村営船の「フェリー粟国 (451 トン)」が毎日運行している。旅客定員は最大 270 名で乗組員が 10 名、自動車輸送能力はバス 2 台、自動車 23 台となっており、生活物資等の大量輸送、並びに観光客を含めた島外からの訪問者の輸送など大きな役割を担っている。

表: 港湾係留施設状況

地区名	施設名	延長 (m)	最大対象船舶 (トン数)
粟国	岸壁 (-4.5m) 2 バース	160	700D/W
	物揚場 (-2.0m)	50	3G/T
	船揚場	80	

表 離島航路の現況(粟国村「フェリー粟国」)

航路名:泊～粟国(免許年月日:昭和33年2月14日)

航路距離 (km)	片道所要時間 (分)	就航年月	総トン 数 (G/T)	旅客定員 (人)	乗組員 (人)	自動車航送能力 (台)
59.5	120	平成14年8月	451	180 最大270	10	乗用車:23 バス:2

資料:船舶課

3. 災害の概況

栗国村における災害は、台風による農林水産業関係の被害及び原野や住宅等の火災が中心となっている。周囲を海に囲まれ地形的にも平坦であるが、集落の位置と島を取囲む発達したサンゴ礁等によって高潮又は高波等による大きな被害は現在まで見受けられない。

本村の昭和47年から平成16年までの32年間の主な災害状況をまとめると、台風が17件、火災が15件で全体では32件となっている。台風による被害のほとんどは農作物及び畜産関係施設等への被害である。また火災による被害は住宅及び原野並びに畑地となっているが、原野火災が多くを占めている。

表: 栗国村風水害及び火災の状況

年月日	種別	被害状況 (被害額、単位：千円)	摘要
昭和47年 7月24日	台風7号	・非住宅半壊：2戸 ・農作物潮害 ・砂防防潮林損壊：600m	最大風速：45m/s 雨量：180mm
昭和49年 7月22日	原野火災	四志原外8小字：741.1m ² ・ソテツ被害 ・さとうきび被害	
昭和51年 1月11日	原野火災	山床原外15小字：1,467,600m ² ・ソテツ被害 ・甘藷被害 ・さとうきび被害	
昭和51年 8月12日	原野火災	東伊座根原外16小字：841,700m ² ・さとうきび被害	
昭和51年 12月23日	原野火災	勢山原外3小字：1,460,000m ² ・甘藷被害	
昭和53年 7月27日	台風8号	・非住宅半壊：1戸 ・農作物潮害	最大風速：45m/s 雨量：200mm
昭和55年 10月12日	台風19号	・非住宅半壊：2戸 ・農作物潮害	最大風速：55m/s 雨量：230mm
昭和56年 9月13日	住宅火災	木造瓦屋全焼：52.8m ²	
昭和57年 1月31日	原野火災	伊良原外19小字：1,285,400m ²	

年月日	種別	被害状況 (被害額、単位：千円)	摘要
昭和58年 3月8日	住宅火災	木造茅屋全焼：33m ²	
昭和61年 8月25-26日	台風13号	畜産関係：1件（700）	最大風速：21.5m/s 雨量：117.5mm
昭和62年 8月29日	台風12号	・さとうきび被害：0.98ha（1,263） ・畜産関係（牛舎）小破：3件（650） ・水産関係（漁船）被害：1隻（100）	
昭和63年 10月6日	台風24号	・さとうきび被害：0.3ha（546）	
昭和63年 11月9日	原野火災	下角寺原：1,500a（2,500）	
昭和63年 11月21日	畑地火災	字浜武座地（257）	
昭和63年 12月8日	原野火災	四志底原 3360（300） ・負傷者：1名	
平成2年 8月	台風15号	・さとうきび被害：0.27ha（410）	
平成2年 10月5日	台風21号	・さとうきび被害：0.45ha（650） ・あづき被害：3ha（600）	
平成3年 7月27-28日	台風9号	・さとうきび被害：0.3ha（410） ・あづき被害：4ha（660）	
平成4年 10月20日	原野火災	字東大波良原：200ha	
平成5年	台風7号	・さとうきび被害：4.5ha（214）	
平成5年 9月2日	台風13号	・さとうきび被害：13.8ha（229） ・あづき被害：12ha（7,047） ・畜産関係施設小破：1件（835）	
平成6年 4月19日	住宅火災	木造瓦屋全焼：40m ²	

年月日	種 別	被 害 状 況 (被害額、単位：千円)	摘要
平成 8 年 8 月 11 日	台風 12 号	・ さとうきび被害：10.58ha (1,384)	
平成 8 年 9 月 29-30 日	台風 21 号	・ さとうきび被害：11.34ha (1,586)	
平成 9 年 6 月 27 日	台風 8 号	・ さとうきび被害：15ha ・ すいか被害：0.5ha ・ もちきび被害：17ha	
平成 9 年 8 月 7 日	台風 11 号	・ さとうきび被害：13ha (1,951) ・ 牛舎中破：2 件 (60)	
平成 13 年 11 月 18 日	原野火災	字西皆越原一帯：40.6a	
平成 14 年 7 月 14 日	台風 7 号	・ さとうきび被害：4.3ha	
平成 14 年 9 月 5 日	台風 16 号	・ さとうきび被害：0.7ha ・ あずき被害：6.4ha ・ ため池フェンス倒壊一カ所	
平成 15 年 3 月 3 日	原野火災		
平成 16 年 10 月 11 日	原野火災	字西皆越原一帯：40.6a 農作物被害 24 万円	

4. 自衛隊による緊急患者空輸状況

離島村の抱える問題として孤立性及びこれに伴う医療面での不安があげられる。本村においても県立南部医療センター・こども医療センター附属診療所により、村民の健康維持や治療が行われているものの設備面では本島地域と比べ十分とはいえない。そのため急患や事故等が発生すると適切な医療機関への移送が必要なる事態が生じてくる。

次の表は同様の悩みを抱える近海離島4村（栗国、渡名喜、渡嘉敷、座間味）の自衛隊による救急患者空輸実施の状況をまとめたものである。4村全体で昭和50年から平成27年までの41年間に1,370件、1,425人の患者の輸送が実施されている。

	栗国村		渡名喜村		渡嘉敷村		座間味村		4村計	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
S50	18.0	18.0	10.0	10.0	13.0	13.0	2.0	2.0	43.0	43.0
S51	18.0	20.0	9.0	10.0	12.0	13.0	1.0	1.0	40.0	44.0
S52	15.0	15.0	16.0	16.0	13.0	14.0	1.0	1.0	45.0	46.0
S53	23.0	24.0	7.0	7.0	7.0	22.0	5.0	5.0	42.0	58.0
S54	22.0	25.0	18.0	18.0	6.0	6.0	4.0	4.0	50.0	53.0
S55	19.0	21.0	11.0	11.0	12.0	13.0	9.0	3.0	51.0	58.0
S56	18.0	20.0	4.0	4.0	14.0	14.0	3.0	3.0	39.0	41.0
S57	15.0	15.0	3.0	3.0	16.0	16.0	4.0	4.0	38.0	38.0
S58	15.0	15.0	4.0	4.0	13.0	13.0	2.0	2.0	34.0	34.0
S59	2.0	2.0	3.0	3.0	12.0	13.0	1.0	1.0	18.0	19.0
S60	9.0	9.0	4.0	4.0	8.0	9.0	6.0	6.0	27.0	28.0
S61	4.0	4.0	8.0	8.0	3.0	3.0	4.0	4.0	19.0	19.0
S62	5.0	5.0	3.0	3.0	8.0	8.0	14.0	4.0	30.0	30.0
S63	6.0	6.0	0.0	0.0	13.0	13.0	9.0	9.0	28.0	28.0
S01	8.0	9.0	5.0	5.0	13.0	13.0	6.0	6.0	32.0	33.0
S02	7.0	7.0	2.0	2.0	5.0	6.0	11.0	1.0	25.0	26.0
S03	7.0	7.0	4.0	4.0	6.0	6.0	11.0	2.0	28.0	29.0
S04	8.0	8.0	2.0	2.0	7.0	7.0	7.0	7.0	24.0	24.0
S05	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	7.0	12.0	2.0	34.0	34.0
S06	1.0	1.0	5.0	11.0	4.0	4.0	21.5	3.0	31.5	39.0
S07	8.0	8.0	4.0	4.0	4.0	4.0	26.0	6.0	42.0	42.0
S08	17.0	18.0	2.0	2.0	9.0	9.0	25.0	5.0	53.0	54.0
S09	5.0	5.0	5.0	5.0	11.0	11.0	12.0	4.0	33.0	35.0
S10	11.0	11.0	1.0	1.0	18.0	18.0	11.0	1.0	41.0	41.0
S11	11.0	11.0	6.0	6.0	11.0	11.0	12.0	2.0	40.0	40.0
S12	8.0	9.0	3.0	3.0	10.0	11.0	15.0	5.0	36.0	38.0
S13	17.0	18.0	4.0	5.0	9.0	9.0	17.0	7.0	47.0	49.0
S14	22.0	20.0	11.0	11.0	14.0	14.0	18.0	8.0	63.0	63.0
S15	23.0	23.0	6.0	6.0	4.0	4.0	14.0	4.0	47.0	47.0
S16	16.0	17.0	7.0	7.0	6.0	6.0	18.0	8.0	47.0	48.0
S17	16.0	16.0	8.5	9.0	11.0	11.0	11.0	1.0	46.5	47.0
S18	11.0	11.0	5.0	5.0	4.5	5.0	9.0	9.0	29.5	30.0
S19	9.5	10.0	5.0	5.0	4.0	4.0	7.0	7.0	25.5	26.0
S20	3.0	3.0	5.0	5.0	4.0	4.0	2.0	2.0	14.0	14.0
S21	9.0	9.0	3.0	3.0	6.0	6.0	3.0	3.0	21.0	21.0
S22	4.0	4.0	2.0	2.0	3.0	3.0	5.0	4.0	14.0	13.0
S23	9.0	9.0	1.0	1.0	5.0	5.0	4.0	5.0	19.0	20.0
S24	15.0	15.0	3.0	3.0	7.0	7.0	2.0	2.0	27.0	27.0
S25	4.0	4.0	0.0	0.0	1.0	1.0	4.0	4.0	9.0	9.0
S26	8.0	8.0	0.0	0.0	9.0	9.0	2.0	2.0	19.0	19.0
S27	9.0	9.0	2.0	2.0	6.0	6.0	1.0	1.0	18.0	18.0
累計	463.5	477.0	208.5	217.0	348.5	371.0	351.5	160.0	1370.0	1425.0
年平均	11.3	11.6	5.1	5.3	8.5	9.0	8.6	3.9	33.4	34.8

注意：1回の空輸で2地区から患者を搬送した場合は0.5回として集計している。

資料：消防防災年報

第4節 災害の想定

本計画は、本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、可能な限り対策を講じる必要がある。

1. 風水害

(1) 台風

ア 台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25、26日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇）
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

イ 第2宮古島台風

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3日～6日）
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

ウ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9日～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

(2) 地すべり

発生年月日	平成 18 年 6 月 10 日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 533mm (5/1~6/9) 集中降雨量 88mm (6/10)
地すべりの規模	平均高さ 30m (最大 42m)、長さ約 335m 移動土量 約 34 万m ³ 、地すべり面積 5 万 6 千 m ² 地すべり幅 最大 260m
人的被害	なし
道路損壊	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

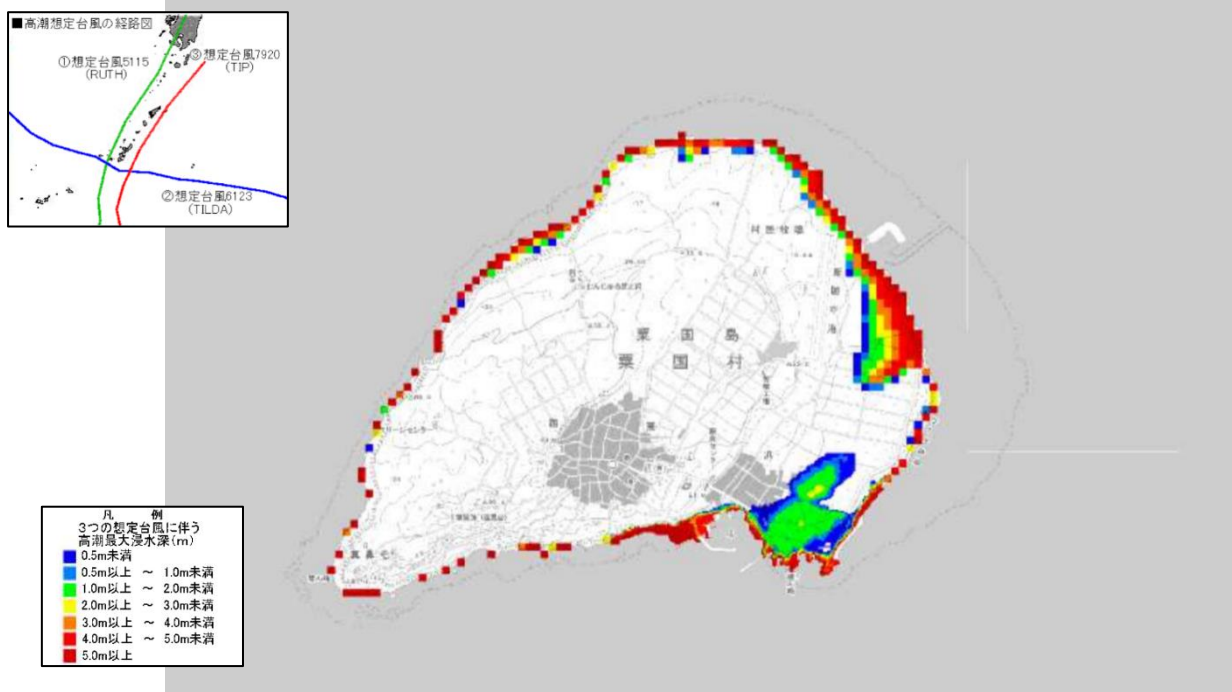
(3) 高潮（浸水想定）

本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

【高潮浸水想定概要】

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では、海岸沿いに広がる低地、 本島北部では、海岸や河川に沿って点在する低地が浸水する。

【村内の高潮浸水予想図】



資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査

1. 地震及び津波の被害想定

本県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の20の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度はすべての地震で震度6弱以上と予測され、前回調査でも想定した5地震のうち4地震では震度7が予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニ チュード [※]	ゆれ等の特徴（予測最大震度）
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい（7）
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水の最大値を示す（6弱）
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい（6弱）
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい（6強）
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい（6強）
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）
沖縄本島南東沖地震3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）
八重山諸島南方沖地震3連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい（6強）

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとした。

(3) 予測結果の概要

負傷者は、久米島北方沖地震のケースが最も多く（約 8 人）、ついで沖縄本島北西沖地震（約 6 人）となり、そのすべては建物倒壊によるものである。

建物被害（全壊）についても、久米島沖北方沖地震のケースが最も多く（約 12 棟）、次いで沖縄本島北西沖地震（約 8 棟）となり、そのすべてが揺れによるものである。

ライフラインについて、断水人口は、沖縄本島南東沖地震のケース及び、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多い（約 843 人）。

停電件数は、久米島北方沖地震のケースが最大（約 52 軒）である。

村内における地震・津波被害量予測一覧

想定項目		想定地震	沖縄本島南 部スラブ内 地震	八重山諸島 南東沖地震	沖縄本島南 東沖地震	沖縄本島東 方沖地震	石垣島南方 沖地震	久米島北方 沖地震	沖縄本島北 西沖地震	沖縄本島南 東沖地震 ³ 連動	八重山諸島 南方沖地震 ³ 連動	沖縄本島北 部スラブ内 地震	
建物被害	全壊棟数(棟)	揺れ	1	0	0	0	0	12	8	1	0	1	
		液化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土砂災害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
津波		0	0	1	0	0	0	0	0	1	0		
地震火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	1	0	1	0	0	0	12	8	1	0	1		
半壊棟数(棟)	揺れ	7	0	2	1	0	32	25	4	1	6		
	液化	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	土砂災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	津波	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0		
	合計	7	0	6	1	0	32	25	4	1	6		
人的被害	死者数(人)	建物倒壊	0	0	0	0	0	0 *1	0 *1	0 *1	0	0 *1	
		土砂災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		津波	0	0	0 *1	0	0	0	0	0 *1	0		
		地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ブロック塀	0 *3	0	0 *3	0 *3	0	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3		
	合計	0 *3	0	0 *1	0 *3	0	0 *1	0 *1	0 *1	0 *3			
	負傷者数(人)	建物倒壊	1 *1	0 *1	0 *1	0 *1	0	8 *1	6 *1	1 *1	0 *1	1 *1	
		土砂災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		津波	0	0	4 *1	0	0 *2	0	0	3 *1	0		
		地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ブロック塀		0 *3	0	0 *3	0 *3	0	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3			
合計	1 *1	0 *1	4 *1	0 *1	0 *2	8 *1	6 *1	4 *1	0 *1	1 *1			
重傷者数(人)	建物倒壊	0 *1	0	0	0	0	1 *1	1 *1	0 *1	0	0 *1		
	土砂災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	津波	0	0	1 *1	0	0 *2	0	0	1 *1	0			
	地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ブロック塀	0 *3	0	0 *3	0 *3	0	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3			
	合計	0 *1	0	1 *1	0 *3	0 *2	1 *1	1 *1	1 *1	0 *3			
	軽傷者数(人)	建物倒壊	1 *1	0 *1	0 *1	0 *1	0	7 *1	5 *1	1 *1	0 *1	1 *1	
		土砂災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		津波	0	0	2 *1	0	0 *2	0	0	2 *1	0		
		地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ブロック塀		0 *3	0	0 *3	0 *3	0	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3			
合計	1 *1	0 *1	3 *1	0 *1	0 *2	7 *1	5 *1	3 *1	0 *1	1 *1			
要救助者数(人)	地震	0 *1	0	0	0	0	3 *1	2 *1	0 *1	0	0 *1		
	津波	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
津波に伴う要搜索者数(人)		0	0	4 *1	0	0 *2	0	0	3 *1	0	0		
ライフライン被害	上水道	断水人口(人)	直後	26	0	843	0	0	486	362	843	0	16
			1日後	24	0	2	0	0	453	336	841	0	15
			1週間後	9	0	2	0	0	282	203	834	0	5
	下水道	支障人口(人)	直後	235	145	764	145	0	302	302	764	145	235
			1日後	199	122	645	122	0	254	254	645	122	199
			1週間後	72	44	233	44	0	92	92	233	44	72
	電力	停電軒数(軒)	直後	0	0	7	0	0	52	45	6	0	0
			1日後	0	0	3	0	0	4	4	3	0	0
			1週間後	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0
	通信施設	不通回線数(回線)	直後	0	0	3	0	0	15	13	3	0	0
			1日後	0	0	3	0	0	14	12	3	0	0
			1週間後	0	0	1	0	0	2	2	1	0	0
都市ガス	支障戸数(戸)	直後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1日後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交通施設被害	道路	道路(箇所)	3	1	1	1	0	4	4	3	1	3	
		道路施設(箇所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		港湾・漁港	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	
生活機能支障	物資不足量	食料(食)	1~3日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4~7日	38 *3	0	135 *3	3 *3	0	506 *3	258 *3	1,047 *3	1	16 *3	
		飲料水(ℓ)	1~3日	139	0	0	0	0	1,920	0	5,144	0	85
		4~7日	187	0	0	0	0	4,234	1,853	10,058	0	126	
毛布(枚)	4 *3	0	24	0	2	25	18	16	0	3 *3			
災害廃棄物被害(万t)	災害瓦礫発生量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	津波堆積物発生量	0	0	3	0	2	0	0	3	0	0		
避難者	避難所内(人)	1日後	2	0	12	0	1	12	9	8	0	2	
		1週間後	3	0	2	0	0	46	33	110	0	2	
		1ヶ月後	1	0	1	0	0	14	10	136	0	1	
	避難所外(人)	1日後	1	0	6	0	0	8	6	4	0	1	
		1週間後	3	0	1	0	0	46	33	107	0	2	
		1ヶ月後	2	0	3	0	0	33	24	318	0	2	
災害時要援護者被害(人)	1日後	1	0	4	0	0	4	3	3	0	1		
	1週間後	1	0	1	0	0	15	11	36	0	1		
	1ヶ月後	0	0	0	0	0	5	3	44	0	0		

(4) 県下一律の直下型地震について

(1) の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。そこで、本村の直下でマグニチュード 6.9 の地震が発生したことを想定した場合を想定して、(2) の被害項目について予測を行った。

2. 津波浸水想定

(1) 津波浸水想定

本村の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア. 切迫性の高い津波

沖縄県は、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデルである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18.19 年度）津波浸水想定モデル一覧

	津波位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
①	沖縄本島北方沖(CO1)	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖(DO1W)	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖(H9RF)	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖(B04E)	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖(CO2)	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖(C04W)	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖(D06N)	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖(C05E)	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1(C06W)	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2(NM11)	60km	30km	20m	7.8
⑪	石垣島南方沖(IM00)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※2)
⑫	石垣島北西沖(A03N)	80km	40km	4m	
⑬	与那国島北方沖(A01N)	80km	40km	4m	
⑭	与那国島南方沖(GYAK)	100km	50km	5m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

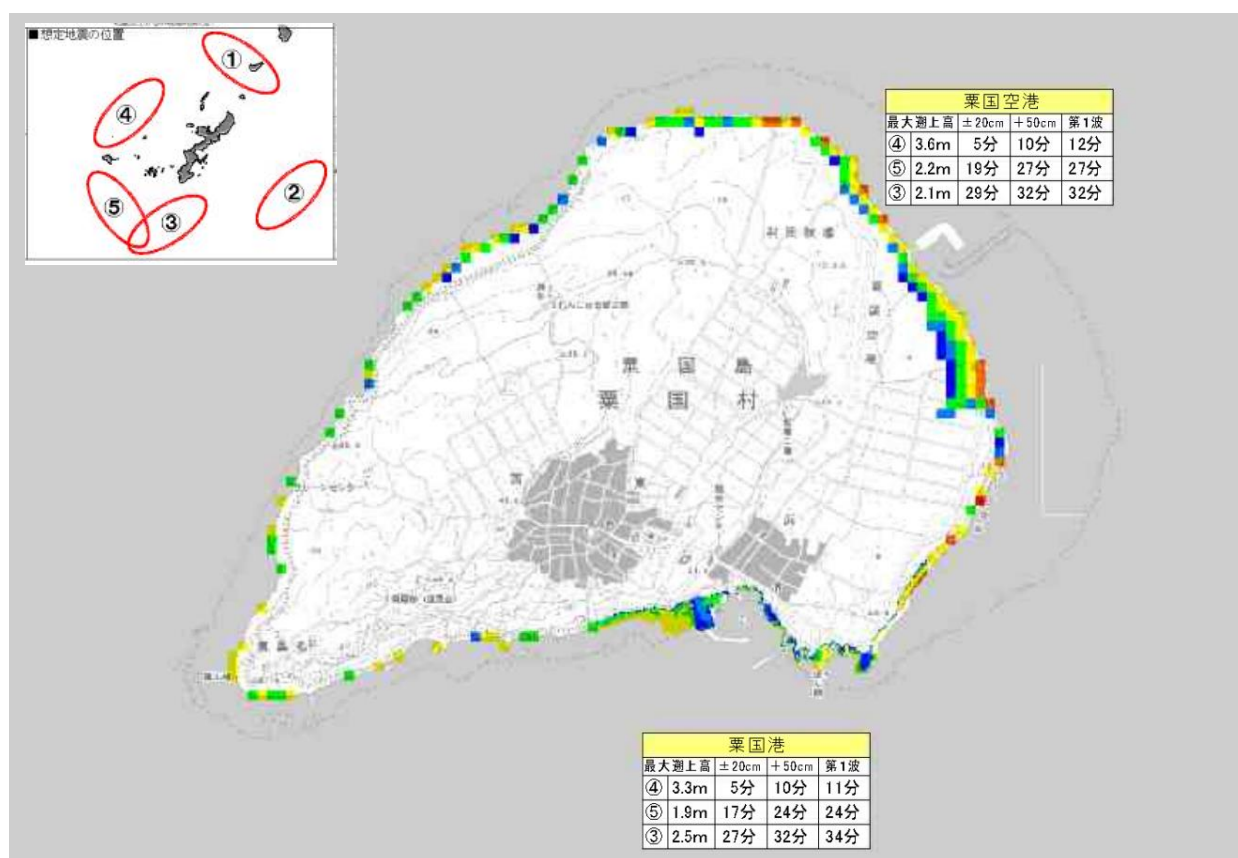
次に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

影響開始時間：海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（±20cm と ±50 cm）が生じるまでの時間

津波到達時間：地震発生から、津波第一波のピークが海岸に到達する時間

最大遡上高：津波が到達する最も高い標高

【平成 18.19 年度 津波浸水想定結果（粟国村付近）】



イ. 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）において、平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデルにおいて示されている津波浸水想定モデルである。

また、次のページに、津波浸水想定結果を示す。

【「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）津波浸水想定モデル一覧】

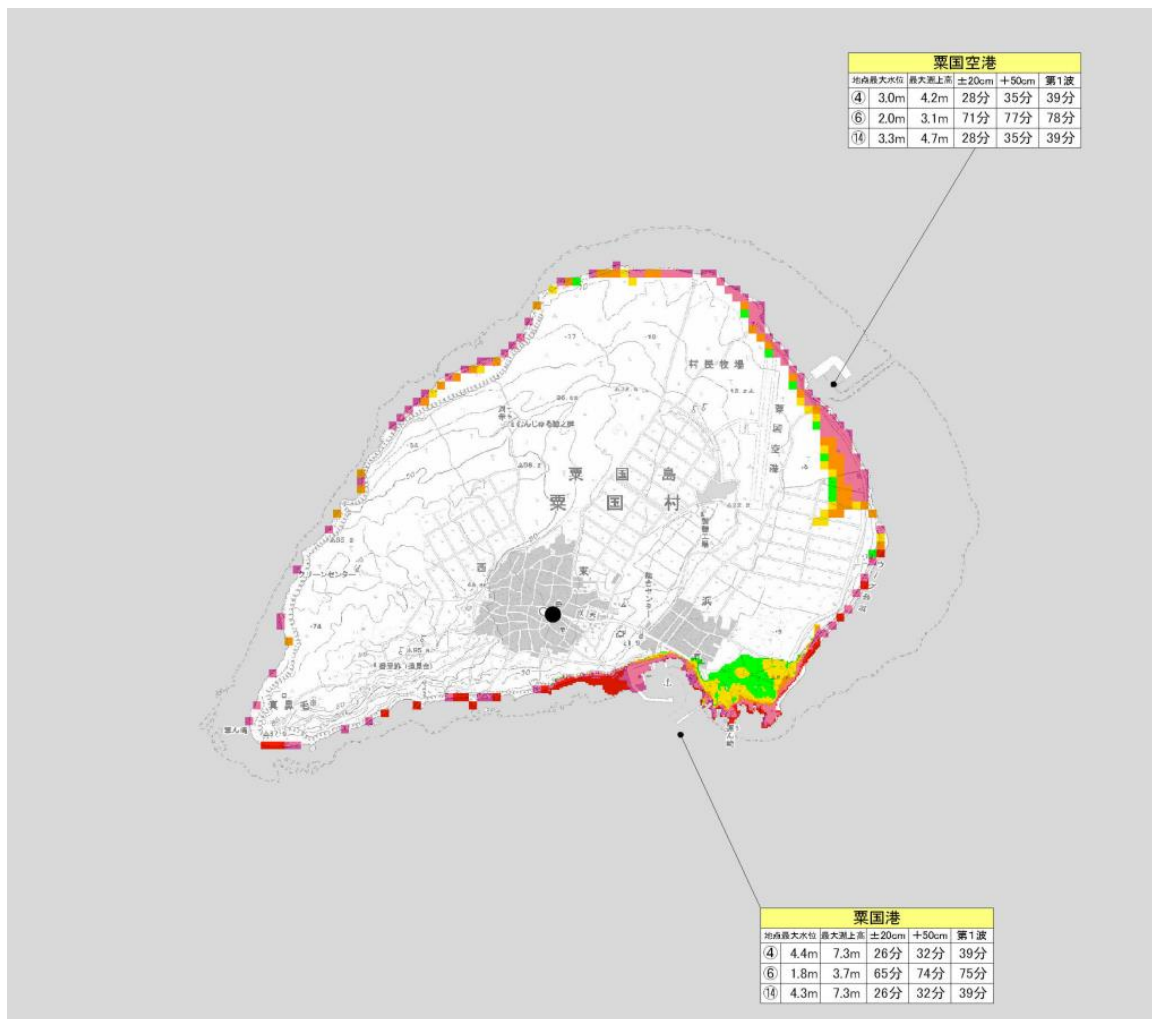
No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)	
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20 m	8.7	
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)	300km	70 km	20 m	8.8	
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70 km	20 m	8.8	
④	沖縄本島南東沖地震	300km	70 km	20m	8.8	
⑤	沖縄本島東方沖地震	300km	70 km	20m	8.8	
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20 km	20 m	7.8	
		15km	10 km	90m	(※3)	
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)	60km	30 km	20m	8.0	
⑧	与那国島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑨	石垣島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑩	多良間島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑪	宮古島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑫	久米島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑬	沖縄本島北西沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70 km	20m	9.0
			170km	70 km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70 km	20m	9.0
			175km	70 km	20m	
			300km	70 km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

【「沖縄県津波被害想定調査」（平成25年3月）の津波浸水予測図（粟国城村付近）】



ウ. 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

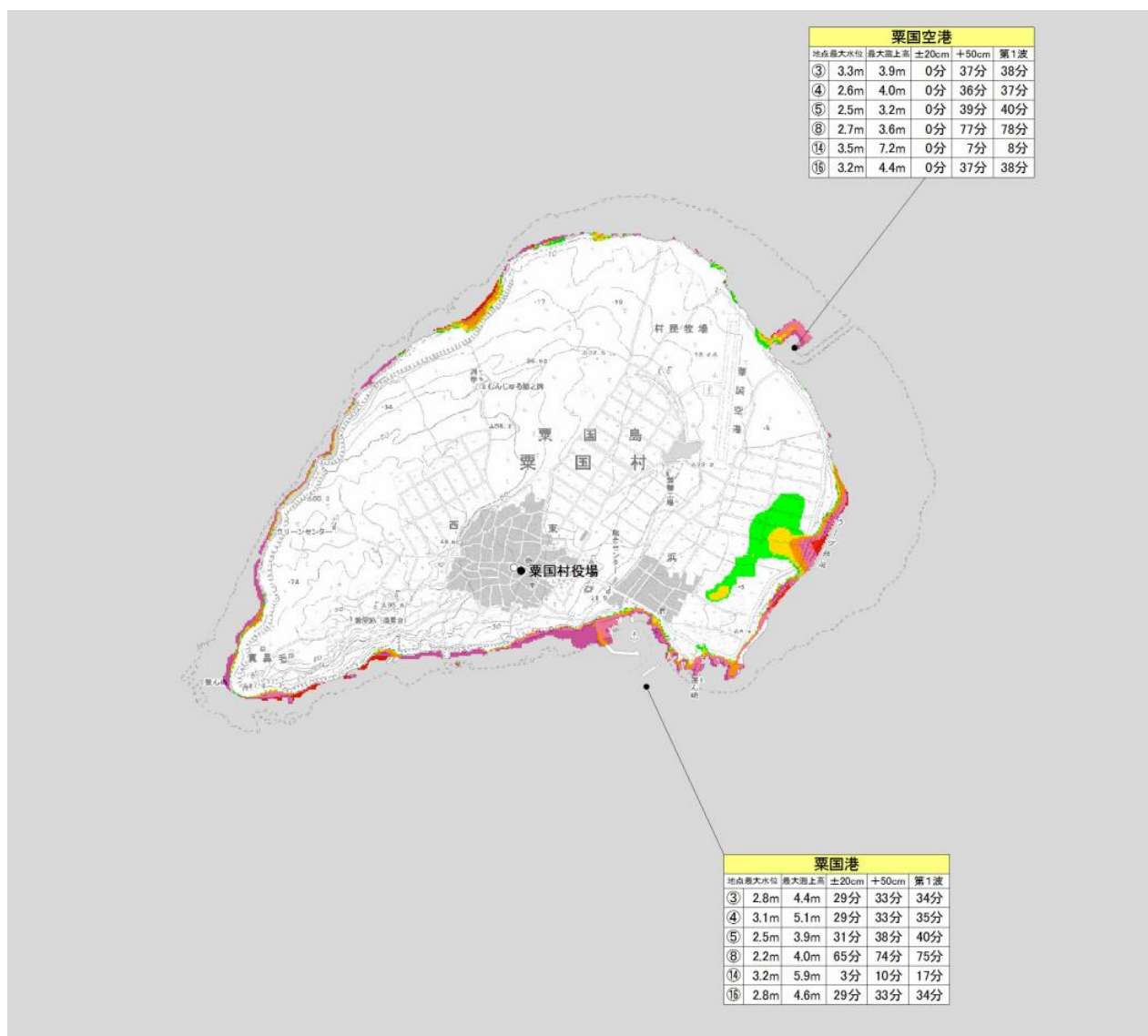
No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)	
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20 m	8.7	
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)	300km	70 km	20 m	8.8	
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70 km	20 m	8.8	
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50 km	12m	8.2	
⑤	沖縄本島南東沖地震	100km	50 km	12m	8.2	
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50 km	12m	8.2	
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50 km	12m	8.2	
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20 km	20m	7.8	
		15km	10 km	90m	(※3)	
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)	60km	30 km	20m	8.0	
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑭	久米島北方沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40 km	8m	8.1	
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70 km	20m	9.0
			175km	70 km	20m	
			300km	70 km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

【「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）の津波浸水予測図（粟国村付近）】



第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

栗国村の地域において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、栗国村の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1. 村機関

(1) 栗国村

- 1) 村防災会議及び災害対策本部に関する事務
- 2) 自主防災組織の育成及び防災むらづくり施策の推進
- 3) 防災に関する意識の高揚及び教育訓練の実施
- 4) 防災に必要な物資や資材の備蓄、整備及び点検
- 5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- 6) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- 7) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 8) 水防、消防、救助、その他の応急措置
- 9) 災害時の保健衛生及び文教対策
- 10) 災害時における交通輸送の確保
- 11) 災害廃棄物の処理
- 12) 被災施設の災害復旧
- 12) 被災者に対する救助、生活再建支援及び融資等の対策
- 13) 地域の防災関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- 14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- 15) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
- 16) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

(2) 栗国村消防団

- 1) 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- 2) 消防、水防及び応急措置に関すること
- 3) 住民への予報の伝達に関すること
- 4) 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

2. 県機関

(1) 沖縄県

- 1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- 3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- 4) 防災に関する施設及び設備の整備
- 5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- 6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- 8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- 9) 災害時における交通輸送の確保
- 10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- 11) 被災施設の災害復旧
- 12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- 13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- 14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- 15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

(2) 沖縄県南部土木事務所、沖縄県南部農林土木事務所、沖縄県南部林業事務所

- 1) 所管に係わる施設の災害予防や災害時における応急対策及び災害復旧対策、並びにこれらの指導

(3) 県立南部医療センター・こども医療センター

- 1) 災害時における医療及び救護活動、並びにその他医療救護に関する活動の実施

(4) 沖縄県中央保健所

- 1) 災害時における衛生対策

(5) 沖縄県警察（那覇警察署）

- 1) 災害警備計画に関すること。
- 2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
- 4) 交通規制・交通管制に関すること。
- 5) 遺体の見分・検視に関すること。
- 6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

3. 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

4. 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること。
- イ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- オ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- カ 津波警報等の伝達に関すること。

(2) 沖縄総合事務局

ア 総務部

- ア 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
- イ 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。

イ 財務部

- ア 地方公共団体に対する災害融資
- イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ウ 公共土木等被災施設の査定の立会
- エ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

ウ 農林水産部

- ア 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- イ 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- ウ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- エ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

エ 経済産業部

- ア 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- イ 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

オ 開発建設部

- ア 直轄国道に関する災害対策
- イ 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- ウ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- エ 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- オ 大規模土砂災害における緊急調査

カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 九州厚生局

- ア 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- イ 関係職員の現地派遣に関すること。
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 沖縄森林管理署

- ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
- イ 災害復旧用材の需給対策
- ウ 国有林における災害復旧
- エ 林野火災防止対策

(5) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

(6) 那覇産業保安監督事務所

- ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
- イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

(7) 那覇空港事務所

- ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
- イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

(8) 第十一管区海上保安本部

- ア 警報等の伝達に関すること。
- イ 情報の収集に関すること。
- ウ 海難救助等に関すること。
- エ 緊急輸送に関すること。

- オ 物資の無償貸与又は譲与に関する事。
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。
- キ 流出油等の防除に関する事。
- ク 海上交通安全の確保に関する事。
- ケ 警戒区域の設定に関する事。
- コ 治安の維持に関する事。
- サ 危険物の保安措置に関する事。

(9) 沖縄気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象、地象（自身にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(10) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(11) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策
- イ 災害に関連した失業者の雇用対策

(12) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ア 災害廃棄物等の処理対策に関する事。
- イ 環境監視体制の支援に関する事。
- ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関する事。

(13) 国土地理院沖縄支所

- ア 地殻変動の監視に関する事
- イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
NTT 西日本(株)沖縄支店	1 電信電話施設の保全と重要通信の確保
NTT コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンクテレコム(株)	
(株)NTTドコモ	1 移動通信施設の保全と重要通信の確保
KDDI(株)	
ソフトバンクモバイル(株)	
日本銀行 (那覇支店)	1 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
日本赤十字社 (沖縄県支部)	1 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。 2 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。 3 義援金の募集及び配分の協力に関すること。 4 災害時における血液製剤の供給に関すること。
日本放送協会 (沖縄放送局)	1 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
沖縄電力(株)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給確保
日本郵便(株) 沖縄支社(各郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱 3 災害時における窓口業務の確保
(一社)沖縄県医師会	1 災害時における医療及び助産の実施
(公社)沖縄県看護協会	1 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
(一社)沖縄県バス協会	1 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 2 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運(株)	1 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	1 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
(一社)沖縄県婦人連合会	1 災害時における女性の福祉の増進
沖縄セルラー電話(株)	1 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

(一社)沖縄県薬剤師会	1 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
(社福)沖縄県社会福祉協議会	1 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。 2 生活福祉資金の貸付に関すること。 3 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	1 観光危機への対応に関すること。 2 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
(公社)沖縄県トラック協会	1 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。

6. 公的機関（団体）その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 掌 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
沖縄県農業協同組合 粟国支店	1 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3 農業生産資材の確保斡旋に関すること 4 被災農家に対する融資の斡旋に関すること
粟国村漁業組合	1 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること 2 漁業災害応急対策の指導に関すること 3 漁業生産資材の確保斡旋に関すること 4 被害漁家に対する融資の斡旋に関すること
粟国村 社会福祉協議会	1 村が行う防災及び応急対策への協力に関すること 2 被災者の救護活動の展開に関すること 3 災害時要援護者支援の協力に関すること
一般社団法人 粟国村観光協会	1 村が行う防災及び応急対策等への協力に関すること 2 災害時における村内の観光客への対応に関すること
危険物施設等の 管理者	1 安全管理の徹底に関すること 2 防護施設の整備に関すること
(公財) 沖縄県国際交 流・人材育成財団	1 外国人に関する情報提供等の協力に関すること。
沖縄県ホテル旅館生活 衛生同業組合	1 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
(一社)沖縄県歯科医師 会	1 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

(公社)沖縄県獣医師会	1 災害時の動物の医療保護活動に関する事。
(一社)沖縄県建設業協会	1 災害時の重機等による救援活動の協力に関する事。 1 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関する事。
沖縄県土地改良事業団体連合会	1 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関する事。 1 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	1 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	1 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 2 被災地及び避難場所の警戒に関する事。 3 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。
沖縄県石油商業組合、 沖縄県石油業協同組合	1 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事。
(一社)沖縄県産業廃棄物協会	1 災害廃棄物処理についての協力に関する事。
(公社)沖縄県環境整備協会	1 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する事。
上下水道指定工事店	1 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
社会福祉施設管理者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
病院管理者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 1 被災傷病者の救護に関する事。
学校法人	1 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。 1 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
粟国村自治会長会	1 災害時における地域住民の状況把握と災害対策本部への協力に関する事

第6節 村民等の責務

村民及び村内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1. 村民

- (1) 災害に強いひとづくりやむらづくりのために、防災に関する意識を高めるとともに地域において相互に協力すること
- (2) 県及び村が行う防災に関する事業に協力し、住民全体の生命や身体及び財産の安全確保に努めること
- (3) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (4) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (5) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (6) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (7) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (8) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2. 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3. 事業者

- (1) 事業活動にあたって企業村民としての自覚を持つとともに、災害に強いひとづくりやむらづくりに最大の努力を払うこと
- (2) 災害発生においては、従業員等の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命や身体及び財産の安全確保に努めること
- (3) 県及び村が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力を払うこと
- (4) 従業員の防災教育及び訓練
- (5) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新

- (6) 管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (7) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (8) 自衛消防活動・訓練
- (9) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (10) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (11) 避難行動要支援者等の避難支援
- (12) 災害廃棄物の分別
- (13) 災害時の事業継続、国、県、村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (14) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

(1) 想定災害

ア. 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章 第4節 3の「(1) 津波浸水想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震や明和8年（1771年）八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ. 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

(2) 被災想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

- ア. 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。
- イ. 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。
- ウ. 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。
- エ. また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

1. 防災計画の考え方

村は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、以下の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

- ア. 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。
- イ. 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

- ア. 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

- イ. 高齢者や障害者等の要配慮者が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

- ウ. 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本村の経済力や観光目的地としての信用力を強化する観点からも、本村の防災体制を強化する必要がある。

- エ. 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

オ. ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

カ. 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。本村において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は以下のとおりである。

1. 周到かつ十分な「災害予防対策」

ア. 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

イ. 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2. 迅速かつ円滑な「災害応急対策」

- ア. 防災関係機関は、災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。
- イ. 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ウ. 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3. 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

- ア. 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

4. その他

- ア. 村は、県、近隣市町村、公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関、住民等、行政機関の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3節 村防災計画の修正（見直し）

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、国、県の防災方針及び本村の情勢、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要があり、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について修正しようとする場合は、毎年12月末日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を栗国村防災会議（総務課）に提出するものとする。

第 2 編 地震・津波編

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

本村は周囲を海に囲まれ平坦で断層を有するなどの地形的条件から、地震の発生に伴う山崩れや津波による被害が想定される。これらの災害から住民の身体及び生命並びに財産を守るため、地震災害に強いまちづくりの促進や啓発活動及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

地震災害に対して県民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「2節 地震・津波に強いまちづくり」、「3節 地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「4節 地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「5節 津波避難体制の整備」の4つに区分する。

1. 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限にとどめ、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2. 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

3. 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4. 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

1. 減災目標（実施主体:関係各課）

村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2. 緊急防災事業の適用（実施主体：関係各課）

村は、国、県等の防災事業を積極的に活用し、防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、都道府県知事は、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、平成8年度以降の年度を初年度とする5ヵ年間の計画（「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るものとする。

県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める事業のうち、村は地震防災上緊急に整備すべき施設等の重要整備計画を作成するものとする。

1) 事業内容

「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備すべき施設等は、次のとおりである。

- ア. 避難地
- イ. 避難路
- ウ. 消防用施設
- エ. 消防活動用道路
- オ. 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- カ. 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、公立盲学校、ろう学校、養護学校、公的建造物等の改築、補強
- キ. 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ク. 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- ケ. 地域防災拠点施設
- コ. 防災行政無線施設、設備
- サ. 飲料水確保施設、電源確保施設等
- シ. 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- ス. 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- セ. 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ソ. その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、村及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3. 防災研究の推進（実施主体：関係各課）

村及び関係機関が実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この計画に定めるところによる。

(1) 防災研究の目的・内容

本村の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、住民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるよう適宜検討委員会等を設置する。

第2節 地震・津波に強いむらづくり

各種災害から村土を保全することを目的とする「災害に強いむらづくり」の一環として、起伏の少ないこと及び西集落と隣接して断層が走っていること等の地形的特徴、また海岸部と集落との位置等を勘案して、治山対策や急傾斜地崩壊防止対策並びに海岸防災対策等の村土保全事業を国や県と協力して推進するものとする。

第1款 地盤・土木施設等の対策

(実施主体：関係各課、県)

各種の地震災害から村土を保全し、村民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1. 地盤災害防止事業（実施主体：関係各課）

地震による液状化現象等の地盤災害を念頭にした市街地開発等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

(1) 対策

- ① 防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で、液状化の予想される場所の施設については、所要の対策を実施し、構築物の補強対策を実施する。
- ② 今後の新規開発事業等については地盤改良の徹底を行う。
- ③ 将来発生するおそれのある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野であることから、その研究成果について積極的に住民や関係方面へ周知・広報する。
- ④ 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令順守の徹底を図る。

2. 道路施設整備事業（実施主体：経済課）

(1) 現況

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 対策

①道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア. 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ. 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

②緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

③道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

④応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要なる人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

3. 港湾・漁港整備事業（実施主体：経済課、船舶課）

(1) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないように、離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

(2) 応急復旧体制の確保

村は、港湾管理者及び漁港管理者として、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要なる人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

4. 農地防災事業の促進（実施主体：経済課）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ^o等による適切な情報提供に努める

5. 海岸保全施設対策（県）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進することとなっており、村は、県に対して次の対策を推進するよう要請する。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化。

6. 上水道施設災害予防対策（実施主体：経済課）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工を行うとともに、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するために水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、県内において、必要な人員、資材等が不足する場合には、沖縄県防災危機管理課との調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

7. 下水道施設災害予防対策（実施主体：経済課）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するように努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域体制の整備

村は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県が整備する受入れ態勢の状況を確認する。

8. 高圧ガス災害予防対策（県）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、公安委員会、村及び（社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し法令の規定する基準に適合するように当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。また、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費先の保安対策

（社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

(3) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

9. 電力施設及び電気通信施設応急対策計画（実施主体：沖縄電力株式会社）

(1) 電力施設応急対策実施方針

電力施設に関する災害応急対策計画については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

10. 通信施設災害予防計画（総務課、各電気通信事業者）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認められたとき、NTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 村における予防計画

ア. 災害用情報通信手段の確保

村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用。
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）。

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携。
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化。

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等。
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策。

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検。
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検。
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟。
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練。
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）。
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）。
- ・災害発生時に通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
- ・災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するものとする。

イ. 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進する。

- ・有線・無線による通信網の2ルート化を図る。
- ・防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）により受信する国民保護情報や緊急地震速報等の情報は、多様な手段により住民へ伝達を図る。

ウ. 通信設備等の不足時の備え

村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ. 停電時の備え及び平常時の備え

村は、災害時における通信確保の重要性を考慮し、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

①NTT西日本及びNTTドコモ九州における予防計画

ア. 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防ぐため、次の防災計画を推進するものとする。

- ・主要な電気通信設備が設置されている建物について、耐震及び耐火対策を行う。

- ・主要な電気通信設備等について、予備電源設備の設置又は予備電源車を確保する。

イ. 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

- ・主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- ・主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

ウ. 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- ・回線の設置切替方法
- ・可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ・孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- ・災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- ・可搬型基地局装置による通話回線の確保

②KDDIにおける予防計画

ア. 通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進するものとする。

- ・予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。
- ・通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める
- ・通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

イ. 通信網等の整備計画

災害時において通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- ・中央局設備及びその付帯整備を分散設置する。
- ・伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

ウ. 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に次のような災害対策機器等を配備するものとする。

- ・孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。
- ・非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

11. 通信施設の優先利用等の事前措置（実施主体：総務課）

(1) 優先利用の手続き

村は、県及び関係機関とともに、通信施設の優先利用（災害対策基本法第57条）及び優先利用（同

法第79条)について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州支店、放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第2款 都市基盤の整備

(実施主体：関係各課)

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進する。

1. 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：経済課）

地震被害に備えた適正な土地利用の推進を図る。

2. 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：関係各課）

(1) 都市の防災構造化に関する基本指針

道路、公園、河川、港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

ア. 都市基盤施設の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難地域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

イ. 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を促進する。

ウ. 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ. 共同溝等の整備

ライフライン施設は住民生活の根幹をなすものであり、地震による被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公共物を収容するための共同溝等の整備を推進する。

オ. 防災拠点の確保

災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災活動拠点を確保する。

3. 地震火災の予防（実施主体：関係各課）

(1) 建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。

(2) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

(3) その他の地震火災防止事業

耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救助活動の円滑な活動の実施を図ることとする。

4. 津波に強いむらの形成（実施主体：関係各課）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(4) 地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、庁内関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(7) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の

工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- (8) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(漁港、臨時ヘリポート等)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1. 建築物の耐震化の促進(実施主体:経済課)

(1) 公共施設の耐震性確保

①公共施設に関する事業の基本方針

学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物の耐震性を確保する。

②公共施設に関する事業の実施

村は所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

なお、県及び村は所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

(2) 一般建築物の耐震性確保

①一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ不特定多数の者が利用する診療所、集会場、宿泊施設等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

②一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設にあたっては確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設し、講習会等を実施することにより、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上にむけた知識の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。またがけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

2. ブロック塀対策（実施主体：経済課）

本村では、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊による被害を防止するために以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣化を奨励する。

(2) 指導及び普及啓発

村は、県の関係機関に協力し、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款 危険物等の対策

1. 危険物災害予防計画（実施主体：総務課）

(1) 危険物施設等に対する指導

ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止するものとする。

消防機関は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせる。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し保安教育を実施するとともに、村は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア. 火災、爆発物の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ. 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ. 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の整備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な措置を講ずる。

エ. 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本村及び消防機関に対する通報体制を確立する。

オ. 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

表:危険物施設一覧表

事業所名	所在地	種別	最大貯蔵量
栗国石油	栗国村字浜 311	A 重油	12.0 kℓ
		ガソリン	3.2 kℓ
		軽油	2.6 kℓ
		灯油	2.0 kℓ
沖縄電力(株)	〃 字東 990	A 重油	200 kℓ
JAおきなわ栗国支店	〃 字東 465-2	LPG	1.2 ton
丸三給油所	〃 字東 298	ガソリン	576 ℓ
		軽油	596 ℓ

(5) 化学消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置整備を図るとともに、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2. 毒物劇物災害予防計画（実施主体：総務課）

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

- ア. 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ. 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定
- ウ. 耐震等の定期点検及び補修の実施
- エ. 防災教育及び訓練の実施
- オ. 災害対策組織の確立

3. 火薬類災害予防計画

村は、地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、警察本部、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

第3節 地震・津波に強い人づくり

第1款 防災訓練計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、村、県、防災関係機関及び県民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1. 防災訓練の実施に係る基本方針

本村の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、村、県及び防災関係機関が連携及び社会教育関係団体とし、さらに多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2. 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務課、関係各課）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3. 総合防災訓練（実施主体：総務課、関係各課）

(1) 総合防災訓練

村は、県との連携のもと、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、村全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア. 実施時期

少なくとも年1回、防災の日（9月1日）もしくはその前後の期間において実施するものとする。

イ. 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ. 参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

エ. 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

(ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練

(イ) 水防訓練

(ウ) 救出及び救護訓練

(エ) 炊き出し訓練

(オ) 感染症対策訓練

(カ) 輸送訓練

(キ) 通信訓練

(ク) 流出油等防除訓練

(ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）

(コ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

村は、県と連携のもと住民等の津波避難行動に特化した村全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア. 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ. 津波避難困難区域の把握

ウ. 避難行動要支援者等の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

村は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

ア. 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ. 本部会議及び各部の実践力の向上

ウ. 防災計画・マニュアルの検証

(5) 複合災害訓練

村は、県及び防災関係機関と連携して、本村の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4. 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務課）

村は、防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5. 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務課）

村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

6. 訓練のための交通規制（実施主体：総務課）

村は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施上最小限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止又は制限することができるものとする。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1. 防災意識の普及・宣伝（実施主体：総務課）

(1) 村の役割

村は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(2) 気象台の役割

気象台は、県や村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) その他

ア. 普及・啓発の時期や内容等

村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(ア) 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

(イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動

(ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(エ) 緊急地震速報受信時の対応行動

(オ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

イ. 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2. 広報活動の実施（実施主体：総務課）

(1) 広報事項

「栗国村地域防災計画」の概要及び地震・津波の知識、地震災害時の心得等について広報するものとし、常時住民の理解と認識を深めるように努めるものとする。

(2) 広報活動

必要な情報については、以下の方法により周知を図るものとする。

- ① 報道機関等を通じ、適時広報事項を提供する。
- ② 広報誌、インターネット等を活用し、村のホームページへの掲載など防災知識の普及の徹底を図る。
- ③ 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

(3) 防災関係機関の措置

防災知識の普及は、日頃からあらゆる機会に広く村民に呼びかけることが重要であるため、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動において防災関連事項を多く取り入れるよう、積極的に働きかけ、住民自身のために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

3. 各種防災教育の実施（実施主体：総務課、教育総務課）

各防災機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として以下の防災知識の徹底を図るものとする。

- ① 災害対策関係法令及び他の法令の防災関係の各項の説明を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るための研修会を行う。
- ② 講習参加者の属性を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。
- ③ 消防法第8条に定める施設（学校、公民館、病院、福祉施設、工場・事務所、共同住宅、宿泊施設等、その他多数の者が出入りまたは勤務、居住する防火対象物）の防火管理者に対して、通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督を履行させるものとする。また、その他防火管理上必要な業務を行うにあたって、その関係者への教育を実施し、地震火災予防対策の効果をあげるものとする。
- ④ 地震や津波に関する基礎的な知識や災害の原因及び避難、救助方法等について学校教育や社会教育にその内容を組み入れ、防災教育に努めるものとする。防災教育を行う際には、学校教育では児童や生徒の発育段階に合わせるものとし、社会教育においては各々の属性（年齢や性別等）にあった教育を実施するものとする。
- ⑤ 消防団や事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、自治会、青年会や婦人会等を基礎とした自主防災組織が育成された場合を含め、これらの組織を通じた地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図るものとする。

4. 災害教訓の伝承（実施主体：総務課）

村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、県民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3款 自主防災組織育成計画

（実施主体：総務課）

1. 基本方針

災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣組組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する。

2. 実施内容

(1) 自主防災組織の育成

村は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとし、その際には消防機関等の関係機関と連携協力するものとする。また村民は災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

1) 組織の編成単位

自主防災組織は、住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成する。その組織化にあたっては①住民が真に連帯感に基づいて防災活動を行うことができる規模であること、②住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること、などに留意し村が住民と協議し実施するものとする。

2) 組織づくり

組織づくりにあたっては、自治会等の既存組織を自主防災組織へ育成することを基本として次の方法により促進する。

- ① 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れる。
- ② 防災活動を行っている組織に対して活動の充実強化を図る。
- ③ 婦人団体及び青年団体並びにPTA等の地域で活動している組織を活用する。

3) 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
①防災知識の普及及び防災訓練の実施	①災害情報の収集及び伝達、避難勧告や指示等の伝達
②防災情報の収集伝達体制の確立	②出火防止の実施
③防災用資機材等の備蓄及び管理	③救出・救護の実施及び協力
④防災リーダーの育成	④集団避難の実施
	⑤炊き出しや救助物資の配布に対する協力
	⑥その他

4) 資機材及び活動拠点の整備

村は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

5) 組織の結成の促進と育成

①消防団との連携

村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア. 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ. 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 消防団員の充実

1. 消防団員の充実（実施主体：総務課）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

ア. 地域に必要な消防団員数の検討

イ. 村民への消防団活動の広報

ウ. 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第5款 企業防災の促進

（実施主体：経済課）

1. 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化

の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

2. 村の支援

村は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6款 地区防災計画の普及等

（実施主体：総務課）

村は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、事前の措置について定める。

第1款 初動体制の強化

(実施主体：総務課)

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

村は、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を図る。

ア. 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

イ. 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震・津波発生時に、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。

ウ. 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

エ. 執務室等の安全確保の徹底

職員の勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア. 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部及び災害対策地方本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

イ. 災害対策本部設置マニュアルの作成

手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ. 災害対策本部職員用物資の確保

村の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄を進める。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

村は、被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

ア. 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、整備を進める。

イ. 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

ウ. 連絡体制等の確保

各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

(4) 情報分析体制の充実

村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

(5) 災害対策実施方針の備え

村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

(6) 複合災害への備え

村は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

(実施主体：総務課)

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

(1) 職員の防災対応力の向上

ア. 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

イ. 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求め

られる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

(ア)国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

(イ)災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

(ウ)防災担当専門職員を養成する。

ウ. 民間等の人材確保

村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

(2) 物資及び資機材の確保体制の充実

村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

ア. 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(ア)家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

(イ)救助工作車等の消防機関への整備促進

(ウ)資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進

イ. 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(ア)家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(イ)消防自動車等公的消防力の整備促進

ウ. 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の 2 日以上を目標とした確保に努める。

食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実食料・水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後 3 日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

(ア)家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活

必需品の7日分の備蓄に関する啓発

(イ)県における市町村備蓄保管のための食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

(ウ)村における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

(エ)飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等

(オ)大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

(カ)乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

(キ)村による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進

エ. 輸送手段の確保

(ア)車両の確保

村は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(イ)船舶の確保

第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図る。

(3) 応援体制の強化

被害が甚大で村及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。村は、次の対策を講ずることにより応援体制の強化を図る。

ア. 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化するため、村は、県と協力し、市町村間の相互応援協定の締結を促進する。

村は、村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、広域処理体制の構築を県に要請する。

村は、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

イ. 村内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ウ. 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

(ア)医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

(イ)日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり

方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ. 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

村外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ. 自衛隊との連携の充実

村は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

カ. 応援・受援の備え

村は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

ア. 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

イ. 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

ウ. 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

エ. 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・

津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

オ. 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2章「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

カ. 運送事業者との連携確保

県及び村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

ア. プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、村及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定する。

イ. インターネットを通じた情報発信に関する検討

インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

ウ. 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、次の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ア. 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報
- イ. 図面等データ
- ウ. 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

(実施主体：関係各課)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

ア. 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

イ. 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ. 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、村は施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していく。

(ア) 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

(イ) 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

(ウ) 要配慮者のための避難マニュアルの作成

- (エ)耐震性のある村立施設の避難所指定
- (オ)避難路沿線施設の耐震性についての点検

エ. 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、村としては、消防団、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）を図る。

オ. 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、村は、医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。なお、当面は村として以下の対策を図る。

- (ア) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び村内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- (ウ) 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- (エ) 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- (オ) 地震・津波の危険性、被害想定予測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
- (カ) 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

村は、被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

ア. 学校の防災拠点化の推進

村は、以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- (ア) 無線設備の整備
- (イ) 教職員の役割の事前規定
- (ウ) 調理場の調理機能の強化
- (エ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- (オ) シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- (カ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- (キ) 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- (ク) 施設の耐震化及びバリアフリー化

イ. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(ア) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。

また、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

(イ) 避難場所・避難所の整備

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ. 福祉避難所のリストアップ

村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等福祉避難所を指定しておく。

エ. 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

オ. 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

村は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、県と連携を図るとともに、建設候補地をリストアップしておく。

また、村は、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結により、災害時の応急借上住宅として活用できるよう努める。

カ. 文教対策に関する事前措置

村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として

開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

(イ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

(ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

(エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

キ. 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

村は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連携体制の構築に努める。

ク. 広域一時滞在等の事前措置

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

(ア)他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

(イ)災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成

(ウ)一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

(エ)総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を把握する体制の整備

(オ)放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

ケ. 家屋被害調査の迅速化

村は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を派遣し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

また、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

コ. 災害廃棄物処理計画の策定

村は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討

(実施主体：総務課)

地震等の大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、村においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、県と連携を図ることを検討する。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等が迅速・的確に行うことができる。

(1) 被害情報の収集

震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する。

(2) 物資や防災要員の輸送

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

(3) 負傷者の搬送

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

(4) 空中消火活動

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、村消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備

(実施主体：総務課)

1. 基本方針

災害時には行政機関だけの活動には限界があることから、行政機関と連携・支援するボランティアの役割が救援・復興に大きく係わることから、関係機関、ボランティア（団体）等を支援して、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、相互連携体制を確立し、活動を促進するために、平常時から取り組むべき対策・計画について定める。

2. 実施内容

(1) ボランティア意識の醸成

ア. 学校教育における取組

ボランティア精神は、幼少期からの教育や体験等によるところが大きいことから、その育成に当たっては、学校教育において積極的に取り入れていくものとする。

イ. 生涯学習を通じた取組

村及び栗国村社会福祉協議会は、生涯学習などの社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

(2) ボランティアの育成等

ア. ボランティア活動を効果的に実施するためには、地域ボランティアが必要であり、村及び栗国村社会福祉協議会は連携し、普段からその育成に努めるものとする。

[地域ボランティアの役割（初動期）]

- ・被災地外からのボランティアの現地誘導
- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア組織の形成支援
- ・専門ボランティアの登録等

(ア) 村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」）という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

(イ) 村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

イ. ボランティアコーディネーターの養成

村は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

ア. 村は、県・栗国村社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

イ. 村及び村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランテ

ィアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

- ウ. 村及び栗国村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。
- エ. 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第6款 要配慮者の安全確保計画

（実施主体：民生課）

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておく。

ア. 村防災計画への位置づけ

村は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

イ. 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

ウ. 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

エ. 緊急連絡先の整備

施設の管理者は、災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

オ. 災害用備蓄等の推進

施設の管理者は、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

村は、災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、村診療所並びに村立保健指導所と連携し医薬品及び衛生材料の備蓄を図る。

また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所

などに十分に届けられる流通システムの整備を図る。特に、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常食糧の確保に努めるものとする。

(2) 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

したがって、関係部局の連携等により、在宅介護者等の安全確保に努める。

ア. 避難行動要支援者名簿の作成等

村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援や安否の確認等、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

イ. 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努める。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月 内閣府）に基づくものとする。

(ア) 避難支援を行う関係者の範囲

(イ) 避難行動要支援者の対象範囲

(ウ) 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法

(エ) 避難行動要支援者の名簿の更新要領

(オ) 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置

(カ) 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項

(キ) 避難支援者の安全確保対策

ウ. 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(ア) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・ 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ)地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

エ. 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア. 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるとともに、迅速に対応できる体制を図り、常時点検を行うものとする。

イ. 施設及び設備等の安全点検

村は村内に所在する不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した安全設備の整備及び点検の指導を行うものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

(実施主体：経済課)

村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

ア. 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

イ. 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

ウ. 観光関連施設の耐震化促進

村は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

エ. 帰宅困難な観光客に対する帰宅支援体制の整備

村は、村観光協会、県、OCVBと連携し、村内に滞留する帰宅困難な観光客に対して、安全に帰宅させるための支援体制の整備を行う。

そのためには、村内に滞留する観光客の情報収集、村内の観光関連施設との連携強化を図る必要がある。

(2) 外国人の安全確保

村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

ア. 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

イ. 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

(3) 観光危機管理体制の整備

ア. 観光危機管理の普及、対策の促進

村は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

イ. 観光危機情報提供体制の整備

村は、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、村、県、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 津波避難体制等の整備

(実施主体：総務課)

本節では、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、被害の未然防止及び拡大防止のための必要な体制・手段について示す。

1. 津波避難計画の策定・推進

(1) 津波避難計画の策定

村は、県が策定する津波避難計画策定指針及び村で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、本村の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設(空港、フェリーターミナル等)、医療・福祉施設、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

ア. 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、沖縄県警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ. 消防防災関係職員等の避難原則

消防団員、水防団員、警察官、村職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

2. 津波危険に関する啓発

(1) 村における対策

ア. 村は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域(想定の限界や不確実性含む)

(イ) 津波危険への対処方法(適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む)

(ウ)過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）

(エ)津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ. 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア)学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ)漁業関係者等を対象とした説明会

(ウ)津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(エ)津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(オ)広報誌

(カ)防災訓練

(キ)防災マップ（津波ハザードマップ）

(ク)統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）

(ケ)電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア. 津波ハザードマップの普及促進

村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ. 津波避難訓練の実施

村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ. 津波防災教育の推進

村は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解向上に努める。

3. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

村は、本村の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図る。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備する。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び津波避難タワーの整備

ア. 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ. 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ. 津波避難タワーの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか津波避難タワーの整備を検討する。

これらの整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ. 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、住民への周知と理解を促進する。

オ. 津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

4. 津波災害警戒区域の指定等

県知事により、津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくり法により次の対策を講ずる。

- ア．本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- イ．津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- ウ．本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ．津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第6節 離島における防災体制の強化

本村では、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、空港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。また、大津波から避難できない事態も予想される。

このような本村の地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1. 孤立化等に強い施設整備（実施主体：経済課）

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、島の孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 空港対策

空港管理者等は、島の空港について施設の耐震性や耐浪性等の確保を推進する。また、施設の応急復旧や消防活動等を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 道路対策

道路管理者は、島の重要な港湾、空港及び漁港や孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(4) 通信施設対策

村及び通信事業者は、通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

2. 孤立化等に強い人づくり（実施主体：総務課）

(1) 孤立想定訓練

村は、離島等の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

村は、孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのご自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率100%を目指す。

このため、村は、県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

3. 地震・津波災害応急対策活動の準備（実施主体：総務課）

(1) 離島への受援体制の強化

村は、県と連携して、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

村は、県と連携して、本村や孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

本村の孤立危険集落ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

4. 津波避難体制の整備（実施主体：総務課）

(1) 津波に対する啓発

過去に本県の離島に大被害をもたらした、八重山地震津波等の教訓の伝承を推進する。

(2) 津波警戒避難体制・手段の整備

津波避難に必要な高台等の避難場所を確保できない場合においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織及び組織計画

1. 基本方針

本村の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、的確かつ迅速な災害応急対策等を行うために防災会議や災害対策組織（対策本部又は対策本部の設置に至らない場合の警戒本部）を編成するとともに、各組織の業務分掌及び動員計画等をあらかじめ樹立しておくものとする。

2. 実施内容

(1) 栗国村防災会議の設置

栗国村防災会議を本村地域に係わる防災に関し総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条第1項に基づき、村長を会長として組織する。

その所掌事務は栗国村地域防災計画を作成するとともに、その実施の推進並びに災害情報の収集等を行う。

(2) 栗国村災害対策組織の編成

災害対策組織は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその災害の程度に準じて、災害対策本部設置前における初動体制として「災害対策準備体制」、情報収集及び巡視や警戒を主とする「災害警戒本部」、及び災害の発生により各種応急対策等を総合的に行うための「災害対策本部」を設置するものとする。

1) 災害対策準備体制

災害対策本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務対策班）により災害対策準備体制をとるものとする。

	設置条件	主な活動内容	配備要員	体制設置者
災害対策準備態勢	① 本村域において震度4が観測されたとき ② 沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき。	・情報収集	災害対策準備体制については、総務課から必要な人数を以て充てる（総務課長があらかじめ指定しておく）。	防災担当者 (総務対策班)

2) 災害警戒本部

ア. 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、気象台による各種警報等の発表に伴い本村域に災害が発生、又は発生する恐れがある場合で、災害対策本部を設置するには至らないときに設置するものとする。組織体制は総務課長を本部長とし必要な要員を持って警戒配備体制をとるものとする。なお、警戒本部長は警戒本部を設置した場合には、直ちに配備要員と栗国消防団へその旨を連絡するものとする。

	設置条件	主な活動内容	配備要員	体制設置者
災害警戒本部	① 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認める場合。 ② 本村域において震度5弱が観測されたとき。 ③ 沖縄本島地方に津波警報の「津波」が発表されたとき	・情報連絡 ・巡視及び警戒 ・水辺からの退去呼びかけ ・被害情報の伝達等	災害警戒本部体制については、総務課及び民生課並びに経済課から必要人数を以て充てる（総務課長があらかじめ指定しておく）。	総務対策班長 （総務課長）

3) 災害対策本部

ア. 災害対策本部の設置

災害警戒本部長は災害が発達し、より高次の配備体制（災害対策本部の配備体制）への移行が必要と認めた場合は村長に状況を説明するものとする。説明を受けた村長は、次に掲げる要件等を勘案し速やかに災害対策本部を設置するものとする。ただし、村長不在の場合は副村長 ⇒ 教育長 ⇒ 総務課長 の順位により本部設置の代行を行う。この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得るものとする。なお、本部長は対策本部を設置した場合には、直ちに配備要員へその旨を連絡するものとする。

[災害対策本部の設置基準]

- ① 本村域において震度5強以上又は周辺市町村において震度6弱以上が観測されたとき
- ② 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき
- ③ 前各号のほか、県全域又は一部の地域に発生した地震災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

イ. 組織及び所掌事務

粟国村対策本部（以下「本部」と称す）を、村長を本部長として災害対策基本法第23条の規定に基づき組織し、地域防災計画の定めるところにより、村域に係わる災害予防及び災害応急対策等を実施する。

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は村長、副本部長には副村長及び教育長を以て充てる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長・副本部長・本部の各班長及びその他本部長が必要と認める者を以て構成し、本部長がこれを召集する。
- ③ 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。
 - 災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - その他本部長が必要と認める事項
- ④ 本部の組織編成及び所掌事務は86項の図、及び87項88項の表のとおりとする。
- ⑤ 本部の各班は原則として、本部の開設と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

ウ. 本部の設置場所

本部は粟国村役場庁舎内に設置する。なお、役場庁舎内が使用できない場合は、村内の公共及び公益施設の利用可能な場所に設置するものとする。

エ. 本部の設置及び閉鎖

本部の設置及び廃止は、以下により村長が決定するものとする。

実施事項	実施内容
本部の設置	<p>災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において村長が設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 村内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき ② 本村域において震度5強以上又は周辺市町村において震度6弱以上の地震が発生したとき ③ 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき ④ 村内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。 ⑤ 県本部が設置された場合において、村対策本部の設置の必要を認めたとき
本部の閉鎖	<p>本部の閉鎖について、次の事項に従い村長が閉鎖するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。 ② 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき

オ. 本部の設置又は廃止の通知及び公表

本部を設置又は廃止したときは、県及び関係機関並びに村民に対して次表により通知及び公表する。

通知又は公表先	活動手段及び対象者等	担当者
村各課長	庁内放送、電話その他の方法	事務局連絡係
沖縄県	電話その他の方法	
栗国空港管理事務所	〃	
報道機関	〃	
村民	栗国村防災行政無線、広報車、その他の方法	
その他必要と認める機関	電話その他の方法	

(3) 災害対策本部の動員計画

1) 災害対策要員配備の指定及び区分

- ① 本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策要員の配備規模を指定する必要がある場合は、情勢に応じて規模の変更を行うものとする。
- ② 災害対策要員の配備は、災害の規模に応じておおむね次の基準による第1配備から第3配備までに区分するものとする。

■表：災害対策本部要員配備体制

配備	配備基準	配備・体制内容
	地震・津波	
災害対策準備体制 第1配備 (初動配置)	① 本村域において震度4が観測されたとき ② 沖縄本島地方に津波注意報が発表されたとき	・防災情報の収集・連絡等における担当配置 ・その他職員は自宅待機
災害警戒本部 第2配備 (警戒配備)	① 強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで村長が必要と認めるとき ② 本村域において震度5弱が観測されたとき ③ 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき	・必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制 ・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。数人の人員をもって充てる
災害対策本部 第3配備 (全配備)	① 本村域において震度5強以上及び周辺市町村において震度6弱以上の地震を観測した場合 ② 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき	・動員可能な全職員をもって当たるもので、完全な非常体制とする

2) 配備要員及び指名

- ① 災害対策本部各班の配備要員は、87 項及び 88 項の所掌事務及び配備要員のとおりとする。
- ② 各班長は班員のうちから配備規模に応ずる要員を、あらかじめ指名しておく。
- ③ 各班長は配備要員名簿を作成し、総務対策班長に提出する。なお配備要員に変更があった場合は、その都度修正の上通知する。

3) 動員方法

- ① 本部長は気象予報や警報並びに災害発生の恐れのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生する危険性があると認めたときは直ちに本部会議を召集し、災害対策要員の配備指定及びその他応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 本部会議の召集に関する事務は、総務対策班長が行う。
- ③ 総務対策班長は本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知する。
- ④ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対してその旨を通知する。
- ⑤ 通知を受けた対策要員は、直ちに所定の配備につく。
- ⑥ 各班長はあらかじめ班内の非常召集系統を確立しておく。なお、非常召集系統についても配備要員名簿に併記し、総務対策班長に提出しておく。
- ⑦ 本部長は、休日や夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき参集途上にあっても、適切な連絡手段により災害対策本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請依頼及び県への応援要請など、災害応急対策上必要な意志決定又は指示を行なうものとする。

4) 夜間及び休日等における配備

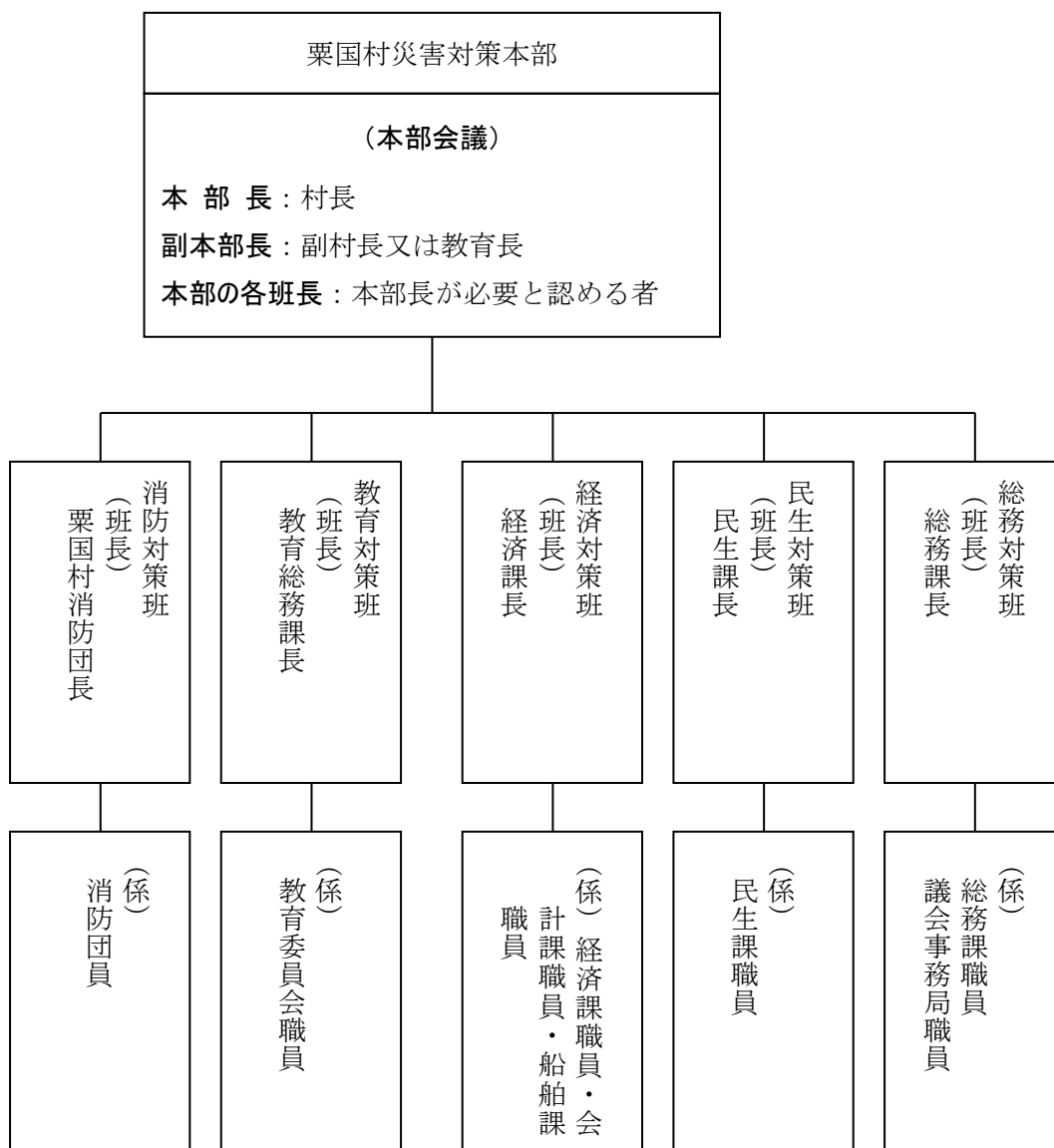
ア 宿直等の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対しては、夜間については宿直並びに休日については日直が注意報の受理等の初期対応を行なうものとする。その後早急に総務対策班長へ連絡を行なうものとする。

イ 非常登庁

職員は勤務時間外及び休日において、災害が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは進んで所属長と連絡をとり、或は自らの判断により登庁するものとする。

図：災害対策本部の組織及び編成



表：粟国村災害対策本部所掌事務及び配備要員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務対策班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会議に関する事 2. 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事 3. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 4. 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事 5. 各班の分掌事務及び連絡調整に関する事 6. 班内の連絡調整に関する事 7. 職員の配置及び非常招集並びに輸送に関する事 8. 被災者及び物資の輸送に関する事 9. 消防団の出動要請に関する事 10. 行方不明者の捜索に関する事 11. 災害救助法活動に協力する村内のボランティア並びに日本赤十字社その他医療機関との連絡調整に関する事 12. 災害見舞及び視察者の応援に関する事 13. 避難所の設置及び管理に関する事 14. 気象予報及び警報等の受理並びに伝達に関する事 15. 被害状況並びに被害写真等災害記録の収集に関する事 16. 村有財産の被害状況の調査収集に関する事 17. 災害情報や被害状況並びに応急対策状況（救助活動を含む）の住民並びに報道機関への広報に関する事 18. 県やその他関係機関に対する被害報告に関する事 19. 応急食料その他生活必需品の調達及び管理に関する事 20. 村民や滞在者等の被害状況及び人口動態等の調査収集に関する事 21. 被災者に対する村税の徴収猶予及び減免に関する事 22. 災害に関する情報の総括に関する事 23. その他必要と認める事 	総務課・議事事務局職員	2人	5人	全職員
民生対策班	民生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関する事 2. 災害救助法の適用に関する事（適用に関する県への報告及び手続） 3. 応急食料及び生活必需品の配分に関する事 4. 主食の確保及び主食の配分の特別措置に関する事 5. 被覆及び寝具等生活必需品の給付又は貸与に関する事 6. 避難所における炊き出し等に関する事 7. 避難所における被災者の介護に関する事 8. 応急仮設住宅への入居及び管理に関する事 9. ゴミ及びし尿の処理等の清掃業務に関する事 10. 義援金及び見舞金品等の配分に関する事 11. 国民健康保険料（税）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事 12. 災害時における防災に関する事 13. 災害時における防疫に関する事 14. 災害時における女性相談に関する事 15. 遺体の収容処理及び火葬等に関する事 16. 伝染病その他の災害調査及び防疫状況の報告に関する事 17. 墓地火災の応急対策に関する事 18. その他必要と認める事 	民生課職員		2人	全職員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第1 配備	第2 配備	第3 配備
経済(農林水産土木)対策班	経済課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関する事 2. 農地や農業用施設及び農作物等の被害調査、並びに災害予防対策と復旧事業に関する事 3. 家畜の被害調査並びに家畜伝染病の防疫に関する事 4. 村及び民有林野の林産物や林業施設の災害対策、並びに被害調査に関する事 5. 水産物や水産施設及び漁船漁具の災害対策、並びに被害調査に関する事 6. 高潮対策に関する事 7. 港湾施設の警戒及び応急対策に関する事 8. 漁船停泊及び係留船舶の安全維持に関する事 9. 土地区画整理事業による施設に対する災害対策、並びに被害調査に関する事 10. 土木対策の庶務及び連絡調整に関する事 11. 土木関係災害に対する警戒巡視に関する事 12. 栗国空港災害対策、並びに被害調査に関する事 13. ため池・水路・堤防・溝渠の災害応急並びに復旧措置に関する事 14. 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事 15. 交通不通箇所及び通行路線に関する事 16. 村道・県道・橋梁及び海岸施設の災害復旧事業に関する事 17. 建築物の災害対策及び被害調査に関する事 18. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 19. 給水及び上下水道施設の維持管理に関する事 20. 街路樹等の災害対策並びに被害調査に関する事 21. 被災した観光客への対応、帰宅支援に関する事 22. その他必要と認める事 	経済課・船舶課・会計課職員	5人	全職員	
教育対策班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関する事 2. 職員の動員や配置及び輸送に関する事 3. 各学校及び給食調理場との連絡調整に関する事 4. 教育施設の災害調査及び応急対策に関する事 5. 社会教育施設の災害対策に関する事 6. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事 7. 災害時の教育指導に関する事 8. 児童生徒の保健及び学校給食に関する事 9. 児童生徒に対する学用品等の給付に関する事 10. 児童生徒の避難に関する事 11. 避難所の開設及び運営の協力に関する事 12. 物品調達手続及び経理に関する事 13. その他必要と認める事 	教育委員会職員	2人	全職員	
消防対策班	消防団団長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助、救出活動及び避難の誘導に関する事 2. 消防、水防及び応急措置に関する事 3. 住民への予報・警報・指示の伝達に関する事 4. 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関する事 5. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関する事 	栗国村消防団員	5人	全団員	

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

本節では、地震・津波被害の拡大を未然に防止するため、緊急地震速報、大津波警報、津波警報・注意報等の情報を迅速かつ的確に収集伝達するための体制について示す。

第1款 緊急地震速報の活用

1. 緊急地震速報の概要

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

■緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄本島	沖縄県本島北部	名護市、国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村）、島尻郡の一部（粟国村、伊平屋村、伊是名村）
		沖縄県本島中南部	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町）、島尻郡の一部（八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村）
		沖縄県久米島	島尻郡の一部（久米島町）
	大東島	沖縄県大東島	島尻郡の一部（南大東村、北大東村）
	宮古島	沖縄県宮古島	宮古島市、宮古郡（多良間村）
	八重山	沖縄県石垣島	石垣市
		沖縄県与那国島	八重山郡の一部（与那国町）
沖縄県西表島		八重山郡の一部（竹富町）	

第2款 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村

名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。（震度3以上、大津波警報、津波警報または津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合）

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源やその規模（マグニチュード））を、おおむね30分以内に日本や外国への津波の影響に関しても発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

※地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度4以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月初旬） 	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎週金曜） 	防災に係る活動を支援するために、週ごとの地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

第3款 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

○津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表[発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

○津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達

するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区域
沖縄本島地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。)
大東島地方	沖縄県(島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。)
宮古島・八重山地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。)

(5) 住民等における緊急地震速報の入手方法

住民等は、緊急地震速報について、次のいずれかにより入手するよう努める。

手段	方法
防災行政無線による放送	村は、消防庁による全国瞬時警報システム(J-ALERT)を受け、防災行政無線による放送を行っている。
テレビやラジオによる放送	平成19年10月1日より、NHKのテレビ・ラジオにて緊急地震速報を放送している。
携帯電話による受信	携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われている。
施設の館内放送	緊急地震速報の館内放送を行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることができる。
受信端末を利用した情報の入手	緊急地震速報の受信端末や表示ソフトをインストールしたパソコン等へ、緊急地震速報を提供する事業者もある。

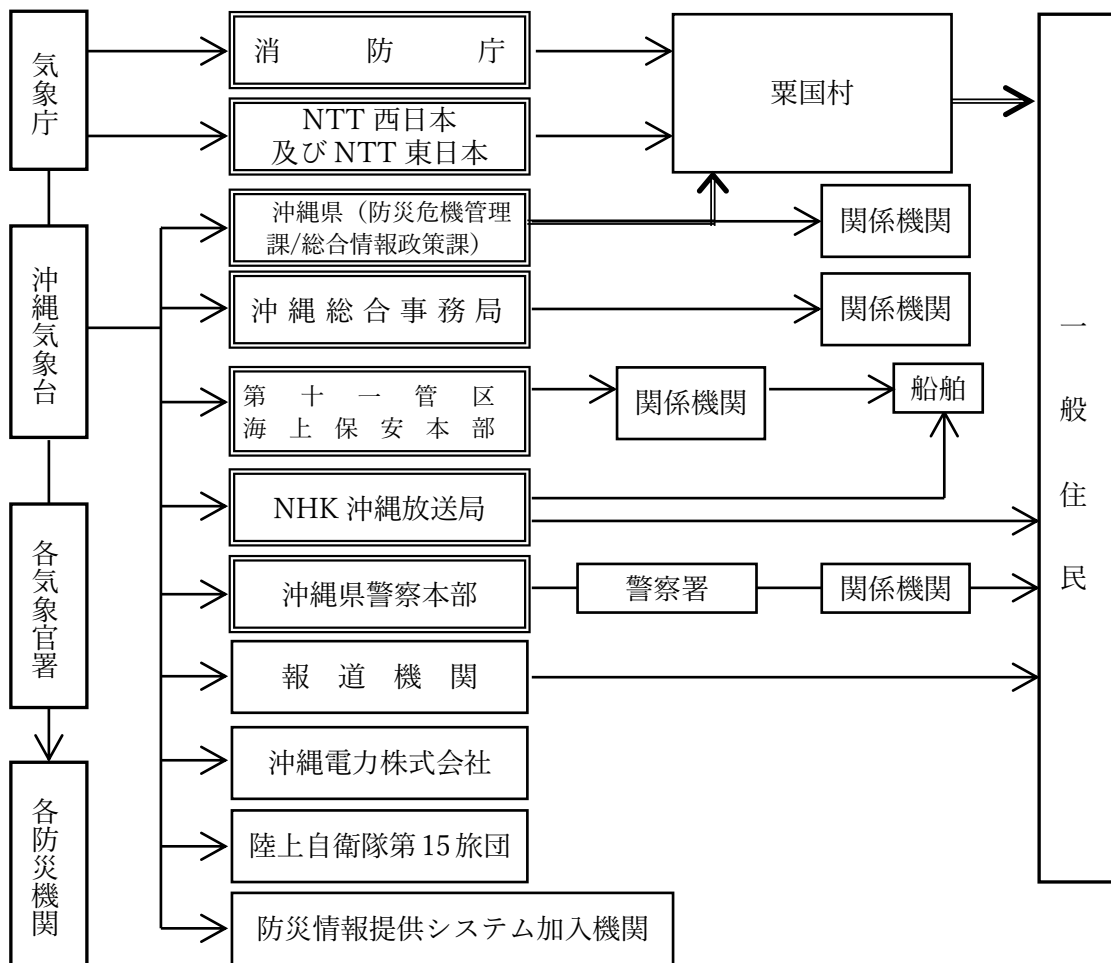
第4款 津波警報等の伝達

(実施主体：総務対策班)

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、下図のとおりである。

情報の発表を知り得た村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を利用して直ちに県民等へ伝達するなお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

地震情報及び津波警報等の伝達系統図








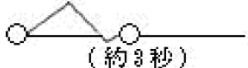


(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

大津波警報・津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒) 	
津波警報	(2点) 	(約5秒) 	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) 	
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) 	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

第5款 近隣地震津波に対する自衛措置

村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示する。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第3節 災害通信計画

この計画は災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信体制の万全を図るものとする。

1. 基本方針

気象警報等の伝達や災害情報等の収集並びに応急対策の指示及び伝達等の災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要がある、有線及び無線等の通信施設の整備とともに適切な利用及び通信連絡の確保等について必要な事項を定め、通信システムを整備しておくものとする。

2. 実施内容

(1) 通信連絡システムの確立

村は通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう村内の有線及び無線に通ずる通信設備の整備を図る。また、災害時における電話及び電報等の通信施設の優先利用について、災害対策基本法に基づき必要と認められる機関とあらかじめ協議し、村内外における通信連絡システムの確立に努めるものとする。

(2) 電気通信設備の利用

災害時における各種情報の収集や伝達及び交換等の通信連絡については、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及び電気通信業務用電気通信設備を利用するものとし、これらの電気通信設備が利用できない場合は、次の方法で行う。

(3) 非常通話

村は、あらかじめ最寄りの電話取扱局（NTT）に「非常電話」の申請を行い、指定を受けておくものとする。非常電話を利用する場合は102番をダイヤルし、非常通話電話の指定番号及び通話内容並びに通話先を申告の上で申し込むものとする。

なお、非常電話の利用は、天災及びその他の非常事態が発生し又は発生する恐れがあると認められる場合とし、その内容は次の事項とする。

- ① 気象・水象及び地象の観測の報告、又は警報を内容とする通話であって気象機関相互において行うもの。
- ② 洪水及び津波並びに高潮等が発生し、もしくは発生する恐れがある旨の通報又はその警戒もしくは予防のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、水防関係機関相互において行うもの。
- ③ 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの。
- ④ 交通施設の災害の予防又は復旧、その他の輸送の確保に関し緊急を要する通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。
- ⑤ 通信施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通話の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。
- ⑥ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

- ⑦ 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、警察機関相互間において行うもの。
- ⑧ 災害の予防又は救援のための必要な事項を内容とする通話であって、天災地変その他の非常事態が発生し又は発生することがあることを知った者が、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの。

(4) 非常電報

天災地変及びその他の非常事態が発生し又は発生する恐れがある場合に、特に緊急を要する電報は「非常電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。そのため非常電報を申し込むにあたって、電話による場合はあらかじめ電報サービスセンターと発信方法等について協議しておくものとし、電報発信紙による場合は余白に「非常」と朱書きして電報局へ申し込むものとする。

なお、内容については非常通話に準ずる項目とする。

(5) 携帯電話

災害が発生した場合における通信確保のための非常処置として、本部長はNTT ドコモ九州沖縄支店へ次の対策について要請を行うものとする。

- ① 災害救助法適用時の避難場所及び現地災害対策本部への携帯電話の貸出し
- ② 可搬型基地局装置による通信回線の確保

(6) 専用通信施設の利用

電気通信業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合又は緊急通信の必要があるときは、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。ただし、利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

- ① 警察通信設備
- ② 気象官署通信設備
- ③ 沖縄電力通信設備
- ④ 国土交通省通信設備

(7) 非常無線通信設備の利用

有線通信設備が途絶し利用できない時や自己の有する通信設備の使用が不可能な場合に、緊急を要する内容の通信連絡にあたっては次により他機関の無線通信設備を「非常無線通信」として利用するものとする。

1) 非常無線通信の内容

- ① 人命救助に関するもの。
- ② 天災の予防（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害状況に関するもの。
- ③ 緊急を要する気象等の観測資料
- ④ 非常事態が発生した場合に郵政大臣が命令して、無線局に通信を行わせる場合の指令及びその他の指令
- ⑤ 遭難者の救助に関するもの。

- ⑥ 非常事態発生の場合における輸送機関に関するもの。
- ⑦ 道路及び電力設備並びに電信電話回線の破壊、又は障害の状況及びその修理復旧のため、資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- ⑧ 防災機関相互間において発受する災害救助、並びにその他緊急措置に要する労務・施設・設備・物資や資金の調達及び配分並びに輸送に関するもの。
- ⑨ 災害救助法等の規定に基づき県知事から医療・土木・建築工事又は輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの。

2) 非常無線通信の発受

非常無線通信は無線局開設者（免許人）が自ら発受するほか、以下に掲げる災害対策関係機関からの依頼に応じて行うことができる。

- ① 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体
- ② 各防災会議
- ③ 日本赤十字社
- ④ 全国消防長会
- ⑤ 電力会社
- ⑥ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常無線通信は最寄りの無線局に依頼するものとする。依頼する無線局の選定にあたっては、非常無線通信協議会構成員所属の中から行うことが望ましい。

3) 利用者の心得

非常無線通信を利用する場合は、被依頼者側においてその取扱いが便宜であるよう次の事項に心掛ける必要がある。

- ① 依頼する通信の内容は、真に非常通信にふさわしいものであり、かつ通報の作成にあたってはできる限り次の要領によるものとする。
 - ア. 電報様式とし、電報発信紙又は適宜の用紙にカタカナで書くこと。ただし、一通の通信文の字数は200字以内とする。
 - イ. 無線電話を利用する場合は、本文を3分間以内の内容にまとめること。
 - ウ. あて先は、住所及び氏名（できれば電話番号）を記入すること。
 - エ. 発信人の住所及び氏名（できれば電話番号）を記入すること。
 - オ. 用紙の余白に「非常」と必ず記入すること。
- ② 非常通信無線は原則として無料扱いとなっているが、通報の取扱いに関して実費額の補償が必要となることもあることから、依頼する無線局と協議しておくものとする。

4) 放送事業者の利用

緊急を要する場合でかつ特別の必要がある時は、あらかじめ定めた手続きによりテレビ、又はラジオ等の放送事業者に、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び警報等の放送を県（広報班）を通じて依頼するものとする。

ただし、人命に関する等の特に緊急を要する場合は、直接放送事業者に依頼することもできるが、事後速やかに県（広報班）にその旨を連絡するものとする。

表：栗国村防災行政無線局一覧表

無線局名称	区分	設置場所	所在地	電話
ぼうさいあぐにそんやくば（固定局）	超短波	栗国村役場	栗国村字東 367	098-988- 2016
〃 101 （移動局）	〃	〃	〃	
〃 102 （ 〃 ）	〃	〃	〃	
〃 103 （ 〃 ）	〃	〃	〃	
〃 104 （ 〃 ）	〃	〃	〃	
〃 105 （ 〃 ）	〃	〃	〃	
〃 106 （ 〃 ）	〃	〃	〃	

表：沖縄県非常無線通信協議会（主要構成員）

機関名	所在地	電話番号 (市外局番:098)
沖縄県(防災危機管理課)	那覇市泉崎1丁目2番2号	866-2143 866-3204 (FAX)
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち2丁目1番1号	866-0031
第十一管区海上保安本部通信所	那覇市港町2丁目11番1号	867-0118 869-1167 (FAX)
沖縄気象台	那覇市樋川1丁目15番15号	833-4281 833-4292 (FAX)
沖縄総合通信事務所無線通信課(陸上担当)	那覇市東町26番地の29-4F	865-2306 865-2311 (FAX)
沖縄県警察本部	那覇市泉崎1丁目2番2号	862-0110
日本赤十字社沖縄県支部	那覇市与儀1丁目3番1号	835-1177 835-1178 (FAX)
日本放送協会沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	865-2222 (代)
沖縄電力(株)	浦添市字牧港5-2-1	877-2341
(社)沖縄県漁業無線協会	糸満市西崎1丁目4番11号	840-3566 840-3576 (FAX)
琉球放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	867-2151
沖縄テレビ放送(株)	那覇市久茂地1丁目2番20号	863-2111
琉球朝日放送(株)	那覇市久茂地2丁目3番1号	860-1199 (代)
(株)ラジオ沖縄	那覇市西1丁目4番8号	869-2211 (代)
(株)エフエム沖縄	浦添市小湾40番地	877-2361
西日本電信電話(株) (NTT西日本)沖縄支店	浦添市城間4丁目35番1号	870-4001 (支店長) 870-4019 (保全企画)
NTTドコモ九州沖縄支店	那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル3F	862-4416

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、関係機関等の協力を得て、本村の地域にかかる災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告するためのものとする。

村は、村内で発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告する。また、被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

1. 災害状況の収集（実施主体：総務対策班）

(1) 災害情報の種類

村は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

各対策班長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握、被害状況が確定するまで、随時災害対策本部に報告するものとする。

なお、これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

災害情報の種類

- ・地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象等情報
- ・人的被害、住家被害、公共施設の被害、及び火災に関する情報
- ・避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・電気、ガス、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況
- ・農林水産物の被害及び応急対策の状況に関する情報

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式（概況調査票）に記入の上、総務対策班長へ報告するものとする。ただし、火災や人命に係る場合は、口頭により直接消防本部及び総務対策班長へ連絡し、事後速やかに概況調査票を提出する。

また、被害の全体を把握するため、特に被害が見受けられなかった場合も、被害なしとして報告するものとする。

総務対策班は、各職員より収集した情報（概況調査事項等）を直ちに災害概況即報として災害即

報様式1号にて県へ報告する、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

(3) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により、効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白空間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

従って、参集職員途中の職員による情報の収集や、公共施設の屋上からの被害調査、情報がない地域へ職員を派遣するなど積極的に情報を収集し、素早く全体の被害状況を推定するものとする。

2. 報告の種類

災害発生の時間的経過に伴い、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告の3段階及び災害年報に区分する。報告は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等により行うものとするが、最終報告及び特に指示されたものについては文書により報告するものとする。

災害概況即報（発生報告）	災害が発生したとき、直ちに概況を報告する。
被害状況即報（中間報告）	被害状況等の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間随時その状況を報告する。
災害確定報告（決定報告）	災害応急対策の措置が終了しその被害が確定したとき報告する。

(1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合（たとえば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を県（防災危機管理課）へ沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、県地方本部等を経て県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁へ報告するものとする。

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容について地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県（防災危機管理課）に報告する。

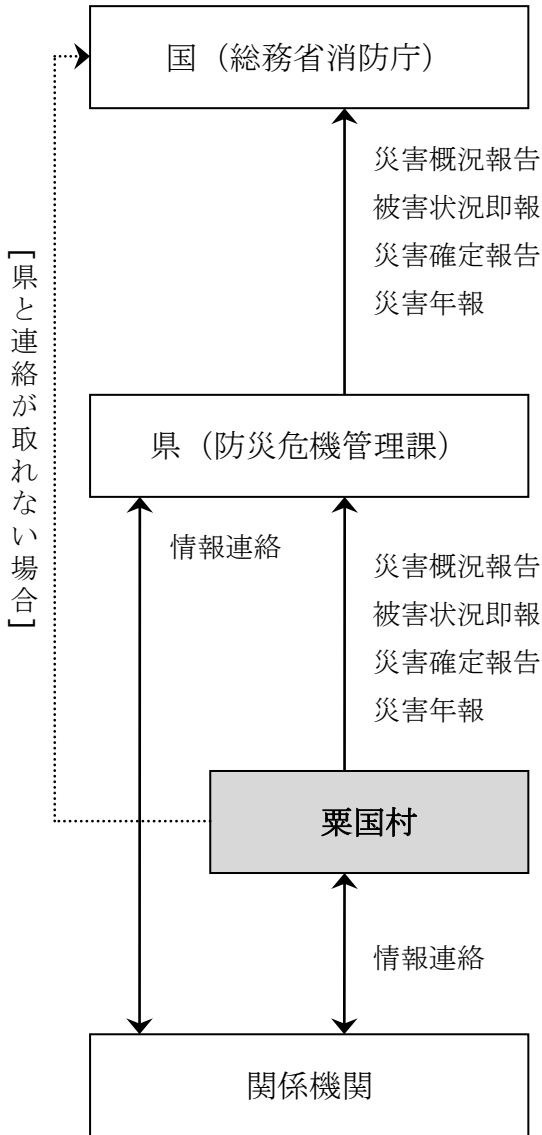
3. 災害概況即報の調査

(1) 概況調査方法

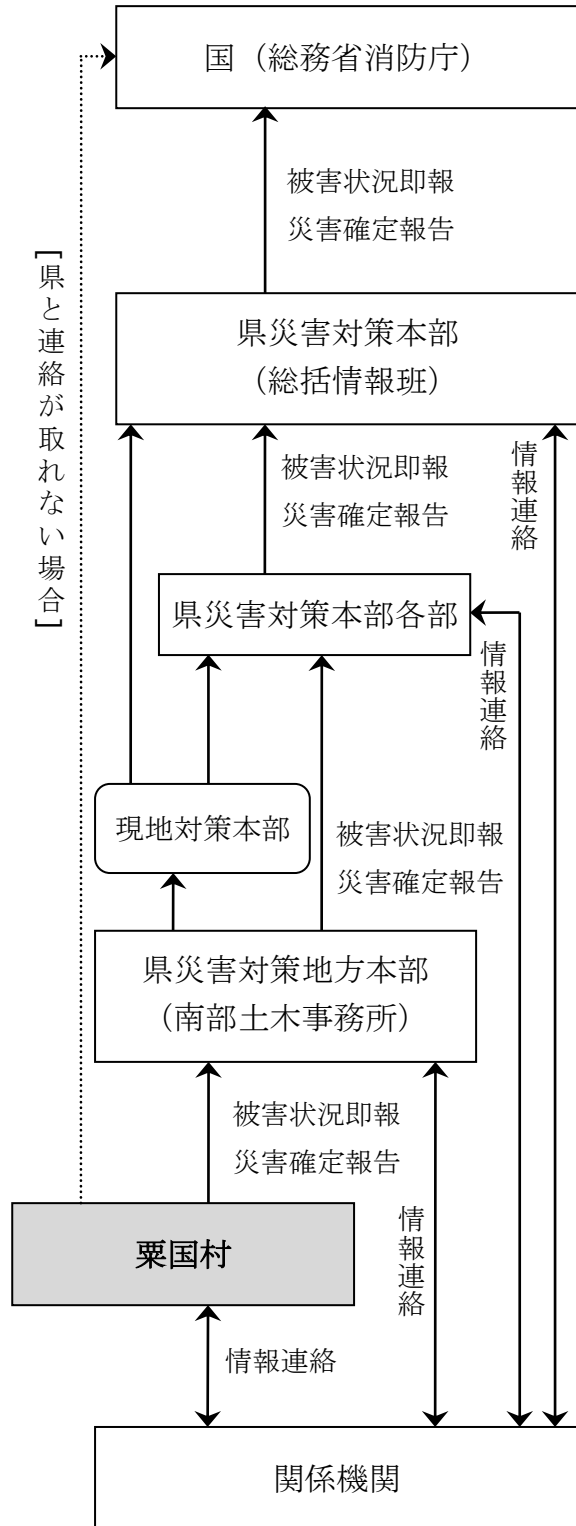
大規模な災害が発生した場合、参集途中の職員による情報収集、自治会長及び関係機関等から下表の災害情報を収集し、情報源、地域別、被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

図：災害情報連絡系統

【県災害対策本部—未設置時】



【県災害対策本部—設置時】



災 害 概 況 即 報

災害速報様式第1号

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	栗国村
報告者名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所		発生日時		月 年 時 分	
災害の状況	死傷者	死者	不明	住家	全壊	一部破損
		負傷者	計		半壊	床上浸水
<p>* 住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよとする。</p>						
応急対策の状況						

災害報告様式第1号補助表1

学 校 名	位 置	公 立 文 教 施 設	被 害 程 度	市町村名(栗国村)	
				被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

注「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

被害施設名	位置	被害程度	被害金額	市町村名(栗国村)	
				備	考
			千円		
計					

注 1.この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 2.「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公共土木施設被害							市町村名(栗国村)	
管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考	備考	備考	
				千円				
計								

注 1.この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2.「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3.「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

管理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	そ の 他 の 公 共 施 設 の 位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考	市 町 村 名 (栗 国 村)
				千円		
計						

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 (栗国村)

農作物等名	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害減収量 t	単 価 円	被害金額 千円	備 考
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額 千円	備 考

注1 「施設被害名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林産物等被害

市町村名 (栗国村)

1. 林産物等被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注1 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。

注2 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

蓄産被害

1. 家畜等				市町村名 (栗国村)	
家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考	
			千円		

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水産被害

1. 漁船被害				市町村名 (栗国村)	
規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考	
トン			千円		

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注1 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 注2 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商工被害

市町村名 (栗国村)

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注 「被害数量」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第2号

災 害 年 報

		市町村名 (栗国村)			
り	災世帯数	世帯			
り	災者数	人			
	公立文教施設	千円			
	農林水産業施設	千円			
	公共土木施設	千円			
	その他の公共施設	千円			
そ の 他	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
	被害総額	千円			
災 対	害 策 本 部	設置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
		解散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
災害救助法適用		有・無	有・無	有・無	有・無
消防職員出動延人数		人			
消防団員出動延人数		人			

災害報告様式第2号

災 害 年 報

市町村名 ()

災害名									計
発生年月日									
区分									
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	重傷	人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
人									
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	ha							
		ha							
	畑	ha							
		ha							
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
本部解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

表: 災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	・当該災害が発生した具体的地名（地域名）、及び日時を記入すること	
	災害種別概況	風水害	・降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、土石流等の概況
		地震	・地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	・噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		・その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	・当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと		
応急対策の状況	・当該災害に対して、村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること		

表: 災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 ・なお、「水道」、「電話」、「電気」、及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、音信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること 		
災害対策本部設置の状況	・本部設置の有無、及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする		
避難の状況	・避難の勧告又は指示した者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする		
応援要請	・応援を要請した村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする		
応急措置の概況	・消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする		
救助活動の概要	・被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする		
備考欄	災害の発生場所	・被害を生じた地域名	
	災害の発生日時	・被害を生じた日時又は期間	
	災害の種類概況	・台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過	
	消防機関の活動状況	・消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況	

[被害程度の判断基準]

災害により被害を受けた人的及び物的被害の判定は、法令等に特別に定めがあるものを除き、概ね次の基準によるものとする。

表: 災害即報様式第2号の記入要領

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	・当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする
	行方不明者	・当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする
	重傷者	・当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする
	軽傷者	・当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする
2 住家の被害	住家	・現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
	棟数	・建造物の単位で1つの建築物をいう ・主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす
	世帯	・生計を1つにしている実際の生活単位をいう ・例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする
	全壊	・住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする
	半壊	・住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする
	一部破損	・全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
	床上浸水	・住家の床より上に浸水したものと全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする
	床下浸水	・床上浸水に至らない程度に浸水したものとする
3 非住家被害	非住家	・住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする
	公共建物	・例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする
	その他	・公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする

被害区分		判定基準
	非住家被害	・全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする
4 田畑の被害	田の流失・埋没	・田の耕土が流失し、又は砂利の堆積のため耕作が不能になったものとする
	田の冠水	・稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする
	畑の流失・埋没、畑の冠水	・田の例に準じて取り扱うものとする
5 その他の被害	文教施設	・小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする
	病院	・院療法（昭和23年法律205）第1条に規定する患者20以上の収容施設を有する病院とする
	道路	・道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする
	橋梁	・道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする
	河川	・河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする
	港湾	・港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする
	河岸	・砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする
	清掃施設	・ゴミ処理及びし尿処理施設とする
	崖崩れ	・山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする
	被害船舶	・艀、櫂のみを以て運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び、流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする
電話	・災害により通話不能となった電話の回線数とする	
5 その他の被害	水道	・上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする
	電気	・災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする
	ガス	・一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする

被害区分	判定基準
ブロック塀等	・倒壊したブロック塀又は石塀の個所数とする
罹災世帯	・災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする
罹災者	・罹災世帯の構成員とする
火災発生	・地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする
公立文教施設	・公立の文教施設とする
農林水産業施設	・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする
公共土木施設	・公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする
その他の公共施設	・公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする
公共施設被害市町村	・公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする
農産被害	・農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする
林産被害	・農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする
畜産被害	・農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする
水産被害	・農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば海苔、漁具、漁船等の被害とする
商工被害	・建物以外の商工以外で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする

4. 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画

1. 基本方針

災害時の混乱した事態における人心の安定や秩序の回復を図るため、住民及び報道機関に対する災害の状態、災害応急対策の実施状況等の内容又は広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ円滑な災害広報を図るものとする。

2. 実施責任者及び実施要領

村長は村域における災害情報や被害情報並びにその他災害に関する広報を行うものとし、その担当は総務対策班とする。なお、実施要領は次のとおりとする。

- ① 各災害対策班において広報を必要とする事項が生じた時は、直接総務対策班長に原則として文書でもって通知するものとする。
- ② 総務対策班は、各班が把握する災害情報及びその他の広報資料を積極的に収集し、速やかに村民並びに報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。
- ③ 報道機関に対する情報等の発表は総務対策班が行うが、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知させるものとする。

3. 実施内容

1) 広報の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 被害状況② 警報等の発表又は解除③ 災害対策本部の設置又は閉鎖④ 地域住民のとるべき措置⑤ 災害防止の事前対策⑥ 災害応急対策状況⑦ 道路・港湾・漁港・空港の状況⑧ その他必要と認める事項 |
|---|

2) 住民に対する広報の方法

収集した災害の情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ、次の方法により行う。

- | |
|--------------------------|
| ① 栗国村防災行政無線による |
| ② 広報車による |
| ③ 写真、ポスター等の掲示による |
| ④ 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による |

3) 報道機関一覧表

機関名	所在地	電話番号
NHK 沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	(代) 098-865-2222
琉球放送(RBC)	那覇市久茂地2丁目3番1号	(代) 098-867-2151
沖縄テレビ放送(OTV)	那覇市久茂地1丁目2番20号	(代) 098-863-2111
琉球朝日放送(QAB)	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ(OCN)	那覇市久茂地1丁目2番20号	098-863-0077
ラジオ沖縄(ROK)	那覇市西1丁目4番8号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾40番地	(代) 098-877-2361
沖縄タイムス社	那覇市久茂地2丁目2-2	098-860-3000
琉球新報社	那覇市天久905	(代) 098-865-5111

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

(実施主体：総務対策班)

天災地変その他の災害に際し人命及び財産の保護のため、警察及び消防署等では対処し得ないと認められるときに、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣並びに受入れに関する事項について定めるものとする。

1. 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- (3) 村の通信途絶の状況から判断した場合

2. 実施責任者

自衛隊に災害派遣を申請できる者は、知事や第十一管区海上保安本部長及び那覇空港事務所長となっているが、村長は知事に派遣要請を依頼できる。なお、村における担当は、総務対策班である。

- (1) 災害派遣要請者（災害派遣を要請することができる者）

- | |
|---------------------------|
| ① 知事 ……………主として陸上災害 |
| ② 第十一管区海上保安本部長 ……主として海上災害 |
| ③ 那覇空港事務所長 ……………主として航空機遭難 |

- (2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という）

- | |
|------------------|
| ① 陸上自衛隊第15旅団長 |
| ② 海上自衛隊沖縄基地隊司令 |
| ③ 海上自衛隊第5航空群司令 |
| ④ 航空自衛隊南西航空混成団司令 |

- (3) 県（知事）から自衛隊への災害派遣要請

在沖縄4自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成22年8月22日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類に関わらず原則として陸上自衛隊第15旅団長に行うものとする。

3. 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

(1) 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合

災害派遣を要請する場合は、災害派遣命令者に対し次の事項を明確にして文書を以て要請するものとする。ただし、緊急の場合であって文書による暇のない時は、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

(2) 緊急患者空輸を要請する場合

- (ア) 患者の状況
 - ① 入院先病院、空輸区間
 - ② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見
- (イ) 付添者等
 - ① 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
- (ウ) 特記事項等
 - ① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数
 - ② 搭載医療器材及びその大きさ、重量
 - ③ 現地の風向、風速、天候、視界
- (エ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）
- (オ) 緊急患者空輸要請書

(3) 派遣を要請しないと決定した場合

派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

4. 村長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

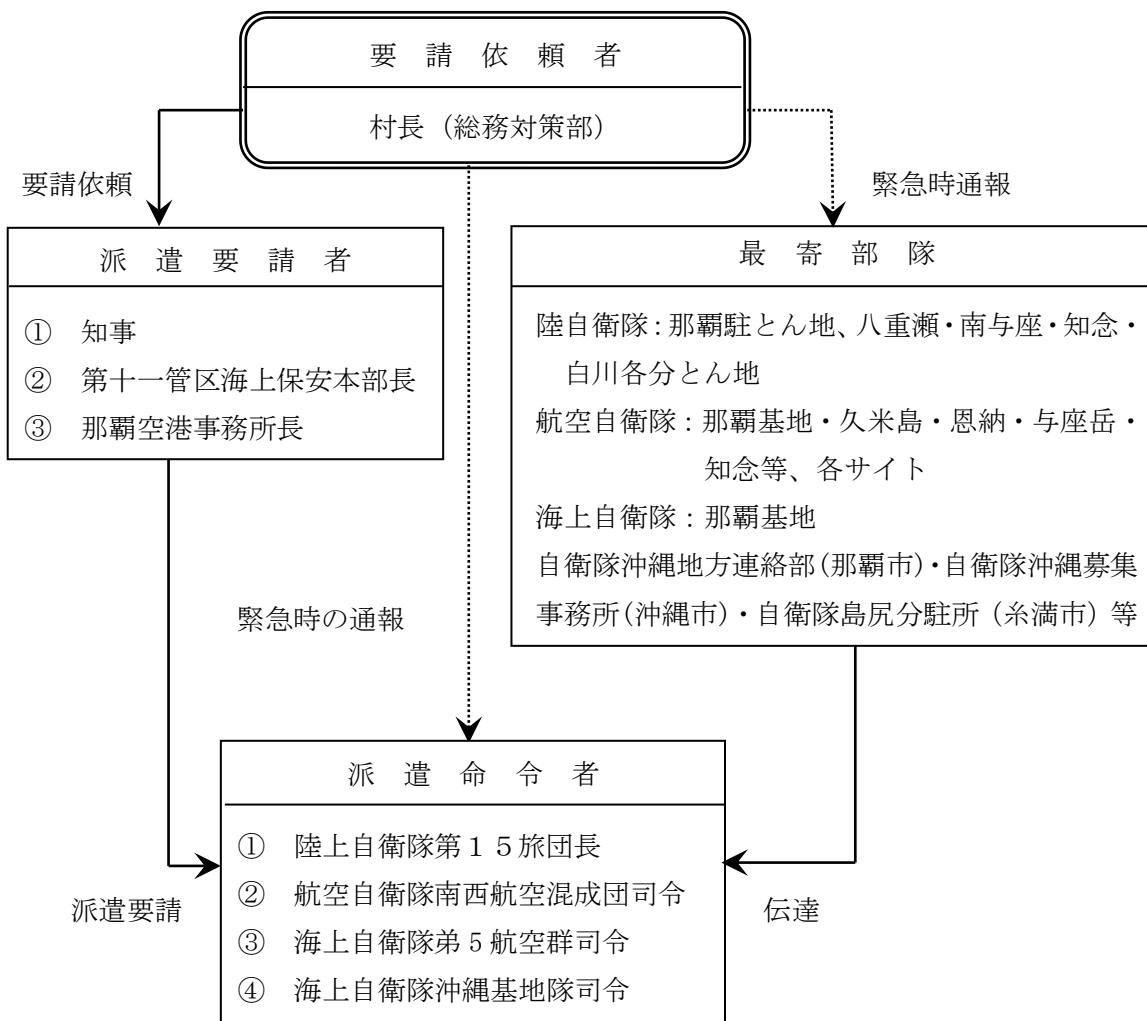
村長は、基本法第68条の2に基づき、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

村長は上記の依頼ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。なお、村長は通知を行った場合は速やかにその旨を知事（総括情報班）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

図：自衛隊の災害派遣要請系統図



5. 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

6. 派遣部隊との連絡調整

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、県及び村は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

7. 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア. 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

- (ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）
- (イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

イ. 村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

- (ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第

63 条第 3 項) (村長へ通知)

(イ)他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等 (災害対策基本法第 64 条第 8 項) (村長へ通知)

(ウ)住民等を応急措置の業務に従事させること (災害対策基本法第 65 条第 3 項) (村長へ通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

ア. 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分 (法第 64 条第 8 項において準用する同条第 1 項) により通常生ずる損失

イ. 自衛官の従事命令 (法第 65 条第 3 項において準用する同条第 1 項) により応急措置の業務に従事した者に対する損害

8. 派遣部隊の撤収

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

9. 経費負担区分等

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。

ア. 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ. 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ. 岸壁使用料

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の中で協議の上協定を行うものとする。

10.ヘリポートの選定

人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、村内において次を考慮して地域毎に適地を選定しておくものとする。

また、ヘリポートの管理者は、年に1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

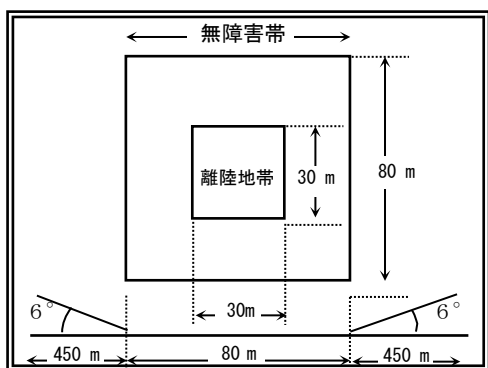
表：ヘリポート設置一覧表

ヘリポート予定地	所在地	管理者	連絡先
栗国空港エプロン	字浜 4550	栗国空港管理事務所	(098) 988-2313

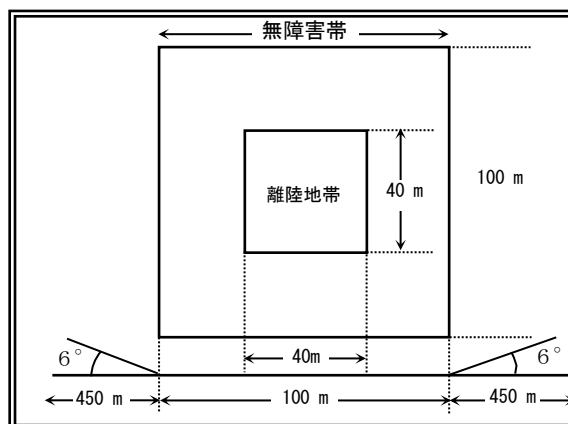
図：ヘリポートの設置基準

【離陸地点及び無障害地帯の基準】

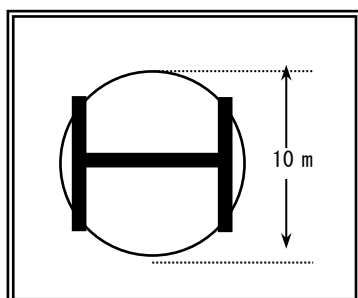
<小型機（OH-6）の場合>



<大型機（V-107、CH-47）の場合>



<ヘリポート>



※ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

11.ヘリコプター受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には H 記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き及び風速の判定がきるよう吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対してヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握のうえ事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においてはヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

表：災害派遣者の所在地等

所在地及び連絡先	宛先	所在地	実務担当			
			(昼間)		(夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団 団長	那覇市鏡水 679	団本部 第3科	098-857-1155 098-857-1156 098-857-1157 内線 233 FAX 切替電話 098-857-5168 沖縄県防災行政無線 55-758	団本部 当直	098-857-1155 098-857-1156 098-857-1157 内線 206 FAX 切替電話 098-857-5168 沖縄県防災行政無線 55-758
陸上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	098-857-1191 内線 5213	群司令部当直	098-857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	098-978-2342 内線 230	隊本部当直	098-978-2342 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	098-857-1191 内線 2236	SOC当直幕僚	098-857-1191 内線 2204、2304

注意：急患空輸等の要請先（電話 上記に同じ）

1. 離島の急患及び物資空輸 : 陸上自衛隊第15旅団
2. 船舶急患空輸及び艱難救助 : 航空自衛隊南西航空混成団
3. 海上捜索 : 海上自衛隊第5航空群、沖縄基地隊

12. 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合において派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める、

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

例えば

ア．災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

イ．災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記 (1) から (3) までに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第7節 広域応援要請計画

1. 県、他市町村等への応援要請（実施主体：総務対策班）

(1) 県への応援要請・職員派遣の要請

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するほか、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

2. 国の機関への応援要請・職員派遣のあっせんの求め

村長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づくあっせんを求める。

3. 他市町村等への要請及び応援

村長は、村域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長等に応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

なお、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

また、災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

4. 応援協定に基づく要請

村は、県外の他市町村と応援協定を締結しており、これらの応援協定に基づき、災害時の応援を要請する。

5. 民間団体等への協力要請

村長は、村域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

6. 防災関係機関における応援要請

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、村は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県を通じて 総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は、次によるものとする。

1. 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実施することは、村長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び収容所への収容、保護は次のものが行うものとする。なお、これらの責任者は、相互に緊密な連携を保ち住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

(2) 避難の勧告 = 居住者等に自主的な避難を促す。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行

(3) 避難の指示（緊急） = 危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいなく
知事又は その命を受けた職員	洪水、津波、 高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、 高潮	水防法第29条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長から要請がある場合又は村長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	水防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき 又は要求があつたとき
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	洪水、津波、 高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、 高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難勧告・避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は村長が行う。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行うものとする。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2. 避難勧告等の運用（実施主体：総務対策班）

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）等の種類

避難勧告等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備・高齢者等避難開始 自主避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 <基準> ①本村において震度4が観測され、村長が必要と認めたとき ②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき 注1 ③村長が必要と認めたとき	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。 <基準> ①震度6弱の地震が発生したとき ②村長が必要と認めたとき ^{注2}	災害対策基本法 第60条
避難指示 (緊急)	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。 <基準> ①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注3} が発表されたとき ②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認めたとき ③震度6強以上の地震が発生したとき ④村長が必要と認めたとき	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

注1：津波の到達時間から概ね3時間前までに避難準備・高齢者等避難開始情報を発令するものとする。

注2：津波警報等が入手できない場合など。

注3：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

ア. 発令者

イ. 対象区域

ウ. 避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の理由

エ. 避難日時、避難先及び避難経路

オ. その他必要な事項

(3) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を第3節3の(2)に準じて要請する。

(4) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア 村長の措置

・ 村長→知事（防災危機管理課）

イ 知事の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

・ 知事（防災危機管理課）→村長

(イ) 地すべり等防止法に基づく措置

・ 県知事（海岸防災課）→所轄警察署長

ウ 警察官の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

・ 警察官→所轄警察署長→村長→知事（防災危機管理課）

(イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置

・ 警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→村長

エ 自衛官の措置

・ 自衛官→村長→知事（防災危機管理課）

オ 水防管理者の措置

・ 水防管理者→所轄警察署長

(5) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

村は、村長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(6) 解除の基準

ア. 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ. 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3. 避難の実施の方法（実施主体：総務対策班、民生対策班）

村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア．避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ．避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ．誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、村の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、地域の村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4. 避難所の開設及び収容保護

（実施主体：総務対策班、民生対策班、教育対策班）

(1) 避難所の設置

村は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

避難所の設置については、集団的に収容でき、炊出し可能な既存の施設を利用し、その他の被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容し得る者は、避難勧告・指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者とする。

(3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内（災害救助法適用）とする。

(4) 避難場所

地域別の避難予定場所は、あらかじめ指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により、避難場所を変更し又は新たに設置するものとする。この場合は、その旨住民に周知を図

るものとする。

(5) 避難所の不足

被害が激甚のため既存の建物による避難所の利用が困難な場合は、県（県民生活班）と協議し隣接市町村に収容を委託し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置するものとする。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(6) 福祉避難所の設置

村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(7) 広域避難

被害が甚大なため村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(8) 設置及び収容状況報告

村長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告する。

5. 避難所の運営管理（実施主体：総務対策班、民生対策班、教育対策班）

村は、避難所の適切な運営管理を行う。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 避難者に係る情報の把握

村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア. 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ. 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるほか、その運営に当たっては、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

ウ. 避難所におけるプライバシーの保護等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるため、行政担当者、施設管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会を組織し、

避難所の設置にあたり次の事項について定める。

- (ア)運営担当者
- (イ)運営の手順及び留意事項
- (ウ)住居区域の代表者（班長）及び複数世帯による避難世帯等の代表者
- (エ)災害弱者のニーズ把握と支援
- (オ)避難所への部外者の立入り時間（原則午前9時から午後5時まで）
- (カ)その他必要と認める事項

エ. 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

オ. 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ. テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

キ. ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

6. 避難長期化への対応（実施主体：総務対策班、民生対策班、教育対策班）

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

7. 県有施設の利用

村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、村から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

8. 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

9. 在宅避難者等の支援

村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1. 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2. 避難勧告・指示等の発令

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

村は、津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3. 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導

村津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

4. 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

5. 避難所の開設・収容保護

(実施主体：総務対策班、民生対策班、教育対策班)

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1. 広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

協議元市町村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞子の終了

協議元市町村長は、広域一時滞子の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2. 県外広域一時滞子の協議等

(1) 被災市町村の協議の要求

被災した地域の市町村長（協議元市町村）は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3. 県外広域一時滞子の受入れ（県）

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

村は、協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞子のために公共施設等を提供し、その旨を知事

に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

4. 知事による代行及び特例（県）

知事は、災害の発生により村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5. 知事等の助言（県）

知事は、被災市町村長（協議元市町村）から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言する。

第9節 観光客対策計画

1. 実施責任者（実施主体：総務対策班、経済対策班）

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

2. 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 村の役割

村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や避難情報を把握した交通施設の管理者は、空港施設及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3. 避難収容（実施主体：総務対策班、経済対策班）

(1) 収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4. 帰宅困難者対策（実施主体：総務対策班、経済対策班）

(1) 情報の提供

村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

村は、県と連携し、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、観光客等が村内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、航空機及び船舶等での輸送について、国及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

1. 実施責任者（実施主体：民生対策班）

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2. 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：民生対策班）

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した 避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3. 避難生活への支援（実施主体：民生対策班）

(1) 避難時の支援

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支

援する。

4. 外国人への支援（実施主体：総務対策班、民生対策班）

村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

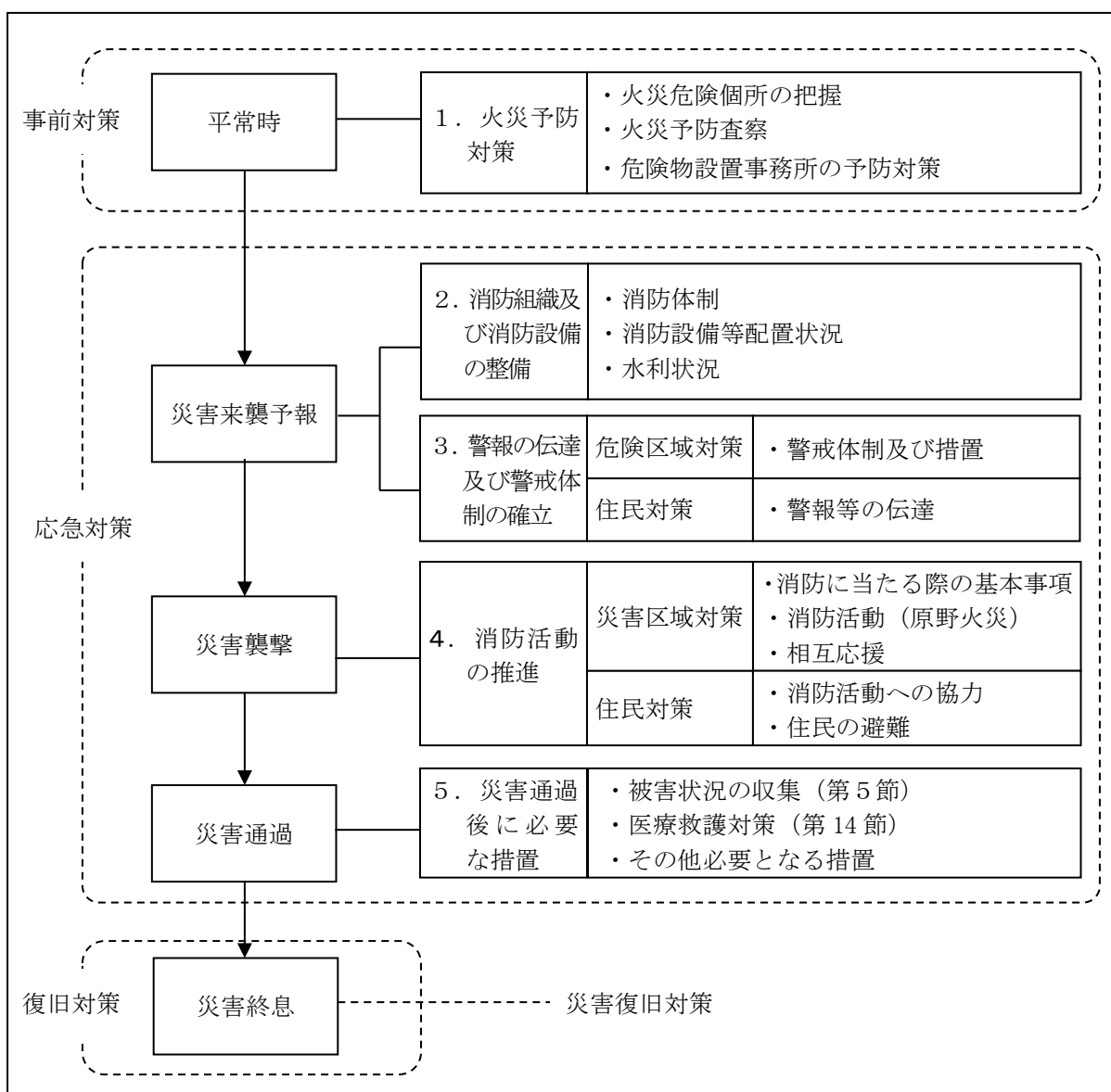
第11節 消防計画

1. 基本方針

火災から村民の生命や身体及び財産を保護するとともに、火災による被害を軽減するための消防活動並びに避難等の必要な措置について定めるものとする。

2. 実施責任者

本村の消防体制は、消防本部の未設置区域であるため消防団のみとなっており、村域に関わる消防計画の実施責任者は村長とする。



3. 実施内容

(1) 火災予防対策の実施

1) 火災危険箇所の把握

木造建築物の立地状況や住宅の密集状況、並びに消防活動の阻害要因となる狭小道路等を予め火災危険箇所として把握し、火災発生時の迅速な対応に万全を期するものとする。

2) 火災予防査察

火災予防施設は多数の者が勤務又は出入りあるいは収容する建物や、危険物取扱所及び防火対象物等について重点的に実施するものとする。また、一般建物等については春秋行われる全国火災予防運動に合わせて一斉に実施し、防災意識の高揚等を図るものとする。

3) 危険物設置事務所の予防対策

危険物取扱所等は、火災予防に努めるものとする。

表：危険物設置事務所の状況

事業所名	所在地	品名	最大貯蔵量
栗国石油	栗国村字浜 311	A 重油	12.0kℓ
		ガソリン	3.2kℓ
		軽油	2.6kℓ
		灯油	2.0kℓ
沖縄電力(株)	栗国村字東 990	A 重油	200kℓ
JAおきなわ栗国支店	栗国村字東 465-2	LPG	1.2t
丸三給油所	栗国村字東 298	ガソリン	576ℓ
		軽油	596ℓ

4) 防火対象物数

本村の防火対象物数は 15 箇所となっており、次のとおり対象物用途も多岐にわたることから災害が複雑多様化している。これらに的確に対処するため、消防設備等の設置及び維持や防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）の普及並びに予防査察の強化や火災予防運動による防火意識の高揚等により、総合的な防災対策の確立を図るものとする。

表：栗国村防火対象物一覧

公会堂等	旅館等	老人ホーム等 (要介護)	学校	停車場	特定複合用途 防火対象物	合計
2	2	2	5	2	2	15

資料：消防防災年報（平成 29 年版）

(2) 消防組織及び消防設備の整備

1) 消防団

本村は消防本部が設置されていないため消防活動の主体は消防団となっており、消防団員は次のとおりとなっている。

表：栗国村消防団員

消防団名	消防団事務所名	電話	FAX	定員(人)	実定員(人)
栗国村消防団	栗国村役場総務課	098-988-2016	098-988-2206	30	29

表：階級別内訳

階級	階級別人数
団長	1人
班長	5人
団員	23人
実員数 (うち女性)	29人 (2人)

資料：平成29年版消防防災年報

2) 消防設備の整備

①消防設備配置状況

消防設備等としては、栗国村離島振興総合センター敷地内に消防ポンプ車両等が6台配備されている。

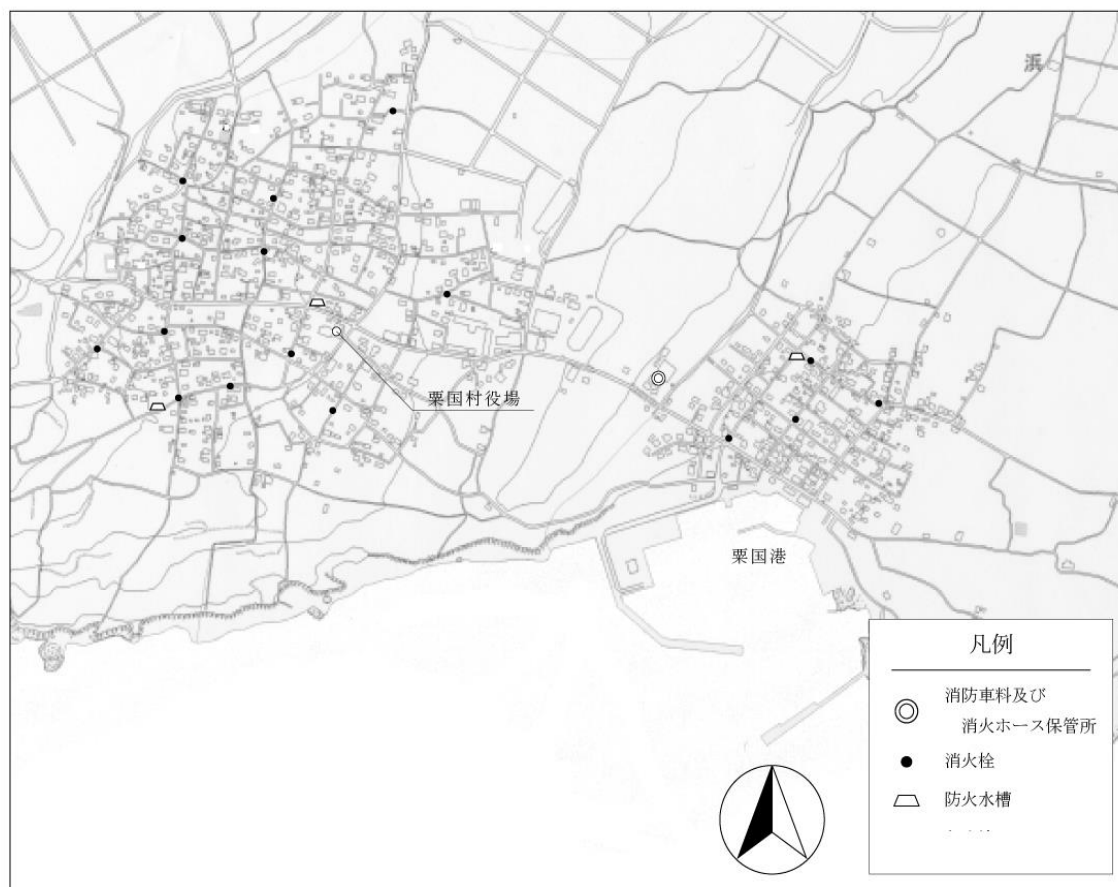
栗国村離島振興総合センター 敷地内（字東）	水槽付消防ポンプ自動車（B1以上）：3台 小型動力ポンプ付積載車：1台 広報車：1台 水槽車Ⅱ型：1台 ・消火ホース等
--------------------------	---

②消防水利状況

各集落に次のとおり消火栓並びに防火水槽等の消防水利が設置されている。

区分	西	東	浜	合計
消火栓	6	6	4	16
防火水槽	1	1	1	3

図：消防設備等位置図



(3) 火災警報等の伝達及び警戒体制の確立

1) 火災警報の発令

村長は消防法第22条に基づき、沖縄気象台の発表した火災気象通報を知事（防災危機管理課）から受けたとき、あるいはその他の予防上危険があると認めるときは火災警報を発令することができる。

2) 警戒体制の確立

火災警報が発令されたときは、次の措置を講じるものとする。

- ① 部隊増強と警戒及び警戒員の強化
- ② 出動の俊敏措置と通信機能の点検整備
- ③ 関係機関及び住民に対する警戒心の喚起
- ④ 火気使用制限並びに法令に基づく取り締まりや指導の強化
- ⑤ 積載資機材の増強
- ⑥ 消防団員の非常招集

(4) 消防活動の実施

1) 消防にあたる際の基本事項

- ① 消防団は、人命を守ることを最重点とした消火活動を行うものとする。
- ② 村民及び自主防災組織並びに事業所は、消防活動においては自らが出火防止活動や初期消火活動を実施するものとする。
- ③ 危険物設置事業所は、二次災害の防止に努めるものとする。

2) 消防団の活動

消防団の行う消防活動のうち情報収集で必要となる項目並びに活動時の留意事項は、一般的に次のとおりである。

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ① 延焼火災の状況 ② 消防車の状況及び通行可能な道路の把握 ③ 消防水利等の利用可能状況
消防活動時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 病院や避難地及び幹線道路並びに防災拠点等の施設を優先的に消火する ② 風向きや建物分布を考慮し効果的な消火活動を実施する ③ 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する ④ 延焼火災の多い地区は住民避難のための避難路を確保する

3) 村民及び自主防災組織並びに事業所の活動

村民及び自主防災組織並びに事業所の初期消防活動としては、一般的に次のとおりである。

火気の遮断	ガス栓やプロパンガスのバルブの閉止及びブレーカーの遮断
初期消火活動	火災発生時における消火器及び汲み置き水並びに可搬ポンプ等を活用した消火活動の実施
初期救助活動	近隣地における軽微な下敷き者を発見したときなどの防災機関への連絡及びその救出活動

4) 避難

延焼火災が予想され、又は火災発生により住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、次の方法により適切な対策を行うものとする。

- ① 住民の避難章第節「避難計画」によるものとする。

[概 略 内]
<ul style="list-style-type: none"> ア. 避難の勧告や指示及び警戒区域の設定 イ. 避難情報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝達事項（避難先や避難経路等） ・ 伝達方法（拡声器及び口頭等） ウ. 適切な避難場所の選定 エ. 避難の誘導

5) 相互応援

大規模な災害の発生した場合に被害を軽減させるため必要と認めるときは、消防組織法第21条の規定に基づき県下の市町村に対して、消防隊や救助隊及びその他の必要な人員並びに機器資材等の応援を要請するものとする。

(5) 原野火災対策の実施

村土全体に原野が大きく広がる本村において原野火災が発生すると、地理及び気象条件によっては消防活動が困難になり、人家への延焼等大きな被害に発展することが予想される。その際、特に留意すべき対策等について定めるものとする。

1) 消防活動

原野火災における消防活動は消防団を中心に行うが、火災による被害が広範囲に及ぶことが多いことから人的及び物的の消防力不足が予想される。このような状況下においては、県及び関係機関等に応援を要求するものとする。

2) 避難時の措置

避難誘導にあたっては火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向となるよう避難誘導するものとする。また、原野に隣接する集落等に延焼拡大の恐れがあるとき又は村長が必要と認めるときは、速やかに当該地区への出入りの制限あるいは避難のための立ち退き勧告及び指示を行い、村民の安全を図るものとする。

(6) 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び負傷者等が発生した場合の医療救護等の実施が予想される。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

1) 被害状況の収集及び報告 4章第5節「被害状況等収集報告計画」による。

〔概略内〕

- | | | |
|-----------|---|-------------------------------|
| ① 火災情報の把握 | { | ・ 人的・物的被害の有無 |
| ② 災害報告等 | | ・ 避難者数や避難所の場所等
・ 道路の被害状況など |

2) 医療救護の実施 4章第14節「医療救護計画」(160頁)による。

〔概略内〕

- | |
|---------------------------|
| ① 救護班の編成 |
| ② 救護所の設置 |
| ③ 医療救護活動の実施(重症者と軽症者の選別など) |

3) その他

また、その他の応急対策が必要となる際は第3章応急対策計画において、当該措置について定められている計画に基づき実施するものとする。

第12節 救出計画

1. 実施責任者

村をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2. 救出の方法

被災者の救出は、村においては消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 村の役割

ア. 村は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ. 村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 県警察の役割

県警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は、市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3. 救出用資機材の調達（村、消防機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

第13節 医療救護計画

1. 基本方針

災害により医療機関の機能が停止又は混乱あるいは著しい不足のため、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合における応急的な医療又は助産の実施方法について定めるものとする。

2. 実施責任者

災害時における医療又は助産について災害救助法の適用があった場合は、知事（福祉保健政策班・保健所・県立病院）が実施するものとし、それ以外の場合は医療機関の協力を得て村長が行うものとする。なお、担当は民生対策班とする。

3. 実施内容

(1) 医療供給体制の確立

1) 救護班の編成

村は災害の規模及び患者の発生状況によって、日赤沖縄県支部やその他医療機関との協力のもとで医師1人、看護師あるいは保健師1人、事務担当者1人の計3人を基準とする救護班の編成を行うものとする。なお、助産は原則として産科医を構成員とする救護班が当たるとするものの、出産は緊急を要する場合が多いため最寄りの助産師によって行うことも差し支えないものとする。

2) 救護所の設置

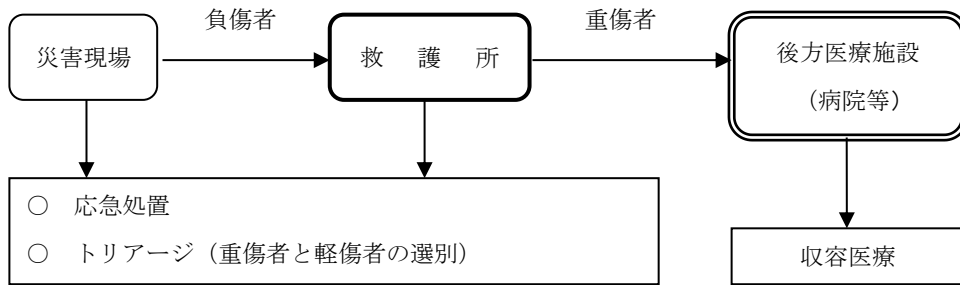
救護班は次に掲げる場所や施設に応急救護所や臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回救護を行うものとする。

応急救護所	臨時救護所
① 被災者の収容所	① 村内診療所
② その他適当な地点	② 村保健師室
	③ 近隣市町村の区域の病院及び診療所
	④ 助産所に関しては助産施設のある施設 (村内には現在助産所はない)

3) 後方医療機関の確保

村は救護所では対応困難な重症患者等の処置及び治療を行うため、国立病院や救急病院等を後方医療機関として確保するものとする。

図：医療救護の流れ



※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う（常設の公立、救急指定病院）

4) 医薬品及び資機材等の調達

① 医薬品及び医療用資機材の調達

医療及び助産のために必要な医薬品や衛生材料並びに医療器具は、救護班の手持ち品を繰替使用するものとする。ただし、手持ち品が無く又は不足したときは救護班によって調達するものとするが、村内において確保が困難なときは県（薬務衛生班）に対して要請するものとする。

② 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、県（福祉保健政策班）を通じて日本赤十字社沖縄県支部（県赤十字血液センター）に供給を依頼するものとし、必要に応じて村民への献血を呼びかけるものとする。

5) 医療救護活動

主な医療救護活動は次のとおりである。

- ① トリアージ（重症者と軽症者の選別）
- ② 負傷者に対する応急措置及び輸送困難者に対する医療の実施
- ③ 助産
- ④ 死亡の確認

(2) 医療及び助産の範囲

医療及び助産の実施範囲は次のとおりとする。

医療	助産
① 診察	① 分娩の介助
② 薬剤又は治療材料の支給	② 分娩前及び分娩後の処置
③ 処置及び手術その他の治療並びに施術	③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
④ 病院又は診療所への収容	
⑤ 看護	

4. 後方医療機関への搬送

(1) 後方医療機関による医療

救護班による救護ができない者又は救護班による救護が適当でない者については、国公立病院並びに診療所等のうち適切な後方医療機関へ搬送し、医療救護を行うものとする。

- ① 本島区域内の病院の入院治療施設
- ② 助産については産科を有する施設

(2) 搬送体制及び方法

救出者及び重症者の搬送は搬送先を考慮して適切な手段で行うものとし、自衛隊等のヘリコプターを活用するときは県を通じて要請するものとする。

搬送隊(協力者)	主な搬送手段	主な搬送範囲
消防団	消防団所有緊急車両、タンカ	村内、村外
警察署、村総務対策班、自主防災組織、ボランティア	タンカ、村所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺、村内
自衛隊、警察署、第十一管区海上保安本部	ヘリコプター、船艇	村外

5. 巡回救護及び精神的ケアの実施

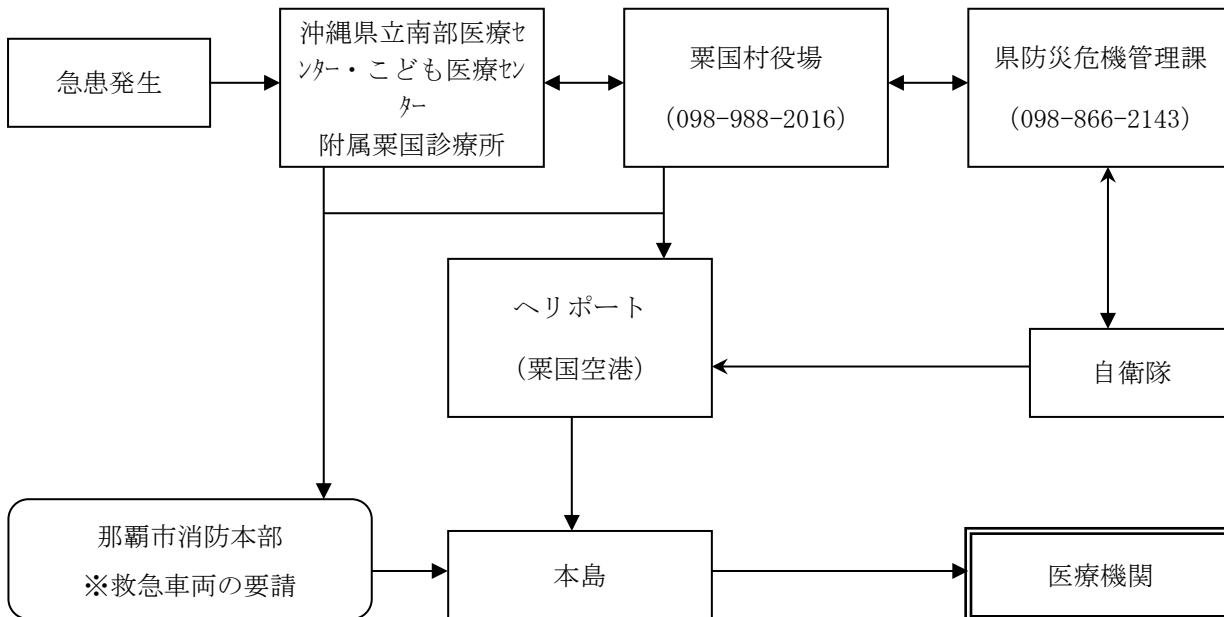
(1) 巡回救護

救護班は医療関係者と協力し、災害発生から一週間後を目安に長期的な医療対策として、巡回救護による医療活動を行うものとする。

(2) 精神的ケア

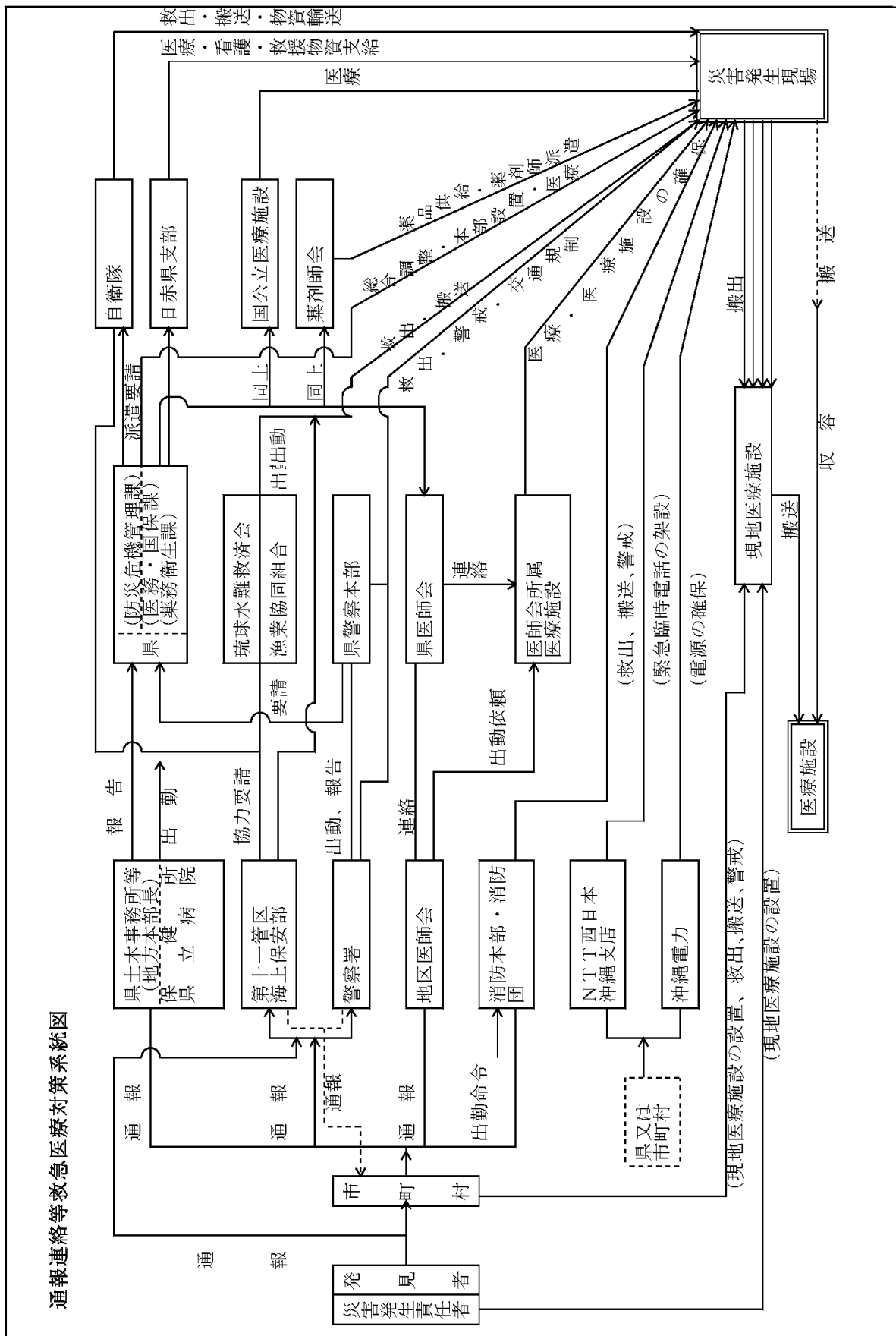
大規模な災害の発生後においては、精神科医や医療ケースワーカー及び保健師等により、災害に関わった人たちへの心的外傷への対策を行うものとする。

表：医療救急連絡系統図



注意：県消防防災課において災害情報収集等嘱託員が設置（平成8年6月）され、情報収集伝達及び急患搬送業務に24時間体制で対応が可能となった。急患搬送に係わる業務については、村長から要請を受けた県防災危機管理課において一元的に受け付け、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

図：國地補救非救急医療対策系統図



6. 医療救護の実施

(1) 県の活動

ア. DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。

- (ア) 沖縄県DMAT指定病院
- (イ) 沖縄県DPATとして登録された機関
- (ウ) 日本赤十字社沖縄県支部
- (エ) 沖縄県医師会
- (オ) 沖縄県歯科医師会
- (カ) 沖縄県薬剤師会
- (キ) 沖縄県看護協会
- (ク) 国、他都道府県

イ. DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

(2) 村の活動

ア. 医療救護所の設置及び運営等

村は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

イ. 村に派遣された医療救護班等への支援

村は、県から村に派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(3) DMATの活動

- ア. 病院支援
- イ. 地域医療班
- ウ. 現場活動
- エ. 広域医療搬送
- オ. その他必要な事項

(4) DPATの活動

- ア. 精神科病院支援
- イ. PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援
- ウ. その他必要な事項

(5) 医療救護班の活動

- ア. 避難所及び医療救護所における医療
- イ. 病院及び診療所の支援
- ウ. 避難所の状況把握と改善
- エ. 在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等
- オ. その他必要な事項

7. 助産体制

(1) 医療班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えないものとする。

また、医療班の編成派遣、構成及び救護所の設置については、医療の場合と同様にする。

(2) 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、助産所（村内には現在ない）、村内及び近隣市町村の産科を有する病院、診療施設において救護を行う。

8. 医薬品、衛生材料の確保

医療及び助産施設のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班の手持品を使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足し、本村において確保が困難な時は、県（薬務衛生班）に確保、輸送の要請を行う。

9. こころのケア

被災者のこころのケアについて、村及び県は保健所その他に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談職所員等による救護活動をおこなう。

第14節 交通輸送計画

1. 基本方針

災害時における被災者の避難や応急対策要員及び資器材等の輸送については、緊急性を要するもので、その輸送業務を迅速かつ円滑に行うため、輸送力の確保及び災害輸送について定めるものとする。

2. 実施責任者

災害対策に必要な緊急輸送業務は村長が行い、担当は総務対策班とする。

3. 実施内容

(1) 緊急輸送の実施

1) 輸送対象の順位

災害時に行う緊急輸送の対象には災害応急対策要員や物資等数多くあるが、その優先順位は次のとおりとする。

順位	輸送対象
第1段階	① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員又は物資 ② 消防及び水防活動等災害の拡大防止のための人員又は物資 ③ 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員又は物資 ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員又は物資
第2段階	① 第1段階の続行 ② 食料及び水等生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員又は物資 ③ 生活必需品

2) 輸送方法

緊急輸送は基本的には村所有の車両で行うものとする。しかし、重傷者等の緊急又は長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定し県に要請するものとする。輸送の方法は一般的に輸送物資等の種類や数量及び緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち適当な方法によるものとする。

なお、特に緊急の場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

① 道路輸送	村有車両及びその他の車両による輸送
② 海上輸送	村有船舶及び県有船舶や第十一管区海上保安本部船艇並びに民間船舶による輸送
③ 空中輸送	航空機（回転翼機・固定翼機）による輸送
④ 人力による輸送	地域住民の協力のもとでの輸送

(2) 輸送力の確保

1) 村有車両の確保

- ① 緊急輸送のための村有車両の掌握管理は総務対策班が行う。
- ② 各災害対策班長は車両を必要とするときは、総務対策班長に次の事項を明示して配車を依頼するものとする。

ア. 輸送日時及び輸送区間
 イ. 輸送対象の人数、品名及び数量
 ウ. その他の必要事項

- ③ 総務対策班長は各班長より要請のあった場合は、車両の保有状態や応急対策の内容及び緊急度等を勘案して、使用車両を決定し要請班へ通知するものとする。

2) 村有車両以外の車両の確保

村有の輸送力のみでは災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、県及び関係機関に対し車両の調達を依頼するものとする。

3) 車両以外の輸送力の確保

- ① 海上輸送において県有船舶を必要とする時は、県（総括情報班）へ要請するものとする。また、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、本章第19節「自衛隊派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。

なお、民間船舶を必要とする時は沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼するものとする。

※知事（総括情報班）は第十一管区海上保安本部船艇による輸送の要請が適切であると認めるときには、又は自らその必要を認めるときには、第十一管区海上保安本部長に対し、沖縄県地域防災計画第6節「自衛隊派遣要請計画」に定める要請に準じて第十一管区海上保安本部船艇の派遣を要請する。

- ② 空中輸送における航空機を必要とする時は県（総括情報班）に要請するものとする（自衛隊災害派遣要請）。
- ③ 人力輸送にあたっては、地域住民の協力を要請して行い、村は安全かつ効率的な輸送経路について検討を加え、災害時に迅速適切な措置が採れるように努めるものとする。

4) 空港・ヘリポートの整備

村は空中の輸送（緊急患者の空輸や物資の空輸等）を受ける場合に備え、航空機（ヘリコプター含む）の発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定及び整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

なお、ヘリポートの設置基準については、第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(4) 緊急通行車両の表示

1) 緊急通行車両の事前届出

- ① 村は災害輸送を円滑に推進するため、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両について、県公安委員会へ提出し届出済証の交付を受けるものとする。
- ② 村は①の届出済証を受けた車両について、県（消防防災班）又は県公安委員会に緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出て、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

2) 緊急通行車両の確認

- ① 県又は公安委員会から交付を受けた標章（様式1）は、緊急通行車両の助手席側ウィンドウガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付するものとする。
- ② 緊急通行車両確認証明書（様式2）は必ず携行し、警察官等から提示を求められた時はこれを提示するものとする。

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

様式1 車両通行止



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線および区分線の太さは、1cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法を2倍まで拡大し、または、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。

様式3 証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

4. 規制に係る措置

(1) 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行なったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

(2) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは警察官にあっては村長へ、村長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

(4) 車両運転者の責務

災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行なわれたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア. 道路区間及び区域に係わる通行禁止がなされた場合

道路区間や区域に係わる通行禁止等が行なわれたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所へ移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ. 警察官の指示を受けた場合

その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(5) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア. 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ. 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとること

ができる。なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(6) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

5. 広域輸送拠点の確保

村は、救援物資の受入れのために、施設又は空き地に輸送拠点を確保する。

第15節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図るための治安警備計画は次によるものとする。

1. 災害時における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

2. 災害時における警備体制

(1) 警察

警察が行う災害時における警備活動のうち、本村の関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要綱によるものとする。

(2) 村長

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第16節 災害救助法適用計画

1. 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、村長は、県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬

(10) 遺体の捜索及び処理

(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、村防災計画に定めるところにより村長が実施するものとする。

2. 救助法の適用基準

救助法による救助は、村の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行うものとする。

- (1) 村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (2) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (3) 村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア. 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
 - イ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

表：市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

3. 救助法の適用手続き

(1) 村の役割

ア. 災害の発生に際し、村における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、村長は直ちにその旨を知事に報告する。

イ. 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、村長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

ア. 県は、村からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について村に通知するとともに、関係行政機関及び内閣府に通知又は報告するものとする。

イ. 救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4. 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2

第17節 給水計画

（実施主体：総務対策班、経済対策班）

1. 基本方針

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給する必要がある、その方法について定めるものとする。

2. 実施責任者

災害のため飲料水を得ることができない者への給水について、災害救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし応急対策を迅速に行なうために知事が必要と認めるときは、村長が行なうことができる。また、災害救助法が適用されない場合においても、村長が必要と認めるときは実施するものとする。

なお、担当は経済対策班が行うものとする。

3. 実施内容

(1) 給水源の確保

① 災害発生後直ちに水源地や配水ポンプ及び連絡管等を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により給水源を確保する。

② 受水槽やプール等を補給給水源として使用する場合は、ろ水機及び塩素剤による消毒を施す。

- ③ 必要に応じて関係機関と協議し取水計画等を定める。
- ④ 復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、村給水工事指定店の応援を求め、応急仮配管による応急給水を行う。

(2) 給水需要の把握

村は災害が発生し給水機能が停止すると判断される場合は、給水の必要な地域及び給水活動の規模等を決定するため次の項目について調査し、需要の把握に努めるものとする。

- ① 応急給水の開始時期
- ② 給水所の設置場所
- ③ 給水機能停止区域及び世帯や人口
- ④ 復旧の見込み

(3) 給水活動の実施

1) 給水所の設置

- ① 給水は給水所を設置し、給水車等による拠点給水方式で行うものとする。
- ② 設置場所は避難所を中心とするが、必要に応じて被災地等にも給水所を設置するものとする。
- ③ 給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。
- ④ 給水所を設置した時は給水に関する広報を行い、村民へ周知を図る。

2) 給水量

- ① 給水量は必要最小限度の生活が維持できる用水の供給を目安とする。
- ② 被災者に対する給水量は1人1日3リットルをするが、補給水源の水量や給水能力及び施設の復旧状況等に合わせて増加させるものとする。

3) 供給方法

- ① 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理を施した後に使用するものとする。また、飲料水は末端給水栓までの適当な部所において、塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- ② 供給方法はろ水機によるろ過給水、並びに容器による搬送給水等を現地の実情に応じて行うものとする。

ア. ろ水機によるろ過給水

- 給水能力や範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水機によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
- ろ過消毒した水は、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送用容器」という）に入れ、適切な方法により給水する。

イ. 容器等による搬送給水

- 取水した水は給水車等に搬送して給水する。

4) 医療施設等への優先的給水

給水活動にあたっては、医療施設及び社会福祉施設並びに避難所等の施設に対して優先的に行うものとする。

第18節 食料供給計画

(実施主体：民生対策班)

1. 基本方針

災害により食料品の確保が困難となる場合において、被災者及び災害応急対策要員等に対して食料の給与を迅速に行うため、食料の調達及び供給方法等について定めるものとする。

2. 実施責任者

被災者に対する食料の調達及び供給は、村長が必要と認めるときは実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された村長が実施する。

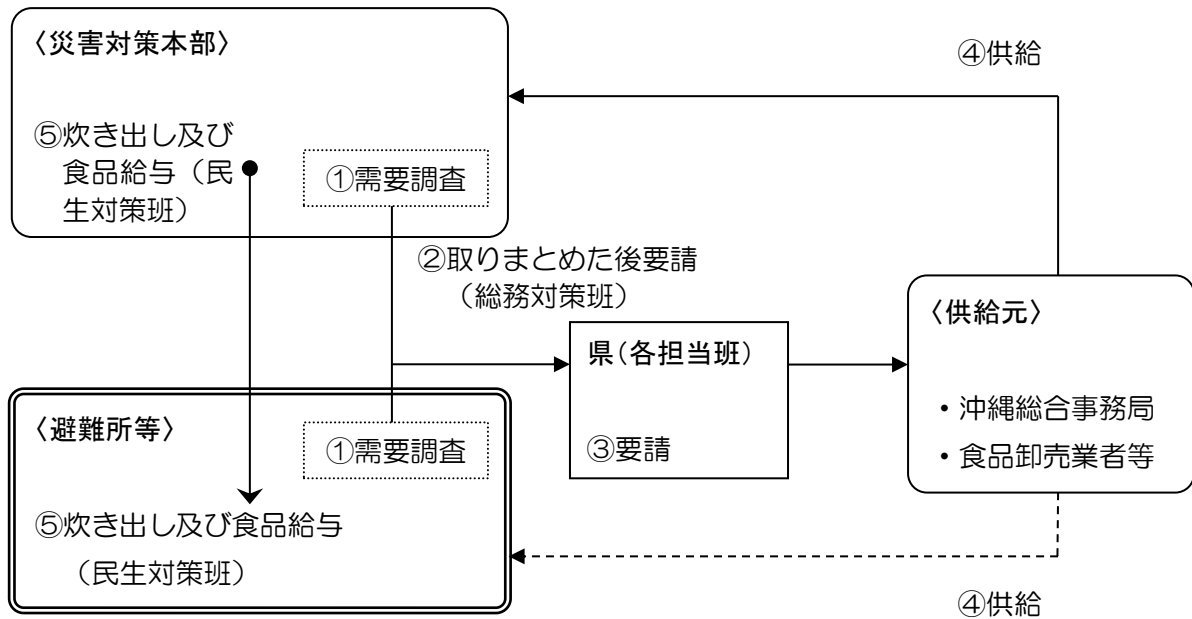
なお、食料の調達は総務対策班、供給及び炊き出しについては民生対策班がそれぞれ担当するものとする。

3. 実施内容

(1) 食料の需要量把握

各避難所における避難者並びに災害応急対策要員等の人数から食料需要を把握し、必要となる食料の確保を図るものとする。

なお、食料等の需要量把握から供給に至るまでの経路を示すと次のとおりと考えられる。



(2) 食料の調達

食料の需要量把握に基づき、次の方法で必要量の調達を推進するものとする。被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

1) 主食（米穀・乾パン）

- ① 主食の調達は基本的には県に食料調達要請を行い、実施するものとする。
- ② 主食の中で米穀については、村長は知事（流通政策班）の発行する応急買受許可書により米

穀販売事業者手持ちの米穀から調達する。

- ③ 災害用乾パンについては、村長は知事に買受要請に基づき売却申請書を沖縄総合事務局長に提出し調達するものとする。

2) 副食

副食の調達は、原則として村において行うものとする。ただし、緊急調達の必要がある場合は、知事（園芸振興班）及び他市町村に応援を要請するものとする。

3) 食料（主食）の応急販売方法

米穀や災害用乾パンの主食における応急販売は、一般的に以下に掲げる場合において知事（流通政策班）が村長の申請により必要と認めた場合に、「沖縄県の災害時における米穀の取扱要領」、「災害時等における乾パンの取扱要領（農林水産省総合食料局長通知）」に基づいて行われるものである。

① 米穀の販売対象と配給数量

米穀についての販売対象と配給数量は次のとおりである。

販売対象	配給数量
被災者に対し炊き出しによる給食を行う場合	1人1日当り 300g
被災により卸売・小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その期間を通じないで配給を行う必要がある場合	1人1日当り 300g
災害時における救助作業や急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1人1日当り 200g

② 災害用乾パンの応急配給

災害の発生又はその恐れがある場合における乾パンの配給は、農林水産省総合食料局の定めによる「災害事等における乾パンの取扱要領（農林水産省総合食料局長通知）」に基づいて次により実施するものとする。

乾パンの常備場所	配給の方法
関東農政局東京農政事務所及び東海農政局	知事（流通政策班）は、沖縄総合事務局長に対し売却の申請を行い乾パンを購入し、直接又は村を通して被災者に配給するものとする。

(3) 食料の供給活動

1) 供給対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難指示等に基づき避難所に収容された人 ② 住家が被害（全壊（焼）・流失・半壊（焼）・床上浸水等）を受け炊事の不可能な人 ③ 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する人 ④ 旅行者や村内通過者等で他に食料を得る手段のない人 |
|--|

- | |
|------------------------------------|
| ⑤ 災害応急対策活動従事者 |
| ⑥ 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人 |

2) 給与の種別

① 炊き出し

炊き出しは各避難所で行い、必要な原材料や燃料等は村が調達するものとする（乳幼児のミルクを含む）。

② 食品給与

住家の被害により一時縁故先等に避難するものに対して、現物をもって3日以内の食品を給与するものとする。

3) 給与品目及び数量

① 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

② 給与数量は1人1日精米換算で300g以内とする。ただし、乾パンや麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、また副食品の数量については制限しないものとする。

4) 給与方法

① 食品の給与及び炊き出しは避難所ごとに実施するものとし、それぞれに実施責任者を定める。

② 炊き出し施設は、学校等の給食施設及び公民館並びに寺社等の可能な限り既存の施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定するものとする。なお、これら施設の所有者又は管理者とはあらかじめ協議の上で了解を受けておくものとする。

③ 炊き出しにあたっては常に食料品の衛生に十分留意する。

5) 集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって避難所や交通及び連絡に便利な公共施設並びにその他適当な場所において管理する。

(4) 食料の備蓄

1) 村の備蓄

村は大規模災害が発生した場合を想定し、人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に主食（米及び乾パン等）を備蓄するものとする。また村民に対しては、各家庭や職場において平素より3日分程度の食糧や飲料水及び生活必需品を備蓄するよう、自治会や自主防災組織を通じて啓発するものとする。

2) 要配慮者等に配慮した食料の備蓄及び給与

村は要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の備蓄及び給与に努める。

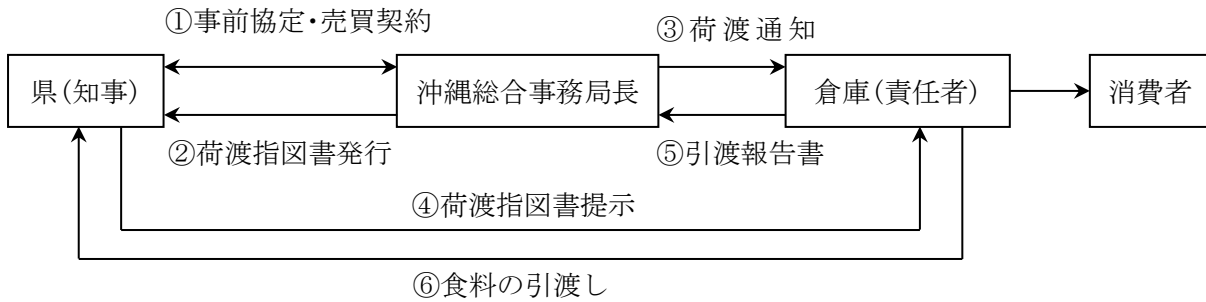
3) 個人備蓄の奨励

村は村民に対してインスタントやレトルト等の応急食品、及び飲料水を災害時に備えて3日分程度準備しておくよう奨励するものとする。

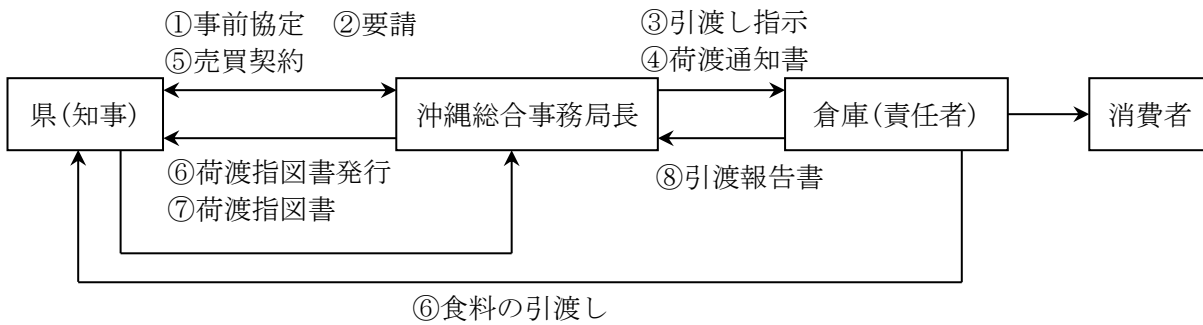
図：災害救助用米穀（緊急食料）の引渡し系統図

① 県（知事）に対する緊急食料の売却

ア. 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う場合

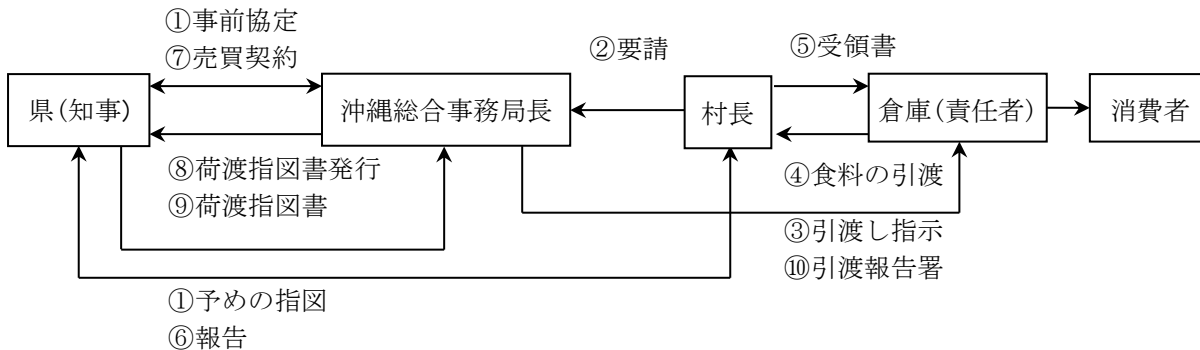


イ. 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

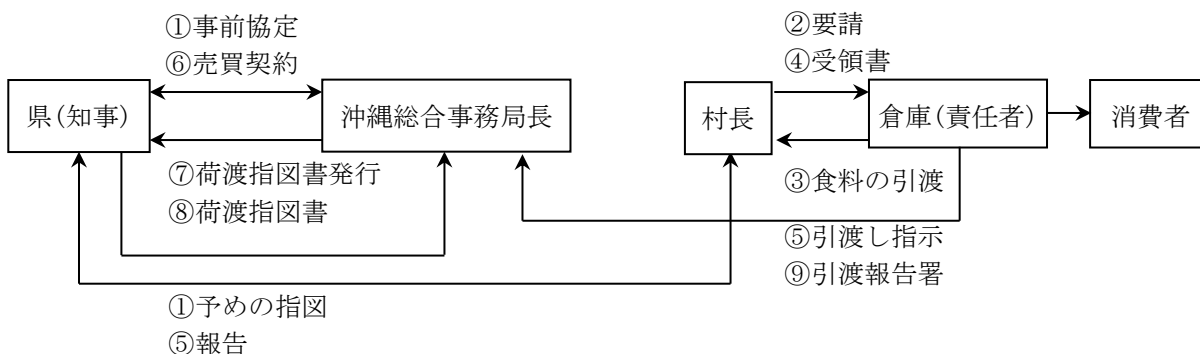


② 村からの緊急食料引渡しの要請

ア. 村長から所長に対して緊急の引渡しを要請する場合



イ. 村長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(食料事務所と倉庫との連絡がつかない場合)



第19節 衣料及び生活必需品供給計画

(実施主体：総務対策班)

1. 基本方針

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与する必要がある。そのために生活必需品の調達及び供給等について定めるものとする。

2. 実施責任者

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、村長が必要と認めるときは実施する。災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし応急対策を迅速に行なうために知事が必要と認めるときは、村長が実施する。

なお、物資の調達は総務対策班、給与又は貸与は民生対策班がそれぞれ担当するものとする。

3. 実施内容

(1) 物資の調達

1) 需要量の把握

生活必需品の需要量は、供給対象者や必要とされる品物等を適確に把握し、設定するものとする。

2) 物資の調達

物資の調達については、村により応急対策用として備蓄されたものから確保するものとする。備蓄品目が不足する場合には、関係業者との密接な連絡により調達するものとし、さらに必要量が確保できないときは、知事及び他市町村に対し応援を要請するものとする。

(2) 物資の供給活動

生活必需品の給与又は貸与については、被災者別並びに世帯の構成員数に応じて迅速に行うものとする。

1) 供給対象者

災害により住家が全壊（焼）・流失・半壊（焼）又は床上浸水等により生活必需品等を喪失及びき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2) 供給品目

生活必需品の主な供給品目は次のとおりとする。

- | |
|-----------------------------|
| ① 寝 具——就寝に必要な最小限の毛布等 |
| ② 衣 類——上着及び下着等 |
| ③ 見回り品——タオル・手拭い・運動靴・傘等 |
| ④ 炊事用具——鍋・釜・包丁・食器類・コンロ・バケツ等 |
| ⑤ 日用品——石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き等 |
| ⑥ 高熱材料——マッチ及びろうそく等 |
| ⑦ その他——懐中電灯及びラジオ等 |

4. 村による備蓄

衣料品及び寝具等の生活必需品を災害被害予測に基づき、必要とされる種類や数量を備蓄するものとする。

5. 個人備蓄の奨励

村は災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持ち出し品として個人で備蓄しておくことを地域住民に奨励していくものとする。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

1. 感染症対策（実施主体：民生対策班）

(1) 実施責任者

村は、県の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。

(2) 感染症対策実施の組織

村は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。

(3) 感染症対策の指示

村に対して、県は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたらせるものとする。特に、村の被害が劇甚な場合には、県は職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせる。

また、村に対して、県は感染症対策上必要と認めたときは、その範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発する。村は、指示を受けた場合は速やかに指示事項を実施する。

なお、これらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

ア．法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示

イ．法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示

ウ．法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示

エ．予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

(4) 感染症対策の実施

ア．村の役割

(ア) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導するものとする。

また、村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(イ) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

(ウ) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

(エ) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(オ) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

(カ) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ① 疫学調査 ② 清潔の保持及び消毒の実施 ③ 集団給食
- ④ 飲料水の管理 ⑤ 健康診断

2. 保健衛生（実施主体：民生対策班）

(1) 被災者の健康管理

村は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア. 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ. 要配慮者への配慮

高齢者、障害者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ. 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

3. ごみ及びし尿の収集処理（実施主体：民生対策班）

(1) 基本方針

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の保全を図ることについて定めるものとする。本節も「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」と同様に粟国村災害廃棄物処理計画」に沿って実施するものとする。

(2) 実施責任者

被災地帯における清掃の計画及び実施については、村長が行うものとし担当は民生対策班とする。ただし、被害が甚大なため村において実施できないときは、他市町村又は県（環境整備班及び保健所）の応援を求めて実施するものとする。

(3) 実施責任者

被災地帯における清掃の計画及び実施については、村長が行うものとし担当は民生対策班とする。ただし、被害が甚大なため村において実施できないときは、他市町村又は県（環境整備班及び保健所）の応援を求めて実施するものとする。

(4) 実施内容

1) ごみの収集処理

①収集方法

- ・ごみの収集にあたっては村有車輛を配備し、被災地及び避難所の状況により緊急清掃を要する地域から速やかに行うものとする。
- ・処理量を上回るごみが発生した場合のごみの一時集積地は、各字区長と協議し定めるものとする。

②処理方法

ごみの処理は原則として村の処理施設等において行うものとするが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

2) し尿の収集処理

①収集方法

し尿の収集処理は所要の計画に基づいて実施するが、し尿の収集運搬戸数は1.8kl バキューム車で1回約20世帯とする。また、仮設便所については必要な消毒剤の使用により衛生上十分に配慮し、し尿の収集を適切に行うものとする。

②処理方法

収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとし、その際は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

3) 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、村が調達するものとする。

表：ごみ処理及びし尿処理施設

施設名	所在地	処理能力及び方法
美ら島あぐにクリーンセンター	栗国村字西草戸原 2334	一時保管場所
栗国村一般廃棄物最終処分場	栗国村字西松尾原地内	埋め立て工法・サンドイッチ型
栗島地区農業集落排水施設	栗国村浜 812	1,050人槽、 嫌気性濾床接触ばっき方式

資料：経済課・民生課

4. 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（実施主体：総務対策班、民生対策班）

(1) 実施責任者

ア. 犬及び負傷動物対策

村は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

5. ペットへの対応

災害発生時には、避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 避難所での取扱い

村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

（実施主体：総務対策班）

1. 基本方針

災害により身体や生命の危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救助、また周囲の状況から既に死亡していると推定される者に対する捜索並びに遺体の収容・処理、埋葬又は火葬（以下「火葬等」という）を行う必要があり、その方法について定めるものとする。

2. 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・火葬等の措置は村長が行うものとする。なお、行方不明者の捜索は栗国村消防団が警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体の収容・処理・火葬等は民生対策班が担当するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし応急対策を迅速に行なうために知事が必要と認めるときは、村長が行なうことができる。

3. 実施内容

(1) 行方不明者の捜索

1) 捜索隊の設置

行方不明者の捜索を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて関係機関の協力により捜索班を編成し、警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部の協力得て、行方不明者及び遺体の捜索を行うものとする。なお、捜索隊は消防団を中心に各班員をもって編成する。

2) 捜索の方法

捜索にあたっては、災害の規模及び行方不明者数や捜索範囲並びにその他地域の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

(2) 行方不明者等発見後の収容及び処理

1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等の救護を要する者を発見したとき、あるいは警察及び海上保安本部より救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

4. 遺体の取扱い

(1) 遺体の取扱い

発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）、死体取扱規則（昭和33年 国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は市町村長に引き渡すものとし、村はその後において必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

県警察は、必要に応じ警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、効果的な身元確認のために、必要な資料の提供について村と連携を図るものとする。

(2) 遺体の処理方法

遺体の処理は次により実施するものとする。

- ① 遺体の識別が困難なとき、又は伝染病予防上あるいは災害で遺族等が混乱しているときなどの処置は、遺体の洗浄及び縫合並びに消毒等を実施するものとする。
- ② 遺体の身元識別のため相当に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬等ができない場合等は、遺体を特定の場所に集めて火葬等の処理を執るまで保存する。
- ③ 発見された遺体は死因及びその他について医学的検査をするものとする。
- ④ 遺体の処理は火葬等の実施と一致することを原則とする。

5. 遺体の埋葬

身元の判明しない遺体の火葬等は村長が実施し、それに要する経費は県が負担するものとする。また、納骨は遺族が行うが遺族のない者については村長が実施するものとする。

6. 広域火葬

村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

(実施主体：経済対策班)

1. 基本方針

災害のため住居又はその周辺に運ばれたがれき、水害特有の廃棄物等の障害物が、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これを除去するための方法について定めるものとする。また、道路の遮断、処理施設等の損壊により災害発生後の一般ごみについても処理が困難な場合も同様とする。

2. 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長が実施する。救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし応急対策を迅速に行なうために知事が必要と認めるときは、村長が行なうことができる。担当は経済対策班とする。

3. 実施内容

(1) 障害物の除去

1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

村は、災害により居室及び炊事場並びに玄関等に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア. 対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ. 除去の方法

除去にあたっては、村が保有する応急対策機器材を用いるものとし、状況に応じて建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

また村は復旧・復興計画を効果的に行うため、障害物の処理計画を定めるものとする。

なお、障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

(2) 倒壊住宅

村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路

の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

4. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

村は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」又はこれらを踏まえあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

瓦礫等障害物の集積場所は、村内の公園や広場及び運動場等を利用するものとする。なお、廃棄物処理が村のみでは困難な場合は、県に対し、情報提供や技術的な助言等を要請する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について村を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

5. 廃棄処理に係る費用の補助

①災害廃棄物処理事業費補助金

ア. 地方公共団体が災害のため実施した以下の事業

- ・災害に伴って発生した災害廃棄物（災害ごみ、倒壊家屋の廃材等）の収集、運搬及び処分に関する事業。
- ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に関する事業。
- ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に関する事業であって災害救助法に基づく避難所の開設機関内のもの。

イ. 補助率： 1/2

ウ. 補助根拠： 「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」

②廃棄物処理施設災害復旧費補助金

ア. 災害により被害を受けた廃棄物処理施設（し尿処理施設、ごみ処理施設等）の原型復旧等に係る事業

イ. 補助率： 1/2

ウ. 補助根拠： 「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」

第23節 住宅応急対策計画

(実施主体：経済対策班)

1. 実施責任者

村は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図る。

2. 応急仮設住宅の設置等

(1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、救助法が適用されない場合で、村が必要と認めるときは、村が実施する。

(2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

村及び県は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(5) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(6) 賃貸住宅借り上げによる収容

村及び県は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(7) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

3. 住宅の応急修理

(1) 実施者

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

救助法が適用されない場合で、村が修理の必要を認めるときは、村が実施する。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(3) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は県が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最少限必要な部分を対象とする。

4. 住家の被災調査

村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

調査員の確保ができない場合は、村は県に要請し、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を図る。

5. 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

第24節 二次災害の防止計画

（実施主体：経済対策班）

1. 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村が実施する。県は、村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2. 被災建築物の応急危険度判定

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3. 被災宅地の危険度判定

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止する

ため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4. 降雨等による水害・土砂災害の防止

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

5. 高潮、波浪等の対策（土木建築部、村）

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

第25節 教育対策計画

（実施主体：教育対策班）

1. 基本方針

災害が発生し又はその恐れがある場合の教育現場における迅速かつ適切な対応、また文教施設及び児童生徒の被災により教育を行うことができない場合の応急教育の確保について定めるものとする。

2. 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は次のとおりとする。

- ① 村立小中学校及びその他の文教施設の災害復旧は村長が行う。
- ② 村立小中学校の児童生徒に対する応急教育は村教育委員会が行う。なお、災害救助法が適用されたとき又は村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会が関係機関に協力を求め適切な措置をとるものとする。

- ③ 災害救助法による教科書及び教材並びに学用品支給については、県の補助機関として村長が行うものとする。

3. 実施内容

(1) 災害直後の措置

1) 災害に関する警報等の把握及び伝達

災害が発生する恐れのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ及びテレビ等の放送に留意し災害に関する情報の把握に努めるものとする。なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、情報の収集及び伝達計画に基づき関係機関から村に対して行われるので、村教育委員会が学校に対して伝達するものとする。

また、学校にあっては家庭（保護者）への連絡方法を予め定めておくものとする。

2) 休校措置

- ① 大災害が発生し又は発生が予想される場合は、学校は村教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。
- ② 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線等その他の確実な方法により児童生徒に周知させるものとする。
- ③ 休校措置が登校後に決定し児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校及び教職員による誘導等を行うものとする。

3) 避難等

学校等において災害が発生し又はその恐れがある場合には、事態に即応してあらかじめ定めた計画により避難するものとする。

また、村から避難所等の開設要請を受けた学校にあっては、村と緊密な連絡をとるとともにこれに積極的に協力するものとする。

(2) 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね次の要領によるものとする。

1) 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により次の施設を利用するものとする。

- ① 学校施設が災害によりその一部が損壊し使用不能になった場合は、応急修理又は補強を施して教育活動に支障のないよう万全の措置を講ずるものとする。
- ② 校舎の一部が使用できない場合は特別教室及び体育館等を利用するものとし、なお不足するときは二部授業等の方法をとるものとする。
- ③ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用するものとする。
- ④ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公民館等の公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設を行うものとする。
- ⑤ 村教育委員会は、応急教育にあたって村内に適当な施設がない場合は、島尻教育事務所を通じ県教育委員会に対して施設の斡旋を要請するものとする。

2) 教職員の確保

- ① 村教育委員会は教職員の被災等により通常の授業が行えない場合は、代替職員を確保し授業に支障を来さないようにする。また、必要に応じて一時的に教員組織の編成替えを行うものとする。
- ② 学校内で教職員の確保が困難な場合は、県教育委員会に応急救職員の緊急派遣を求めるものとする。

3) 教科書及び教材並びに学用品の支給

① 被災児童生徒及び被害状況の調査報告

村教育委員会は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより、県教育委員会に報告するものとする。

② 斡旋

村教育委員会からの報告に基づき県教育委員会は、必要に応じて現品入手につき斡旋するものとする。

③ 支給

ア. 災害救助法適用世帯の小中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別及び学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあつては学年別及び発行所別に調査集計し調達配分するものとする。文房具及び通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分するものとする。

イ. 災害救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては村又は本人の負担とする。

4) 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については教育長が定めるものとする。

(3) 学校給食対策

学校給食は原則として一時中止するものとする。但し、村教育委員会は応急給食について必要と認める時は、県教育委員会及び県学校給食会並びに保健所と協議のうえ実施するものとする。

(4) 社会教育施設等の対策

災害時における社会教育施設等の応急対策は次によるものとする。

1) 公民館等施設

公民館等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いので、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した公民館等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

2) 文化財対策

村教育委員会は文化財についての被害状況を調査するとともに、被災文化財については村及び県文化財審議委員会専門家の意見を参考にし、その対策を所有者等に指示及び指導するものとする。

4. 被災児童生徒の保健管理

被災児童生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図るものとする。

5. 文化財の保護

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 村指定の文化財は、村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

第26節 危険物等災害応急対策計画

(実施主体：総務対策班)

1. 石油類

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

2. 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 村の役割

村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

3. 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。

4. 毒物劇物

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。

- ア. タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
- イ. 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 村の役割

村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施する。

第27節 在港船舶対策計画

(実施主体：経済対策班)

1. 基本方針

本村に立地する粟国港（地方港湾）及び粟国漁港（第1種漁港）において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、村、粟国村漁業協同組合、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部は相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

2. 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

3. 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第8節 避難計画」（p.135）による。

第28節 労務供給計画

(実施主体：総務対策班)

この計画は、災害時における応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合の、必要な労務者及び職員等の確保について定める。

1. 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし、労務者の確保が困難な場合の必要な雇用は村長が行う。

2. 労務者の供給の方法

労務者を必要とする場合は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

3. 救助法による賃金職員等の雇上げ

村が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア. 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ. 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ. 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ. 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ. 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ)学用品

(ウ)炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ)医薬品、衛生材料

カ. 遺体捜索賃金職員等

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ. 遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア. 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア)賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ)賃金職員等の所要人員

(ウ)雇上げを要する期間

(エ)賃金職員等雇上げの理由

イ. 県は村から要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア. 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ. 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4. 従事命令、協力命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〔従事命令等の種類と執行者〕

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	村長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛隊(村長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官(警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 村長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

村又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。
(基本法第82条第1項)

(3) 傷害等に対する補償

ア. 村の役割

村は、従事命令(警察官又は海上保安官が基本法の規定により村長の職権を行った場合も含

む)により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第84条第1項)

(従事命令、協力命令)

従事第 号 <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> 災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 <p style="text-align: right;">処分権者 氏名 印</p>	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事すべき日時	
従事すべき場所	

備考 用紙は日本工業規格A4とする。

(保管命令)

保管第 号 <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> 災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 <p style="text-align: right;">処分権者 氏名 印</p>				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は日本工業規格A4とする。

(管理、使用、収用)

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法 第71条 の規定に基づき、次のとおり を使用する。 第78条第1項 年 月 日 処分権者 氏名 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は日本工業規格A4とする。

(変 更)

従事第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) 第78条第1項 に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印		
変更した処分の内容		

備考 用紙は日本工業規格A4とする。

第29節 民間団体の活用計画

(実施主体：総務対策班)

1. 実施責任者

(1) 民間団体の活用は、村が村内の民間団体の協力を求めて行うものとする。

なお、村内で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。

(2) 大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは村において処理できない場合においては、村から民間団体の活用の要請を県に行う。

2. 組織及び活動内容

(1) 協力要請団体

民間団体の組織としては、以下の団体とする。

- ①各字自治会
- ②女性団体
- ③青年団体
- ④その他各種団体

(2) 活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たるものとする。

- ア. 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
- イ. 災害後の炊き出しの応援

第30節 ボランティア受入れ計画

(実施主体：総務対策班)

1. 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターの開設

村は、災害発生後、栗国村社会福祉協議会と連携し、必要に応じて「災害対策ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

災害ボランティアセンターは、栗国村社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社沖縄県支部やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定にゆだねることとし、村はその運営に協力する。

(2) 災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

災害ボランティアセンターの主な機能は次のとおりとする。

- ア. 避難所等のボランティア活動の統括
- イ. 一般ボランティアの受付、登録
- ウ. 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- エ. ボランティアの派遣

- オ. ボランティアニーズの把握とコーディネート
- カ. ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映
- キ. その他ボランティアへの支援に関すること

(3) ボランティアの受入れ

村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

2. ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア. 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ. 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ. 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ. 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ. その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア. 炊き出し
- イ. 清掃
- ウ. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ. 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ. 軽易な事務補助
- カ. 危険を伴わない軽易な作業
- キ. 避難所における各種支援活動
- ク. その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ. 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ. その他必要なボランティア活動

3. ボランティアの活動支援

村及び村社会福祉協議会は、県と連携して、必要に応じてボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

村及び村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、次の活動場所を提供する。

(ア) ボランティア本部（村庁舎等）

(イ) 地区活動拠点（村庁舎等）

(2) 設備機器の提供

村は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

(実施主体：経済対策班)

1. 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2. 施設の防護

(1) 道路施設

ア. 村道

村道の管理者である村における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告する。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

(イ) 村長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに村長に報告するよう、常時指導・啓発する。

イ. 県道

県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

(イ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

(ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

(2) 港湾・漁港施設

ア. 県の役割

(ア) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

イ. 村における措置

村長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告する。

- (ア)被害の発生した日時及び場所
- (イ)被害内容及び程度
- (ウ)泊地内での沈没船舶の有無

3. 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4. 応急工事

(1) 応急工事の体制

ア. 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講ずる。

- (ア)応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- (イ)地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ. 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図る。

ア. 道路施設

(ア)応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・排土作業又は盛土作業
- ・仮舗装作業
- ・障害物の除去
- ・仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ)応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ. 港湾・漁港施設

(ア)背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(ア)航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(イ)けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

1. 電力施設及び電気通信施設応急対策計画

(1) 電力施設応急対策実施方針

電力施設に関する災害応急対策計画については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

(2) 電気通信施設応急対策計画

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めるとき、NTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。

2. ガス施設応急対策

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間に関する連絡は、消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行き、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

3. 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水等の活用など速やかに応急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

ア 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

イ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。また、一般住宅の給水装置の復旧は、その所有者から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、福祉施設等を優先して実施する。

(2) 広域応援の要請

村は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係機関に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの方による支援活動に係る調整を行う。

また、水道事業者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確保を図るとともに、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期について広報に努める。

4. 下水道施設応急対策（実施主体：総務対策班）

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序についてはポンプ場、幹線管梁等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管梁、取付管等の復旧を行う。

(1) 復旧の実施

ア. ポンプ場等の復旧

ポンプ場等において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに施設の機能回復を図る。

イ. 管梁施設の復旧

管梁施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第33節 交通機関応急対策計画

（実施主体：総務対策班）

1. バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台に旅客を誘導する。

2. フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台に旅客を誘導する。

3. 空港

空港施設の管理・運営管理者及び航空会社は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機又は最寄りの高台への誘導などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

第34節 農林水産物応急対策計画

(実施主体：経済対策班)

1. 基本方針

災害による農林水産業に及ぼす被害を防止するため、農林水産施設や農産物及び家畜並びに林産物や水産物等に対してとるべき応急対策について定めるものとする。

2. 実施責任者

農林水産物の応急対策に必要な業務は村長が行うものとし、担当は農林水産対策班とする。なお、実施にあたっては県や農業協同組合及び漁業協同組合等と連携により万全を期するものとする。

3. 実施内容

(1) 農林水産施設応急対策

1) 農地及び農業施設に対する応急措置

農地が湛水した場合は、ポンプ排水によって湛水排除を図るものとする。なお、ポンプ排水を行うにあたっては、事前協議を行うものとする。

2) 漁船漁具並びに漁港設備に対する応急対策

台風や高潮等の災害が予想されるときは、漁船漁具の安全な場所への移動及び給油施設やその他漁港内設備の被害防止に努めるものとする。

(2) 農林水産物応急対策

1) 農産物

① 種苗対策

村は災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。

② 病虫害防除対策

ア. 緊急防除対策

村は災害による病虫害の異常発生が予想される場合は、農作物の被害の軽減を図るため県及び農業協同組合等と一体となって対策を検討したうえで、被災農家に対し具体的な防除の実施について指示指導するものとする。なお、特に必要と認めたときは緊急防除指導班（農林水産対策班を中心とする）を編成し指導の徹底を図るものとする。

イ. 農薬の確保

村は災害により緊急に農薬が必要となる場合は、農業協同組合に対し手持農薬の緊急供給を依頼し必要な農薬の確保を図るものとする。

2) 家畜

① 家畜の管理

村は浸水や崖崩れ等の災害が予想される区域内の飼育者に対して、家畜の安全な場所への避難について指導するものとする。この場合の避難方法や避難場所の選定が必要と認められるときは、あらかじめ飼育者及び関係機関等と協力し計画しておくものとする。

② 家畜の防疫

村は家畜伝染病を未然に防ぐため、県（家畜保健衛生所）や獣医師会の指導を得て畜舎等の消毒を行い、必要があると認められるときは緊急予防注射を実施するものとする。また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限するなど防疫上必要な措置について県と協力して実施する。

③ 飼料の確保

村は災害により農業協同組合において飼料の供給が困難な場合は、県に対して政府保有飼料又は流通粗飼料（沖縄県経済農業協同組合連合会保有）等の必要数量の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

(3) 啓蒙活動及び連絡協力体制の確立

村は台風等の災害により農林水産物に甚大な被害を及ぼす恐れのあるときは、被害の防除又は被害の拡大防止のため必要な事前対策を村広報誌及び広報車等を用いて周知徹底を図るものとする。なお、事前対策を迅速かつ適確に行うため、県並びに農業協同組合や漁業協同組合など関係機関とあらかじめ必要な措置について協議し定めておくものとする。

第35節 県による離島支援計画の受援

1. 実施責任者

県は、地震・津波により離島に甚大な被害が発生、又は予測される場合、県本部における離島の災害応急対策の強化方針を決定し、防災関係機関及び被災していない市町村との連携により、本島からの空輸を中心とした総合的な離島支援体制をとる。

2. 県による支援体制確保

県は、防災関係機関、市町村、協定団体等と連携して離島支援のため要員、資機材等の確保等の支援体制を確保する。おおむね、次の支援が考えられる。

(1) 被災者支援

- ア. 捜索、救助（捜索要員、捜索資機材）
- イ. 医療救護（医療班、医薬品）
- ウ. 衛生（仮設トイレ）
- エ. 食料、飲料水、生活必需品
- オ. 遺体収容（検視・検案要員、柩・ドライアイス）
- カ. 要配慮者対策（専門職）

- (2) 傷病者、要配慮者の移送と受入れ
- (3) 帰宅困難者の移送
- (4) 重要施設の点検、応急復旧
 - ア. 道路、橋梁
 - イ. 港湾
 - ウ. 空港
 - エ. 上下水道、電気、通信
- (5) 被災市町村の支援
 - 応援職員、資機材
- (6) 被災者の広域一時滞在

第3章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、被災した各種施設の原形復旧に止まらない将来に備えた復旧事業の推進に加えて、被災者の自立を目指した生活再建並びに地域経済の復興等に資する諸施策を定め、その実施を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

1. 基本方針

道路や港湾等の公共的施設が被災した場合における復旧は、単なる原状回復に止まらず。再度の災害防止を目指して、より安定性に配慮した新設又は改良事業等を迅速に実施するものとする。

2. 実施責任者

公共施設の災害復旧は、その施設を所管する長が行うものである。なお、国は災害復旧事業を実施するために大きな財政負担を伴う地方公共団体に対して、その軽減措置を図っているところである。

3. 実施内容

(1) 災害復旧事業の推進

公共施設の災害復旧事業は、公共の福祉の確保を図る観点から、できる限り速やかに実施することが必要であり、原則として国の直轄事業は2ヶ年、補助事業については3ヶ年で事業を完了させることとしている。なお、主な公共施設の災害復旧事業は次のとおりとなっている。

表：主な公共施設災害復旧事業

事業及び内容	根拠法等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (河川、海岸、砂防設備、治山施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、ダム、下水道)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設)	農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律
(3) 文教施設等災害復旧事業 ① 公立学校施設災害復旧事業 ② その他(国立学校、文化財)	公立学校施設災害復旧事業費 国庫負担法
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ① 社会福祉施設等災害復旧事業(生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設等) ② 環境衛生施設等災害復旧事業 ③ 医療施設災害復旧事業 ④ その他(水道施設、伝染病隔離病舎)	生活保護法・児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・精神障害者福祉法
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ① 公営住宅災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法

(2) 村及び県における措置

1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合は、村又は県において被害状況を速やかに把握するとともに、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合に村及び県は、被害状況を速やかに把握するとともに緊急に被害査定が行われるよう措置し、災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

4) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等の早期把握

公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を早期に把握し、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧業務に努めるものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1. 災害相談

(1) 村民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、村は、県、その他関係機関と連携して村民サポートセンターを開設する。

村民サポートセンターの開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

村民サポートセンターにおける相談内容は、概ね次のような事項である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について ② 倒壊家屋の解体・撤去 ③ 各種資格証の発行手続等（免許証や年金証書等） ④ り災証明の発行手続 ⑤ 仮設住宅の入居 ⑥ 住宅金融公庫関係（返済や支払方法等） ⑦ 事業再開の融資 ⑧ 災害援護資金 ⑨ 被災に伴う税金の減免措置 ⑩ 借地及び借家について ⑪ 医療並びに保健について（精神保健を含む） |
|--|

(2) 村の相談窓口等の開設

村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

2. 罹災証明書の発行

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3. 住宅の復旧

(1) 災害住宅融資

ア. 災害復興住宅資金

村は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、村は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

イ. 個人住宅（特別貸付）建設資金

村は、村内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、村は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付する。

表：沖縄振興開発金融公庫による災害復興住宅資金融資

対象被害	地震・暴風雨・洪水、その他の災害で内閣府令及び財務省令で定めるもの	
対象者	上記災害により被害を受けた住宅の所有者で、自らが居住する若しくは被災者に課すために住宅の建設や購入又は補修をする者	
	(建設・購入資金)	(補修資金)
対象期間	住宅に5割以上の被害を受け「被災者復興住宅に関する認定書」の発行を受けた者	住宅に10万円以上の被害を受け「罹災証明書」の発行を受けた者
対象期間	災害が発生した日から2年間	

(2) 災害公営住宅の建設

村は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

4. 生業資金の貸付

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

村は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

表：災害援護資金（災害弔慰金の支給に関する法律第10～15条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。
貸付対象	2により負傷又は住居及び家財に被害を受けた者
貸付限度額	350万円 （世帯主の1か月以上の負傷150万円、家財の1/3以上の損害150万円、住居の全壊350万円）
所得制限	前年の所得が村民税の課税標準で700万円（4人世帯）未満
利率	年3%（据置期間中は無利子）
据置期間	3年（特別の場合は5年）
償還期間	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦及ぶ半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

生活福祉資金

実施主体	沖縄県社会福祉協議会（生活福祉資金貸付制度）
貸付対象	災害を受けた低所得者
貸付限度	150万円
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期間	7年以内
貸付利子	3%

(3) 母子寡婦福祉資金

村は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

村及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

5. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	いわゆる自然災害（災害弔慰金の支給等に関する法律第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。
支給対象	2により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	① 生計維持者が死亡した場合：500万円 ② その他の者が死亡した場合：250万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

(2) 災害障害見舞金の支給

村は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	いわゆる自然災害（災害弔慰金の支給等に関する法律第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。
支給対象	2により精神及び身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する。 ① 両目が失明した者 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要する者 ⑤ 両上肢を肘関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢を膝関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
弔慰金の額	① 生計維持者が障害を受けた場合：250万円 ② その他の者が障害を受けた場合：125万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

7. 災害義援物資、義援金の募集及び配分

(1) 義援物資の受入れ

村は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

村、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア. 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ. 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ. 村、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

- エ. 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- オ. 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8. 租税の徴収猶予及び減免等の措置

(1) 村税

① 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、村税を一時に納付し又は納入することができないと認められる時は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認める時は、さらに1年以内の延長を行うことができるものとする（地方税法第15条）。

② 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行うものとする。

税目	減免の内容
個人の村民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により著しく価値が減じた土地について行う。

(2) 県税

県は被災者の納付すべき県税について、法令及び県条例に基づき、申告・申請・請求・その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長や徴収猶予及び滞納処分の執行の停止、並びに減免等の措置を災害の状況により実施するものとする。

① 徴収の猶予

村および県は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

② 期限の延長

村および県は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9. 職業のあっせん

村は、災害により離職を余儀なくされたものの早期再就職を促進するため、公共職業安定所に協力要請を行い、以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10. 被災者生活再建支援

村は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。

対象は、村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

11.地震保険や共済制度の活用

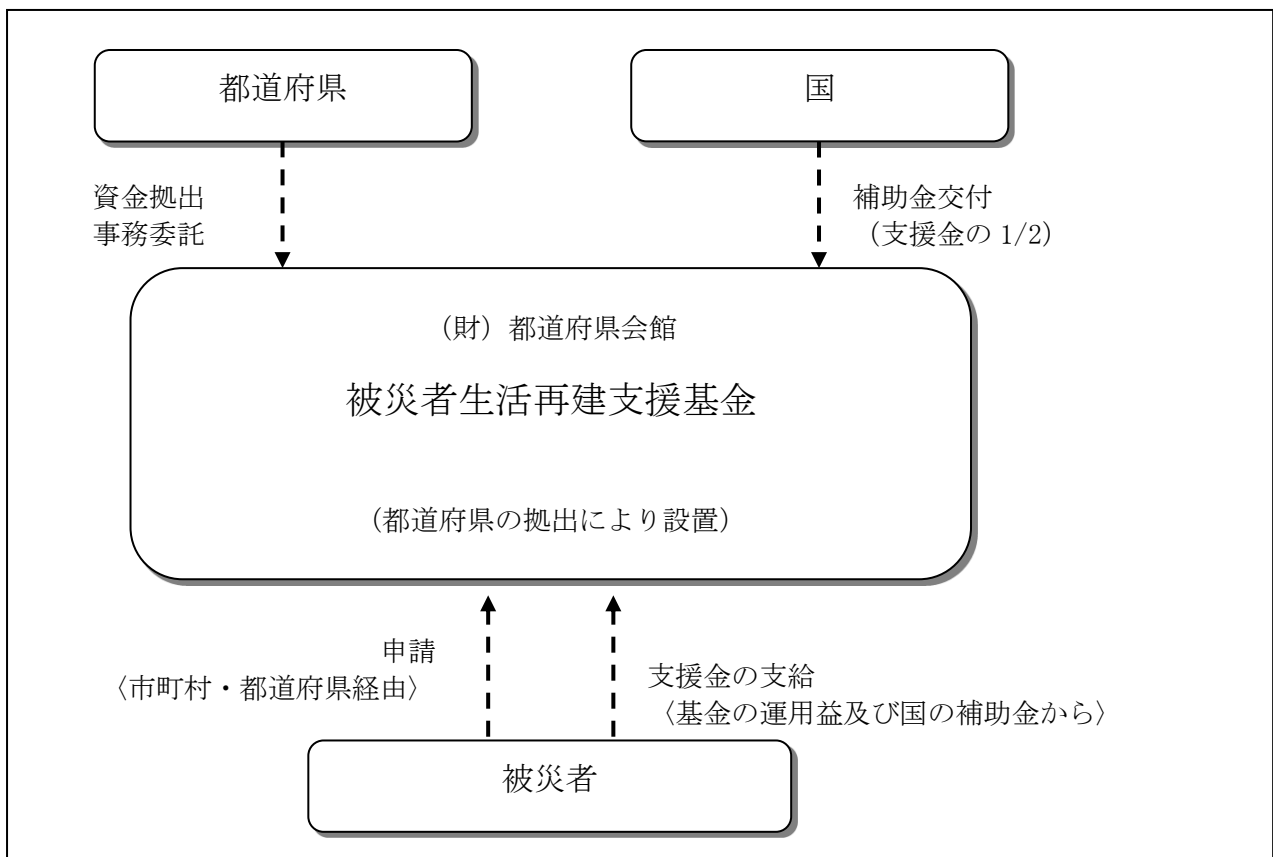
地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制度の普及促進に努める。

(1) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み

被災者生活再建支援法に基づき「被災者生活再建支援金支給制度」は、住宅が全壊した全世帯に最高 100 万円の支援金を支給するもので、その原資は都道府県からの拠出金の運用益と国庫補助を充てることになっており平成 11 年 4 月より開始されている。

なお、支援金の支給業務等は都道府県から事務委託された被災者生活再建支援基金（（財）都道府県会館）が行うものであるが、基金が行う業務のうち一部は市町村へ委託され実施されるものである。

図：被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



(2) 適用基準と被害認定

① 適用基準

自然災害（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・地震・津波、噴火その他の異常な自然現象）により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる（行令第1条第1項第1号～3号）。

対象災害基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満限定） ⑤ ①～③に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満限定） ⑥ ①若しくは②市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2つ異常ある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満に限る） ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万未満に限る）
支援対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住する住宅が全壊（全焼・全流出）した世帯 ② その居住する住宅が半壊し、当該住宅の倒壊等による危険を防止するため必要があること、及び当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、並びにその他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること及びその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつその状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

② 住宅の被害認定

被害認定については、統一基準「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日、内閣総理大臣官房審議室長通知）」により村が行い、県がその取りまとめを行うこととする。

(3) 支援金の支給限度額

① 支援金の対象経費

被災世帯の自立した生活を支援するため必要な次の経費が対象となる。

経費区分	対象経費
通常経費	① 被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 ② 住居の移転に通常必要な移転費（交通費を除く）
特別経費	① 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により、当該被災世帯の生活に必要な物品の購入費又は修理費 ② 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費 ③ 住居を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価 ④ 対象の自然災害により、負傷又は疾病に罹った者の当該負傷又は疾病の治療のため医療に要する費用（ただし、当該自然災害が発生した日から起算して1年を経過する暇での間に支払われるもの）

② 支援金の支給限度額

単位：万円

支給限度額	以下の①と②の合計額（定額）	
	① 全壊	100万円
	* 敷地被害で住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加（大規模半壊 50万円）	
	② 全住宅を建築・購入する世帯	200万円
	住宅を補修する世帯	100万円
	住宅を賃貸する世帯	50万円
	例：全壊で住宅を建築・購入する世帯	300万円

(4) 事務体制等

① 村の事務体制

被災者生活再建支援法による支援金の支給事務については、都道府県から「被災者生活再建支援基金」へ全部委託されるとともに、逆に基金から各市町村へ一部委託され実施されるものであり、本村の事務体制をまとめると次のとおりとなる。

村が行う事務	村が委託を受けて行う事務
① 住宅の被害認定及び被害報告	① 支援金の支給（被災者の口座振込による場合を除く）
② 被災証明書等必要書類の発行	② 支援金の返還に係る請求書の交付
③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務	③ 支援金の納付に係る請求書の交付
④ 支給申請書の受付・確認等	④ 加算金の納付に係る請求書の交付
⑤ 支給申請書のとりまとめ	⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付
⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	⑥ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金
・ 広報等による制度の周知	・ その他各事務に係る付帯事務

② その他必要事項

支援金支給申請の手続き等の被災者生活再建支援資金支給業務については、県の指導に基づく被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、事務次官通達等により円滑に行うものとする。

第3節 中小企業者等への支援計画

1. 基本方針

災害によって農林漁業及び企業の施設等に被害を受けると、それぞれの農林漁業者や企業者の経営に打撃を与えるのみならず地域経済が疲弊する可能性が高く、その復興対策が重要である。そのため被害を受けた農林漁業者及び中小企業者に対する災害復興対策資金の融資等について万全を期するものとする。

2. 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

県は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

3. 林業者への融資対策

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

4. 漁業者への融資対策

被災漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

表：農林漁業災害復興対策資金

資金名	実施主体及び関連法令等
① 天災資金	実施主体：農協・銀行等の金融機関 関係法令：「天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」 ※激甚被害と指定された場合は有利な融資条件となる。
② 沖縄振興開発金融公庫の ・農林漁業施設資金(主務大臣指定施設 共同利用施設) ・農業基盤整備資金 ・林業基盤整備資金 ・漁船資金 ・農林漁業セーフティネット資金	実施主体：沖縄振興開発金融公庫 関係法令：「沖縄振興開発金融公庫法」 ※農林漁業資金のうち災害復興事業をも対象となる資金
③ 「沖縄県農業災害対策特別資金利子 補給等補助金交付要綱」に基づく災害 資金	※沖縄県の単独事業
④ 農林漁業組合等の制度資金	

5. 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

村は、県と連携し、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融相談の実施

村は、県と連携し、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

(3) 被災中小企業者に対する融資

村は、県と連携し、中小企業向け融資制度の活用を促進するとともに、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫等政府系統金融機関の資金の活用を図るよう指導する。

表：中小企業災害復興対策資金

資金名	実施主体及び関連法令等
① 災害復旧資金	実施主体：沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫 関係法令：「沖縄振興開発金融公庫法」 ※国の利子補給
② 災害復旧高度化資金	実施主体：沖縄県、中小企業事業団
③ 中小企業設備近代化資金	実施主体：沖縄県 ※国の補助
④ 中小企業信用保証	実施主体：沖縄県信用保証協会（融資の保証） 関係法令：「信用保証協会法」 ※中小企業保証保険公庫が再保険
⑤ 中小企業体質強化資金	実施主体：民間金融機関等 ※国と県からの原資委託

第4節 復興の基本方針等

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害にも対応できるようより安全性に配慮した各種復興事業とともに、被災者の生活再建並びに農林漁業や中小企業の産業再建施策等地域社会経済の全般的な復興に係る広範囲かつ短期及び中長期にわたる支援策が必要とされ、きめ細かな推進事業を行うものとする。

1. 復興計画の作成

大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

2. がれき処理

村、県及び関係機関は、がれき処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3. 防災むらづくり

被災地の復旧及び復興施策を推進するに当たっては、単なる原形復旧に止まらない再度の災害に耐えられ、「災害につよいむらづくり」を目指して行うものとする。

なお、防災むらづくりに当たって平常時からの災害予防対策業務と連携し、次の事項について留意するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難路や避難地及び延焼遮断帯の整備 ② 道路・公園・漁港及び港湾などの防災活動拠点ともなる社会基盤並びに防災安全区の整備 ③ 都市基盤の整備 ④ ライフラインの耐震化 ⑤ 建築物の耐震化及び不燃化 ⑥ 耐震性貯水槽の設置など |
|---|

4. 被災者支援対策の推進

災害により被害を受けた場合は、被災者の生活再建に資する救護資金や福祉資金の貸付等並びに住宅や家財復興資金の貸付等とともに、国税及び地方税について軽減・免除・納付猶予を行う等きめ細かい視線措置を講ずるものとする。

また、農林漁業者及び中小企業者に対しては、その経営の再建及び安定化を図るため、各種の災害復興支援を行うものとする。

第 3 編 風水害等編

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による村土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 治山治水計画

第1款 治山事業

1. 浸水想定区域の指定と周知

(1) 村の役割

ア 村は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、村は本計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする

イ 村は、本計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 施設管理者等の役割

ア 要配慮者利用施設の所有者・管理者

村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

第2節 土砂災害予防計画

本村には土砂災害が発生する可能性のある区域として指定される、法的規制を伴う危険区域等（急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地並びに土石流による危険区域など）はないが、西区の西側を走る断層において土塊の崩落がみられるなど警戒を要する区域が確認される。

そのため、これら区域を危険区域として把握するとともに、周辺の住民に対する危険区域の周知徹底及び警戒避難体制を確立するものとする。また急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、集中豪雨等による土石・土砂流出並びに傾斜地崩壊等の防止に努め、大雨時や台風接近時には巡回監視し、状況把握に努めるものとする。

第3節 高潮対策計画

現在、本村においては海岸保全区域としてウーグ浜を含めた東海岸及び栗国港が指定されている。これら区域を中心に海水による侵食又は高潮及び波浪等から海岸を防御するため、離岸堤及び海岸護岸並びに消波工の設置等、高潮対策事業並びに侵食対策事業等の海岸保全事業を促進するものとする。さらに防風林及び防潮林の保全育成を図り村土保全に努める。

表：海岸保全区域

所管(国)	所属(県)	名称	位置等	指定延長	指定年月日
農林水産省 農村振興局	南部農林土 木事務所	海岸名：栗国	位置： 栗国村東～浜	4,620m	昭和 50.11.27
水産庁	南部農林土 木事務所	漁港名：栗国	漁港管理者： 県	830m	昭和 50.11.27
国土交通省 港湾局	南部土木事 務所	海岸名：栗国港	位置： 栗国村字浜	227.5m	昭和 58.3.31

資料：平成 30 年度沖繩県水防計画

第4節 建築物等災害予防計画

1. 基本方針

風水害や火災及び地震等による建造物の災害を防御するため、災害に強いむらづくりの一環として防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

2. 実施内容

(1) 防災的土地利用の推進

本村には防災・消防面で弱い昔ながらの集落形態が残っている地区があるため、土地利用計画に沿った土地の合理的かつ健全な利用を促し、災害の防止を図るものとする。

(2) 耐風耐震及び不燃化建造物の建築促進

建造物の新築・改築・増築等の際には、耐風耐震及び不燃化促進について指導するとともに、各種制度の普及に努め、防災建造物の建設促進に努める。

(3) 既存公共建築物の耐風耐震及び不燃化対策

既存公共建築物は、建替え時又は補強等により耐風耐震及び不燃化対策を推進する。

また定期的な点検及び検査を実施することにより不良箇所を把握し、その対策に努める。

(4) 公共建築物の耐火耐震性能の向上促進

今後建設される公共建築物については、設計段階から耐火耐震性能の向上を図る。

(5) 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物について、定期的に点検及び検査を実施するものとする。

第5節 火災予防計画

1. 基本方針

火災が発生すると地理的条件や気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家及び公共施設への延焼等大きな被害に発展することが予想される。また貴重な文化財等を焼失することになるので、対象施設の巡視や防火施設の整備等火災防止対策を推進するものとする。

2. 実施内容

(1) 消防力・消防体制等の拡充強化

- ① 消防団員、消防関係者の資質向上を図るものとする。
- ② 本村において、消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。
- ③ 多くの人が入り又は勤務する施設（学校、宿泊施設、事業所等、危険物関係施設等）において、自衛消防組織の結成にむけて指導する。また、消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。
- ③ 住民への防火意識の向上を図るため、春と秋の防火運動期間に消防訓練及び避難訓練の実施に努める。また、防火ビラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防火思想の普及・高揚を図る。
- ④ 消防水利及び消防車両等の整備を推進する。

(2) 火災予防査察・防火診断

本村においては、消防用設備（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）等及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに避難を確実なものとする。

また、一般住宅については、火災の多発期となる秋季を控えた時期及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取扱う器具等に関する防火診断を行うよう指導に努めるものとする。

(3) 特定防火対象物等

村は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(4) 一般住宅

村及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

表：査察を必要とする施設等

対象施設	査察内容
学校、官公署	防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度末等の時期を利用した重点的な査察を実施する
宿泊・娯楽施設	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、定期的な査察を実施する
商店・小売業施設	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、定期的な査察を実施する
危険物等関連施設	年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱い要領及び防火管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため防火指導を行う

(5) 消防施設の整備拡充

- ① 防火水槽、耐震性貯水槽の整備をはじめ、海水・河川水等の自然水利や、ため池等が活用できるような消防水利の多様化を図る。
- ② 消防無線及び防災行政無線等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備・拡充を図る。

第6節 林野（原野）火災予防計画

1. 基本方針

集落及び農地と連続して大きく原野が広がる本村では、火災が発生すると地理的条件や気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家及び農地への延焼等大きな被害に発展することが予想される。また貴重な資源を焼失することになるので、原野の巡視や防火施設の整備等原野火災防止対策を推進するものとする。

2. 実施内容

(1) 原野巡視の強化

原野火災の未然防止及び早期発見を図るため、原野巡視を推進するものとする。

(2) 防火施設の整備

地域の実態に即して防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を推進し、被害の防止に努める。

(3) 原野火災予防意識の高揚および啓発

村民に対して、自然環境愛護精神の高揚及び火災予防意識の普及啓発に努める。特に危険性の高い地域には注意を喚起する標識等の設置を推進するものとする。

(4) 出火防止対策

原野又はこれに近接している土地における火入れについては、森林法の遵守や消防機関等への連絡を密にさせ、安全に期するよう指導する。

第7節 危険物等災害予防計画

危険物等災害予防計画は、第2編 地震・津波編 第1章 第2節「第4款危険物等の対策」（p.51）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第8節 上水道施設災害予防計画

1. 基本方針

本村の地形は、南西から東へかけて緩やかに傾斜している以外は概ね平坦であり、河川もないことから水源に乏しく昔から飲料水等の確保に苦しんだ歴史をもっている。

環海の島で元来、孤立性の高い本村は、災害の発生により水の供給停止、送電線の断線などが生じた場合、村民の生命維持及び災害応急対策の実施する上で致命的な障害となる。そのため平常時はもとより災害が発生した場合において、村民の生活を支えるライフライン施設の被害を防止する予防対策を講じるものとする。

2. 実施内容

(1) 水道施設の防災性の強化

飲料水及び生活の用に供する水の安定した供給、並びに災害が発生した場合に水道施設の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修及び施設の耐震化を図るものとする。また被災時の復旧水道資機材の確保並びに応急給水施設の整備を促進するものとする。

- ① 水道施設の新設及び拡張並びに改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施行を行なうものとする。
- ② 施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、S55.1）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、H7.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努めるものとする。

第9節 ガス、電気施設災害予防計画

第1款 高圧ガス災害予防計画

村は、県や各関係機関との連絡を密にし、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

- ① 消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- ② 高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第2款 電力施設災害予防計画

災害に伴う電力施設被害の防止について、沖縄電力が定める恒久的設備の対策計画への協力体制を推進する。また、電力会社による電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を村は把握するとともに、震災被害の縮小を図り、万全の予防措置を講ずる。

対策別	実施内容
防災訓練の実施	年1回以上の防災訓練を実施し、村及び県、国が実施する防災訓練に積極的参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
発電設備	電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、技術基準法に基づいた設計を行う。
送配電設備	① 架空電線路は、風圧及び不平均張力による荷重対応できる設計とする。 ② 地中電線路は、油槽架台の耐震設計は、建築基準法に準ずる。
変電設備	機器の耐震設計は、変電所の重要度、施設周辺地域における地震動の想定等を勘案した上、電気技術指針に沿った設計とし、建物は建築基準法に準ずる。
通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第10節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画

村、県、医療機関、通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1. 県及び村における予防計画

県及び村は、地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮し

た防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2. 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

村、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

村、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

■村における措置事項

対策別	実施内容
通信機器の充実	年1回以上の防災訓練を実施し、村及び県、国が実施する防災訓練に積極的に参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
通信設備等の不足時	災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

3. 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

(1) 各電気通信事業者における予防計画

ア. 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

(ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

(イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ. 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ. 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

(ア) 回線の設置切替方法

(イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

(ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

(エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

(オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

第2款 通信・放送設備の優先利用

(1) 村は、県又は関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第11節 不発弾等災害予防計画

1. 基本方針

沖縄県は先の戦争で地上戦を被り、不発弾の発見が現在も続いている。こうした中で不発弾の爆発等による災害の発生を防止するため、関係機関との連携により円滑な処理業務を促進するとともに、地域住民に対する不発弾の発見や通報及び処理体制等に関する防災意識の普及啓発を図るものとする。

2. 実施主体

不発弾の処理は発見者からの届出により、下記に示す関係機関の連携協力のもとで推進され、最終的処理にあたっては自衛隊が行うものである。

- | | | |
|-----------|---------------|-------|
| ① 沖縄総合事務局 | ③ 第十一管区海上保安本部 | ⑤ 沖縄県 |
| ② 自衛隊 | ④ 沖縄県警察本部 | ⑥ 粟国村 |

3. 実施内容

(1) 不発弾の処理業務の促進

不発弾の一般的な処理は、概ね次によるものとする。

1) 陸上で発見される不発弾の処理

- ① 不発弾の発見者は村又は最寄りの交番及び那覇警察署に通報するものとする。また、村は沖縄県へ発見届出を行うものとする。
- ② 陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）は必要に応じて現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画をたてる。
- ③ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し一時保管庫へ搬入する。
- ④ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管を離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 信管離脱作業は非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - ア. 村は、関係機関と撤去日時及び交通規制並びに避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図るとともに関係住民への周知徹底を図る。
 - イ. 村及び那覇警察署は避難計画を定め、その地域への交通を規制するとともに地域住民を避難させる。
 - ウ. 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。
- ⑥ 一時保管された不発弾は、最終的には陸上自衛隊第15旅団（第101不発弾処理隊）並びに海上自衛隊沖縄基地隊により処理される。

2) 海中で発見される不発弾の処理

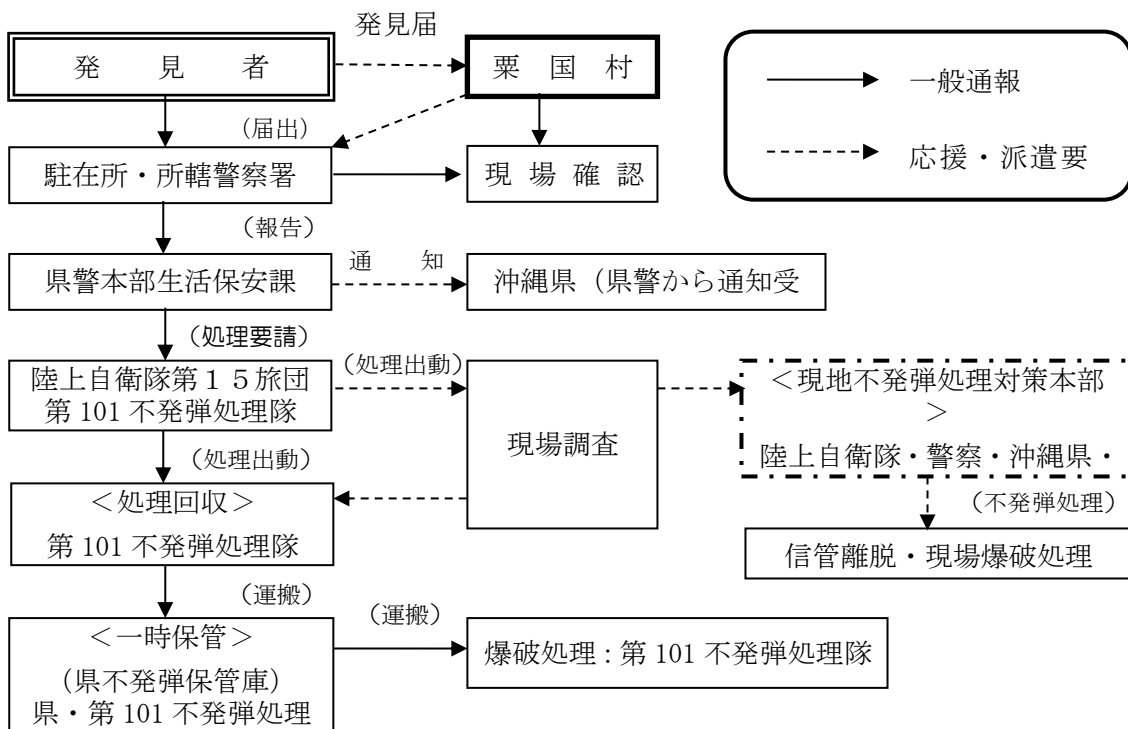
- ① 不発弾の発見者は栗国駐在所、第十一管区海上保安本部、村及び港湾管理者へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、村又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊に処理要請を行う。
- ② 沖縄基地隊水中処分隊が現地調査を行い、関係機関と調整のうえ撤去計画をたてる。
- ③ 危険度が少なく移動可能なものは、水中処分隊により回収撤去する。
- ④ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し発見現場で爆破処理する。

(2) 不発弾に関する防災知識の普及活動の推進

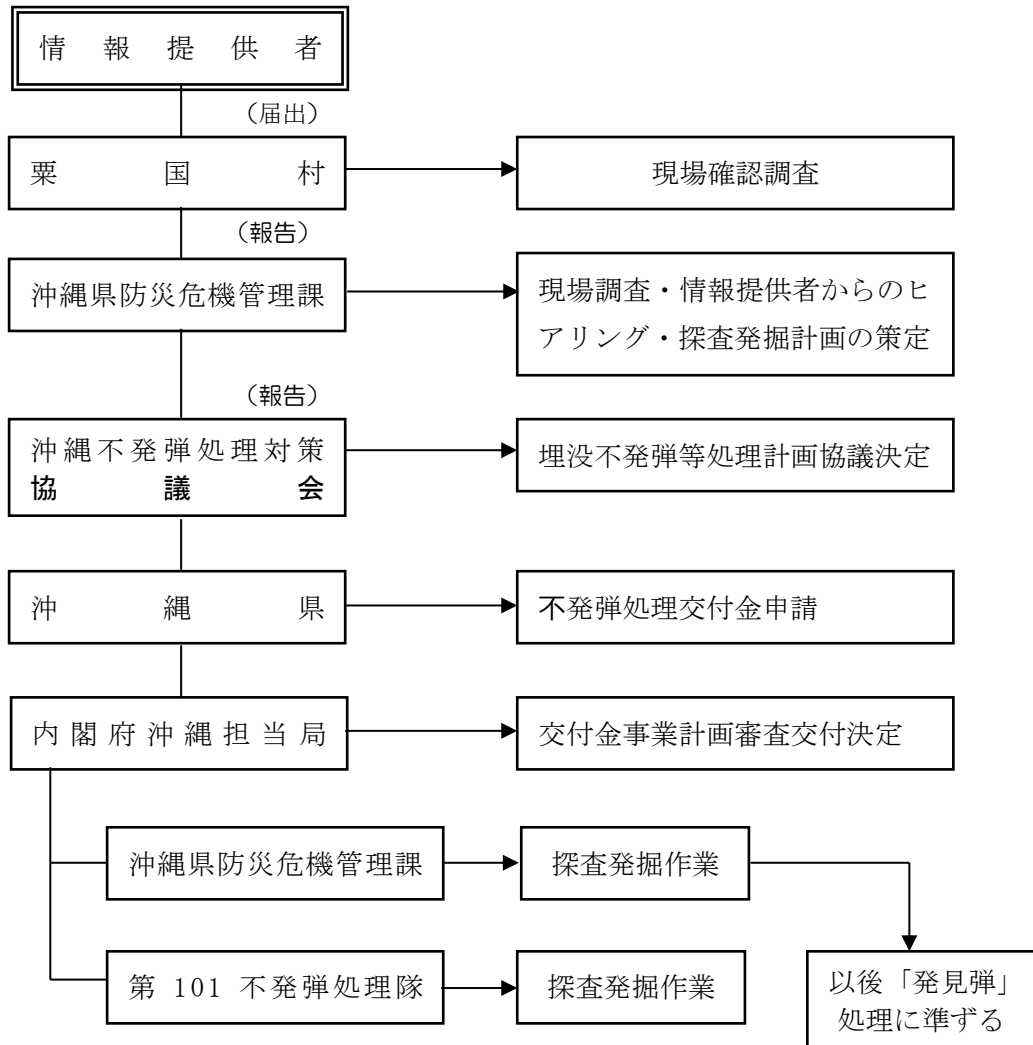
地域住民に対して不発弾の危険性、並びに発見後の通報及び処理体制の普及啓蒙に努めるものとする。

図：不発弾処理業務の流れ

〈発見弾〉



〈埋没弾〉



第12節 文化財災害予防計画

1. 基本方針

本村には指定文化財として県指定天然記念物が1件、村指定天然記念物が2件、村指定史跡が1件、村指定名勝が2件、その他埋蔵文化財13箇所が散在している。

地域の文化財は村民共有の財産であり、今後豊かな村民生活を築いていくためにも継承すべきものである。そのため文化財の適切な保護及び管理体制の確立等、予想される各種災害からの予防対策について定めるものとする。

2. 実施内容

- ① 県による教育委員会への指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ② 文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③ 文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。また文化財並びに周辺環境の整備を促進するものとする。
- ④ 防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、本村における防災施設の設置を促進する。
- ⑤ 県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。
- ⑥ 暴風・地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

表:文化財一覧表

指定区分	名称	所在地
県指定天然記念物	字西の御願の植物群落	字西土倉原
村指定天然記念物	松尾御嶽のイタジイの木	字西 2153
	照喜名原のモンパの木の群落	字浜照喜名原 322 20
村指定史跡	番屋跡	字西 1626
村指定名称	番屋原の広場の景勝の地	字西 1554
	坂木那原景勝の地	字東
埋蔵文化財	村内 13ヶ所に散在	

第13節 農業災害予防計画

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

1. ため池等整備事業

(1) 土砂崩壊防止工事

村は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) 老朽ため池等整備工事

村内のかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

2. 農地保全整備事業

村は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3. 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

村は、本村農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び村は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

ア 指導組織の統一及び指導力の強化

村は県と連携して、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

イ 防災施設の拡充

村は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

村は、本村農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

第14節 食料供給計画

県及び市町村は、地震・津波編 第1章 第4節 第2款の(2) (p.63) に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第15節 気象観測体制の整備計画

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1. 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や村民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2. 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や村民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第16節 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1. 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2. 消防施設等

村の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行う。

3. 救助施設等

救急業務非実施村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

4. 流出危険物防除資機材

村、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第17節 避難誘導計画

1. 基本方針

大規模な災害の発生又は発生する恐れがある場合において、危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

2. 実施内容

(1) 避難体制の整備

1) 村の役割

ア. 避難所の選定

イ. 避難所の開設及び運営方法の確立

ウ. 避難所の安全確保

エ. 住民への周知

オ. 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備

カ. 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備

キ. 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成

ク. 避難経路の点検及びマップの作成

ケ. 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

ア. 避難計画の作成

イ. 避難誘導體制の整備

(2) 避難場所の整備

1) 避難場所の指定及び整備

大規模災害が発生した場合の避難先として、収容避難所（既存建築物等）及び一時又は広域避難場所（広場等の屋外）並びに津波緊急避難場所を予め指定しておくものとする。

① 収容避難所については、公民館や小中学校等の公共施設を中心に指定するものとする。

② 一時又は広域避難所については、グラウンド及び集会場や広場を中心に指定するものとする。

③ 津波緊急避難場所については、短時間で移動が行える近隣の高台を字ごとに指定するものとする。

2) 避難所の開設及び運営方法

避難所の開設は迅速かつ円滑に行なう必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておくものとする。

(3) 避難誘導體制の確立

避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要があるため、また老人・子供・身体障

がい者など要配慮者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から要配慮者の情報や避難経路の安全性の把握を行なうものとする。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておくものとする。

- ① 災害の種類や状況に対応するため地域の実情に応じ2カ所以上の避難経路を選定し、誘導標識や案内版等の整備を推進するものとする。
- ② 避難誘導を混乱なく行なうため、自主防災組織と災害時要支援者等についての情報を共有するなど連携強化に努めるものとする。
- ③ 災害危険区域及び避難場所や避難経路等を示した防災マップ、並びに災害時要支援者用を含む村民の避難マニュアルを作成するものとする。

第18節 交通確保・緊急輸送計画

1. 基本方針

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じ、輸送手段を確保することが困難になることが予想されることから、事前措置として、輸送を円滑に行うための対策を今後推進していくこととする。

2. 実施内容

(1) 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に支障のある場合、直ちに啓開できる体制を国や県、関係団体の協力を得ながら整備する。

(2) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うため、県などと調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定（確保）し、整備していくこととする。

(3) 臨時ヘリポート・空港の確保

荒天時において船舶輸送が機能しない場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、本村域内に臨時ヘリポートの指定や整備及び空港の整備を行うものとする。緊急時の拠点として栗国空港を指定し、緊急物資・人員の受入を可能とする機能を図るため整備を行うものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保をするため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(5) 輸送手段等の確保（応援協定）

災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行えるよう、県内の各関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。

第19節 要配慮者安全確保体制整備計画

村及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域については、水防法に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地を明記し危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第20節 台風・大雨等の防災知識普及計画

村及び県、関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への県民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが「災害から自己を守る」とともに「お互いに助け合う」という意識行動が必要である。そのため、村民各層における防災意識の高揚を図る。

1. 台風教育

(1) 防災教育（総務課、消防団、教育総務課）

村は、県や関係機関と連携して、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(2) 災害教訓の伝承

ア．台風災害の蓄積と公開

村は、村内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、村民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ．台風災害の経験・教訓等の伝承

村は、過去の大規模台風災害等の教訓を後世に伝える。

2. 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する防火管理者講習会等とする。

ア．専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ウ) その他の教育（1日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ. 一般教育

一般教育は、村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア. 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ. 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

3. 孤立化等対策

台風時には船舶が欠航し、本村への食料、物資等の流通も停止することがある。

このため、台風接近に備え、村民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう啓発・啓発を行う。

また、平時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、村内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

第21節 防災訓練計画

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練

県は広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練を実施し、防災関係者及び住民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

2. 各種防災訓練

(1) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(3) 職員参集訓練

村は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第22節 自主防災組織育成計画

村及び県、関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、村内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第23節 災害ボランティア計画

村及び県、関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第24節 道路事故災害予防計画

1. 道路・航空機事故災害予防計画

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

2. 航空機事故災害予防

(1) 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び消防機関等は、航空の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

(3) 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第25節 海上災害予防計画

1. 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び村は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

警察及び村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、村及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

県及び村等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、村及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章「第1節 組織及び組織計画」(p.81)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

1. 実施内容

(1) 栗国村防災会議の設置

栗国村防災会議を本村地域に係わる防災に関し総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条第1項に基づき、村長を会長として組織する。

(2) 栗国村災害対策準備組織の編成

災害対策準備組織は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその災害の程度に準じて、災害対策本部設置前における初動体制として「災害対策準備態勢」、情報収集及び巡視や警戒を主とする「災害警戒準備態勢」を設置するものとする。

1) 災害対策準備態勢

災害対策本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務対策班）により災害対策準備態勢をとるものとする。

	設置条件	主な活動内容	配備要員	体制設置者
災害対策準備態勢	① 沖縄気象台から本村域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生する恐れある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないとき。	・情報収集	災害対策準備体制については、総務課から必要な人数を以て充てる（総務課長があらかじめ指定しておく）。	防災担当者 (総務対策班)

2) 災害警戒準備態勢

ア. 災害警戒準備態勢の設置

災害警戒準備態勢は、気象台による各種警報等の発表に伴い本村域に災害が発生、又は発生する恐れがある場合で、災害対策本部を設置するには至らないときに設置するものとする。組織体制は総務課長を本部長とし必要な要員を持って警戒配備体制をとるものとする。なお、警戒準備態勢の本部長は体制を設置した場合には、直ちに配備要員と栗国消防団へその旨を連絡するものとする。

	設置条件	主な活動内容	配備要員	体制設置者
災害警戒準備態勢	<p>① 本村域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報、又はその他の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。</p> <p>② 暴風、豪雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、村の地域に災害の発生する恐れがあり、警戒を要するとき。</p> <p>③ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため災害警戒準備態勢をとる必要のあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・巡視及び警戒 ・水辺からの退去呼びかけ ・被害情報の伝達等 	<p>災害警戒準備態勢の体制については、総務課及び民生課並びに経済課から必要な人数を以て充てる（総務課長があらかじめ指定しておく）。</p>	<p>総務対策班長 (総務課長)</p>

(3) 災害対策本部

1) 災害対策本部の設置

災害警戒本部長は災害が発達し、より高次の配備体制（災害対策本部の配備体制）への移行が必要と認めた場合は村長に状況を説明するものとする。説明を受けた村長は、次に掲げる要件等を勘案し速やかに災害対策本部を設置するものとする。ただし、村長不在の場合は 副村長 ⇒ 教育長 ⇒ 総務課長 の順位により本部設置の代行を行う。この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得るものとする。なお、本部長は対策本部を設置した場合には、直ちに配備要員へその旨を連絡するものとする。

[災害対策本部の設置基準]

- ① 気象業務法に基づく注意報・警報が発表され村内に災害が発生する恐れがあるとき
- ② 前各号のほか、県全域又は一部の地域に発生した地震災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

2) 組織及び所掌事務

栗国村対策本部（以下「本部」と称す）を、村長を本部長として災害対策基本法第23条の規定に基づき組織し、地域防災計画の定めるところにより、村域に係わる災害予防及び災害応急対策等を実施する。

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は村長、副本部長には副村長及び教育長を以て充てる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長・副本部長・本部の各班長及びその他本部長が必要と認める者を以て構成し、本部長がこれを召集する。
- ③ 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

○災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項

○その他本部長が必要と認める事項

④ 本部の組織編成及び所掌事務は「第2編 地震・津波編 第2章 第1節組織及び組織計画」(p.86-p.88)とする。

⑤ 本部の各班は原則として、本部の開設と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

3) 本部の設置場所

本部は栗国村役場庁舎内に設置する。なお、役場庁舎内が使用できない場合は、村内の公共及び公益施設の利用可能な場所に設置するものとする。

4) 本部の設置及び閉鎖

本部の設置及び廃止は、以下により村長が決定するものとする。

実施事項	実施内容
本部の設置	<p>災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において村長が設置する。</p> <p>① 村内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき</p> <p>② 村内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。</p> <p>③ 県本部が設置された場合において、村対策本部の設置の必要を認めるとき</p>
本部の閉鎖	<p>本部の閉鎖について、次の事項に従い村長が閉鎖するものとする。</p> <p>① 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。</p> <p>② 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき</p>

5) 本部の設置又は廃止の通知及び公表

本部を設置又は廃止したときは、県及び関係機関並びに村民に対して次表により通知及び公表する。

通知又は公表先	活動手段及び対象者等	担当者
村各課長	庁内放送、電話その他の方法	事務局連絡係
沖縄県	電話その他の方法	
栗国空港管理事務所	〃	
報道機関	〃	
村民	栗国村防災行政無線、広報車、その他の方法	
その他必要と認める機関	電話その他の方法	

(4) 災害対策本部の動員計画

1) 災害対策要員配備の指定及び区分

- ① 本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策要員の配備規模を指定する。なお、必要がある場合は、情勢に応じて規模の変更を行うものとする。
- ② 災害対策要員の配備は、災害の規模に応じておおむね次の基準による第1配備から第3配備までに区分するものとする。

表：災害対策本部要員配備体制

配備	配備基準	配備・体制内容
	災害全般	
災害対策準備本部 第1配備 (初動配置)	① 気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒を必要とするが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の収集・連絡等における担当配置 ・その他職員は自宅待機
災害警戒本部 第2配備 (警戒配備)	<ul style="list-style-type: none"> ① 沖縄気象台が粟国村域に各種警報を発表するなど災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき ② 局地的な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制 ・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。数人の人員をもって充てる
災害対策本部 第3配備 (全配備)	① 村全域にわたって風水害などにより災害が発生したとき、又は大規模な災害の発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・動員可能な全職員をもって当たるもので、完全な非常体制とする

2) 配備要員及び指名

- ① 災害対策本部各班の配備要員は、「第2編 地震・津波偏 第2章 第1節組織及び組織計画」(p.86-p.88) 所掌事務及び配備要員のとおりとする。
- ② 各班長は班員のうちから配備規模に応ずる要員を、あらかじめ指名しておく。
- ③ 各班長は配備要員名簿を作成し、総務対策班長に提出する。なお配備要員に変更があった場合は、その都度修正の上通知する。

3) 動員方法

- ① 本部長は気象予報や警報並びに災害発生の恐れのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生する危険性があると認めるときは直ちに本部会議を召集し、災害対策要員の配備指定及びその他応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 本部会議の召集に関する事務は、総務対策班長が行う。
- ③ 総務対策班長は本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知する。
- ④ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対してその旨を通知する。
- ⑤ 通知を受けた対策要員は、直ちに所定の配備につく。
- ⑥ 各班長はあらかじめ班内の非常召集系統を確立しておく。なお、非常召集系統についても配備要員名簿に併記し、総務対策班長に提出しておく。
- ⑦ 本部長は、休日や夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき参集途上にあっても、適切な連絡手段により災害対策本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請依頼及び県への応援要請など、災害応急対策上必要な意志決定又は指示を行なうものとする。

4) 夜間及び休日等における配備

ア. 宿直等の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対しては、夜間については宿直並びに休日については日直が注意報の受理等の初期対応を行なうものとする。その後早急に総務対策班長へ連絡を行なうものとする。

イ. 非常登庁

職員は勤務時間外及び休日において、災害が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは進んで所属長と連絡をとり、或は自らの判断により登庁するものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1. 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア. 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

イ. 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

ウ. 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。
最大級の警戒を呼びかけて行う。

エ. 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する気象情報、大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する気象情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)	台風の強さ (最大風速)
大型 500km 以上 800km 未満	強い 33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満
超大型 800km 以上	猛烈な 54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ. 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。

例えば土砂災害警戒判定メッシュ情報では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では「土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。

なお、警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	---

カ. 警報級の可能性

5日先までに警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

キ. 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄气象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイホウシ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 カリ以下）
カイジ ヨウカゼケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 ノット以上 34 ノット未満）
カイジ ヨウキヨウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 ノット以上 48 ノット未満）
カイジ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 ノット以上 64 ノット未満）
カイジ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

(2) 水防警報等

ア. 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ. 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア. 火災警報

村の区域を対象として、村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味して栗国村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

イ. 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに沖縄気象台が沖縄県知事に対して通報し、沖縄県を通じて栗国村に伝達される。

(4) 県知事、村長が行う警報等

知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

また、村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、村長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定する。

(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

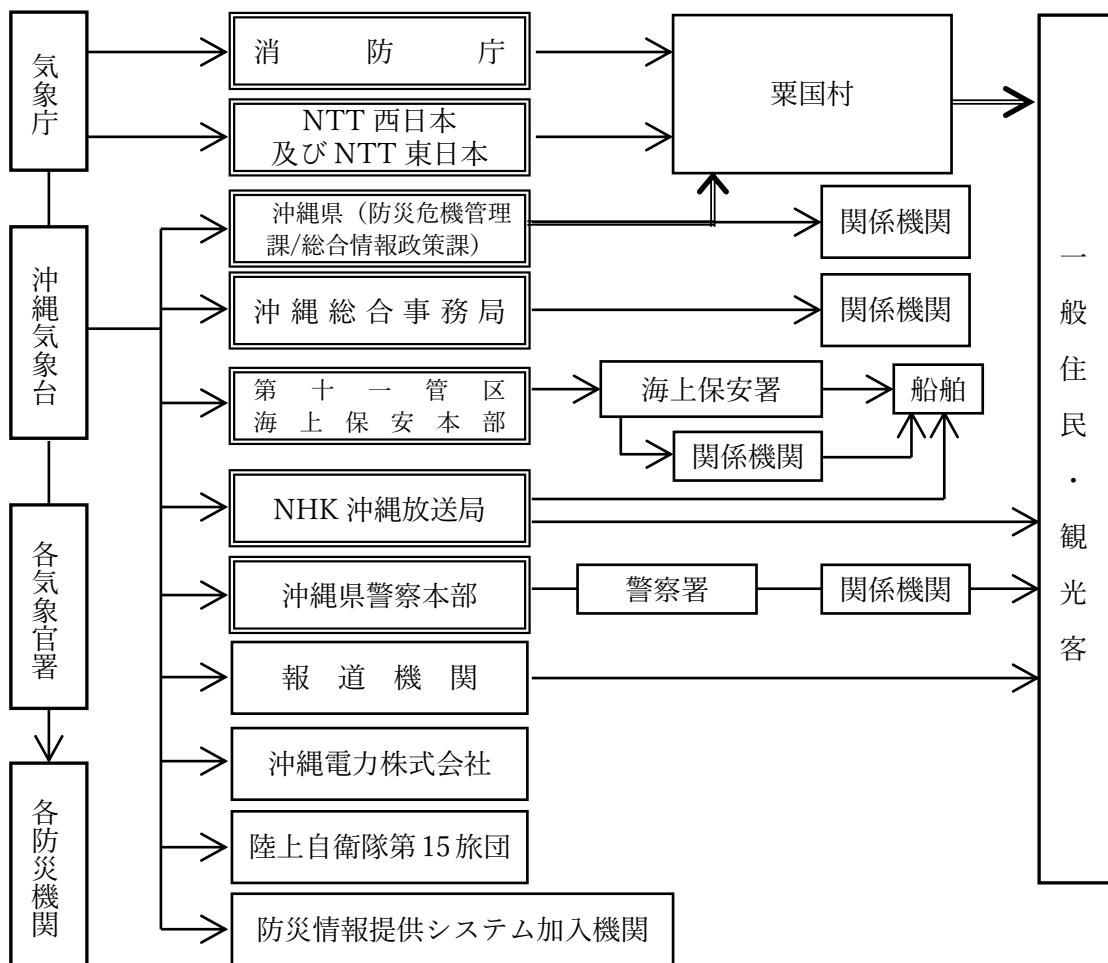
2. 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃	沖縄气象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃	南大東島地方气象台	南大東村及び北大東村
乾燥 〃 霜 〃 低温 〃	宮古島地方气象台	沖縄県宮古事務所管内
大雨警報(土砂災害、浸水害) 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	石垣島地方气象台	沖縄県八重山事務所管内
火災警報	各市町村長	各市町村別
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び气象台(南大東島地方 气象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国 村、渡名喜村、多良間村、 南大東村、北大東村を除く)

3. 気象警報等の伝達

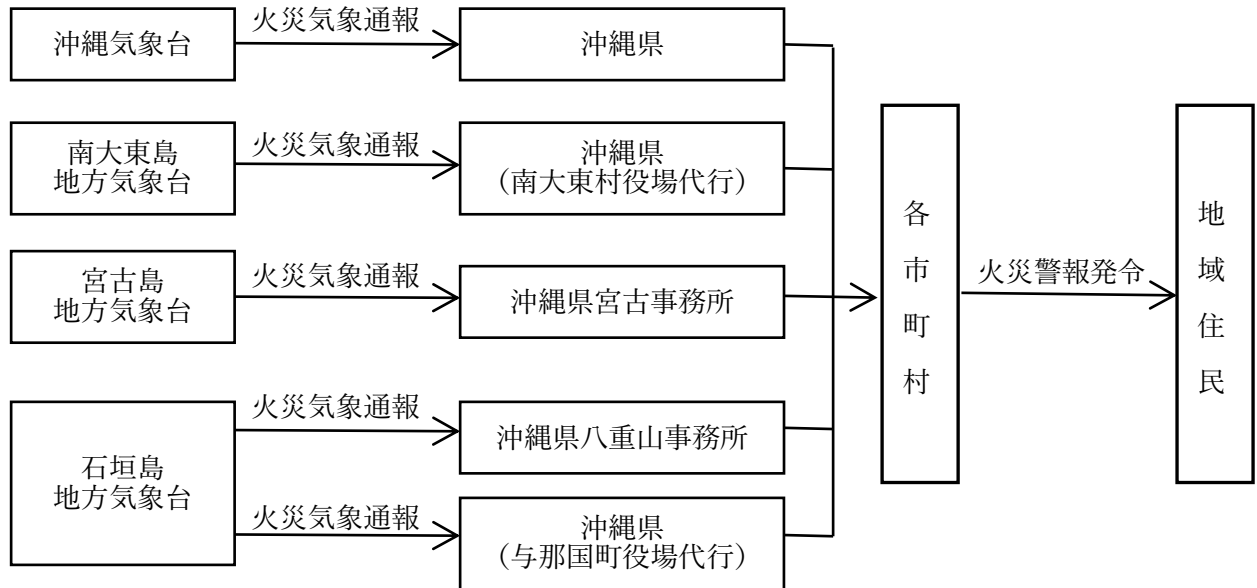
(1) 気象警報等の伝達系統図



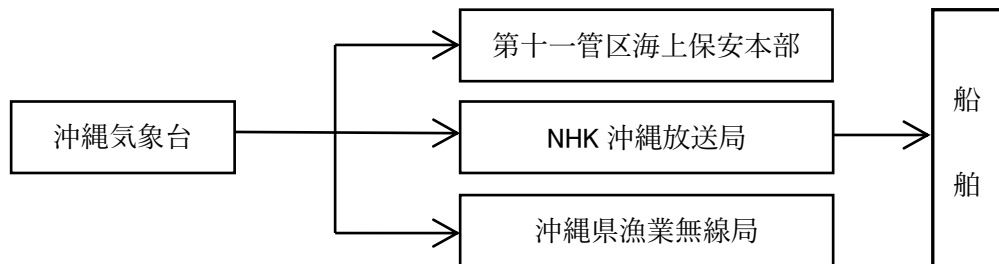
※二重線の経路は、気象業法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※二重線で囲まれている機関は、気象業法施行例第8条第1号の規定に基づく法廷伝達先。

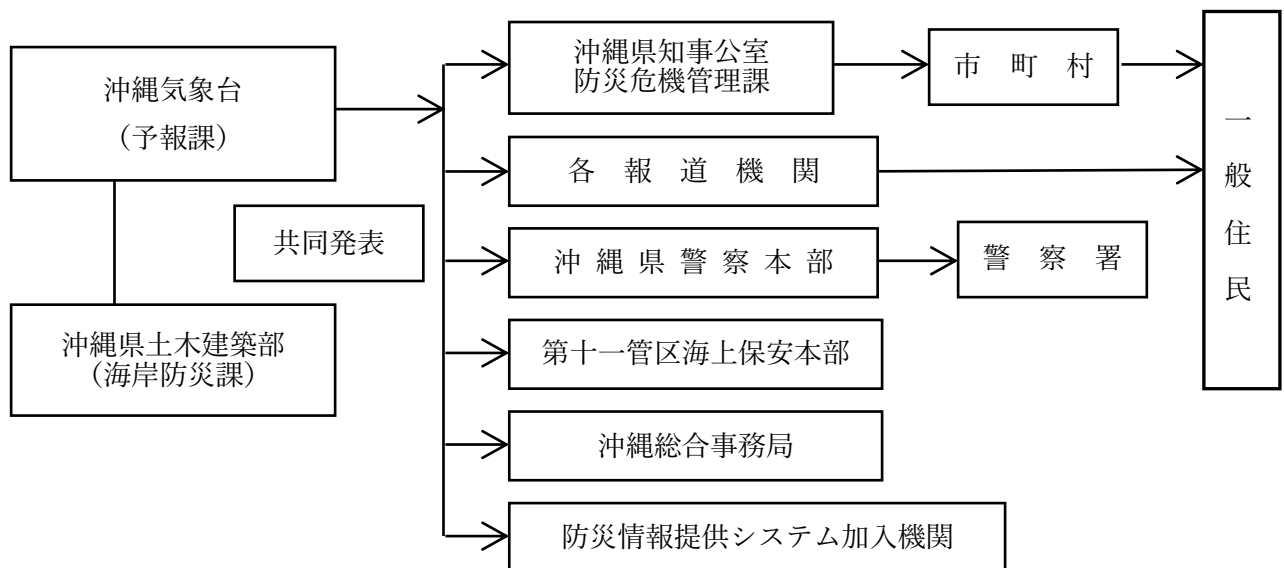
(2) 火災警報等の伝達系統図



(3) 地方海上警報等の伝達系統図



(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



(5) 「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報等

ア. 警報の種類

沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報とする。

イ. 通知の方法

気象庁と「NTT西日本及びNTT東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が発表する警報事項をNTT西日本及びNTT東日本に通知する。

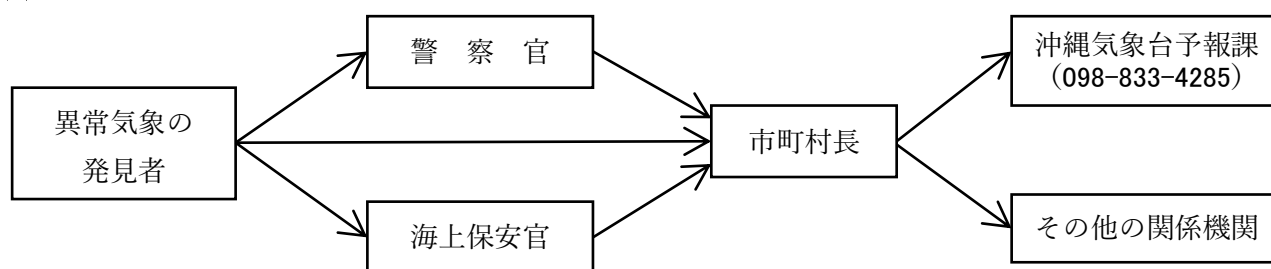
4. 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図



(3) 異常現象発見時の通報要領

ア. 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市町村長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ. 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市町村長に通報する。

ウ. 通報を受けた市町村長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」(p.98)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、村(消防機関)は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- ア. 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
- イ. 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ. 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ. 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章「第5節 災害広報計画」(p.124)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、災害広報については、本計画の定めるところにより行う。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

- ア. 警戒段階(台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期)
 - (ア) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
 - (イ) 台風・気象情報
 - (ウ) 水位情報(基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等)
 - (エ) 警報
 - (オ) 災害対策の状況(本部の設置、対策の現況と予定等)
 - (カ) 被災状況(浸水、道路冠水、土砂災害箇所等)
 - (キ) 道路・交通状況(渋滞、通行規制等)
 - (ク) 公共交通機関の運行状況
 - (ケ) ライフラインの状況(利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等)
 - (コ) 避難情報(準備情報)
- イ. 初動段階(暴風、浸水、土砂災害が予測される時期)

- (ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）
- ウ. 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）
 - (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
 - (イ) 医療機関の状況
 - (ウ) 感染症対策活動の実施状況
 - (エ) 食料、生活必需品の供給予定
 - (オ) 災害相談窓口の設置状況
 - (カ) その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」(p.126)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第7節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第1章 第8節「第1款 避難の原則」(p.135)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1. 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第2章 第8節 第1款「1. 実施責任者」(p.135)のとおりとする。

2. 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令

村は、村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 県、气象台、沖縄総合事務局開発建設部は、市町村から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【浸水想定区域】 ・氾濫注意水位を超えるとき
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	【災害共通】 ・切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険水位を超えるとき

※具体的な判断基準は、風水害を対象とした避難勧告等判断・伝達マニュアルを参考とする。

- (4) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る
- (5) 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (6) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

3. 避難場所

避難先は、村風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

4. 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導

村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5. 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6. 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、地震・津波編 第2章 第8節「第1款 避難の原則」（p.135）のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第2章 第8節「第3款 広域一時滞在」（p.143）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章「第9節 観光客等対策計画」（p.145）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第10節 要配慮者対策計画

災害時における災害時要援護対策は、地震・津波編 第2章「第10節 要配慮者対策計画」(p.146)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 水防計画

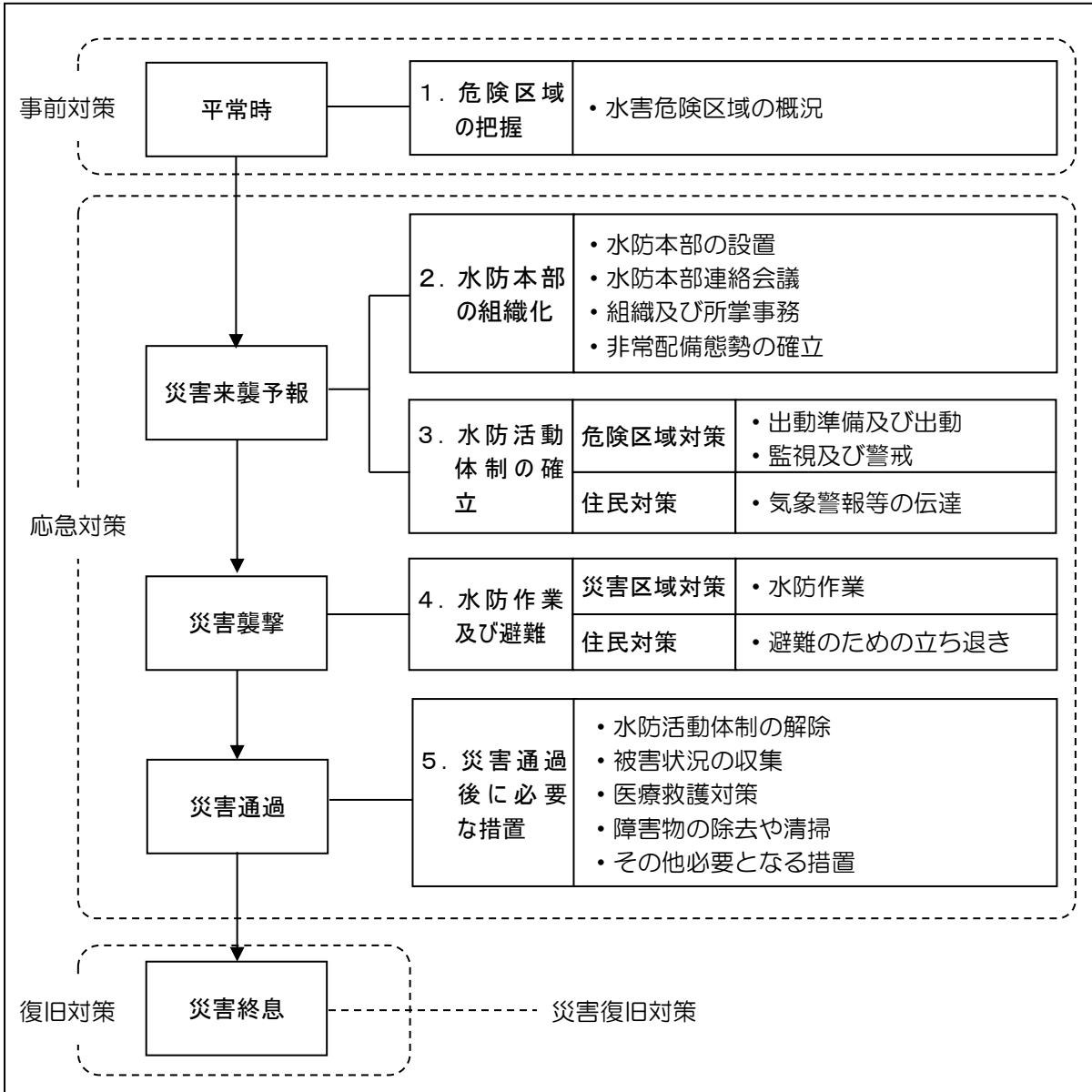
1. 基本方針

環海の離島である本村においては、いつ何時高潮や津波等の水害が発生するか分からない。こうした中で水防法(昭和24年法律第193号)第7条第1項の規定に基づき、海岸域における高潮及び津波等から村民の生命や身体並びに財産を守るとともに、水害による被害を軽減するために必要な事項について定めるものとする。

2. 実施責任者

水防計画は、水防管理者である村長が行うものとする。

図：水防対策フロー図

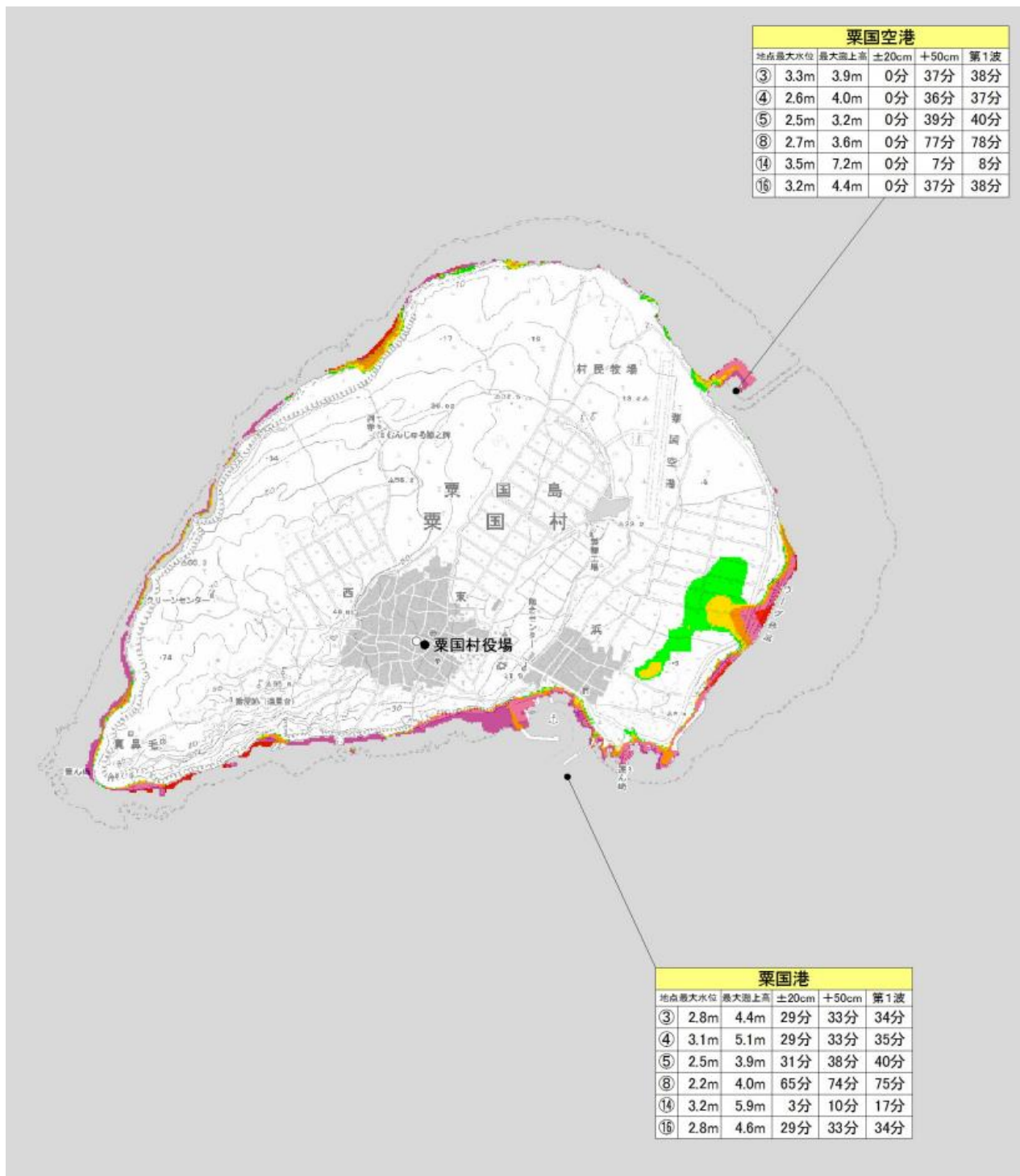


3. 実施内容

(1) 水害危険区域の把握

本村の地形状況及び海岸域に係わる土地利用規制の状況、並びに沖縄県津波浸水想定（平成26年度）に基づき水害危険区域を把握し、迅速な応急対策に備えるものとする。

図：「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）の津波浸水予測図（粟国村付近）



(2) 水防本部の組織化

1) 水防本部の設置

沖縄気象台より高潮・津波警報（以下「水害に関する警報」という）を受けたとき、又は水防本部長が必要と認めたときからその危険が解消するまで粟国村水防本部を経済課内に設置するものとする。

ただし、栗国村災害対策本部が設置されると水防組織は解消し、災害対策本部の組織に統合されるものとする。

2) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長・副本部長・本部員及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

3) 組織及び所掌事務

本部長は村長、副本部長は収入役をもってあてるものとする。なお、水防本部の各班は栗国村災害対策本部の所掌事務に準ずるものとするが、特に経済対策班及び協力班は次のとおりとする。

① 経済対策班（経済課）

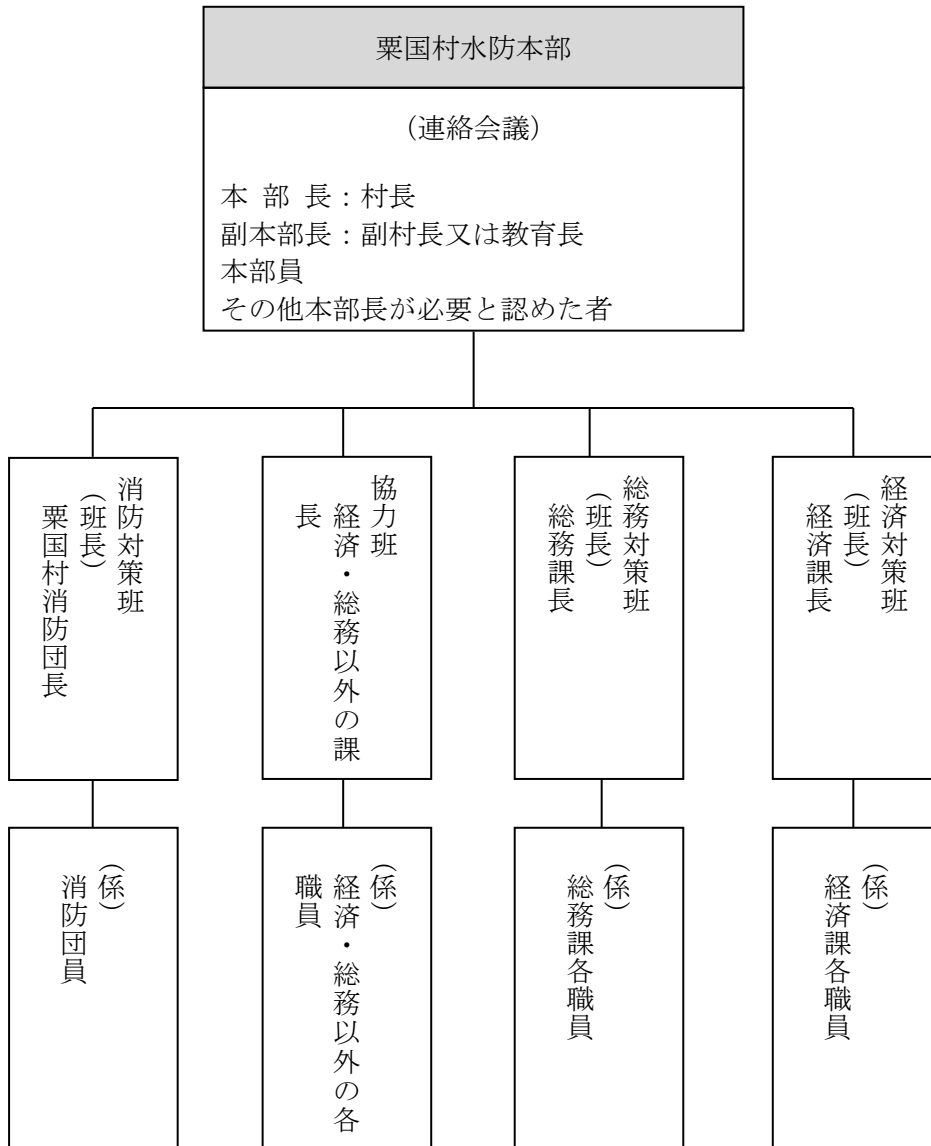
- | |
|---------------------------|
| ア. 連絡会議に関すること |
| イ. 水害に関する警報の受理伝達に関すること |
| ウ. 災害情報の受理伝達に関すること |
| エ. 水防本部の連絡調整に関すること |
| オ. 必要と認める際の総務課長への報告に関すること |

② 協力班（経済以外の各課）

協力班に依頼をするときは、下記の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、急を要するときはその他の方法でも差し支えないものとし、依頼を受けた班は速やかに実施するものとする。

- | | | |
|---------------|---------|------------|
| ア. 協力を必要とする理由 | イ. 協力内容 | ウ. その他必要事項 |
|---------------|---------|------------|

図：栗国村水防本部組織図



4) 非常配備態勢の確立

① 非常配備

平常勤務から水防非常配備態勢への切り換えを迅速かつ確実に行うため、下記の要領により配備するものとする。

配備態勢	配備要領
第一配備態勢	高潮・津波警報（以下「水害に関する警報」という）により警戒を必要とする場合に、情報連絡に必要な人員を配置する。
第二配備態勢	水害の発生が予想されるに至った場合に、所属人員の約半数を配備する。
第三配備態勢	情報を総合的に判断して第二配備態勢で処理困難な状態の場合は、完全水防態勢のために所属人員全員を配備に着かせるものとする。

② 非常登庁

水防本部員は常に水害に関する警報等に注意し、非常配備態勢の発令が予想されると思われるときは進んで所属長と連絡を取り又は自らの判断により登庁するものとする。

(3) 水防活動体制の確立

1) 水害に関する警報等の伝達

村長は、知事から村域を対象とした水害に関する警報等を受けたとき又は自ら知ったとき、あるいは自ら水害に関する警報を発令したときは第2章 第2節「気象警報等の伝達計画」(p.254)並びに同第4節「災害広報計画」(p.263)に基づき、村民及び関係機関等に伝達するものとする。

2) 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部又は土木事務所から水害に関する警報等の通知を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、直ちに水防団を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の状況を県水防本部又は土木事務所に報告するものとする。

態勢	気象状況等	水防管理者の措置
出動準備	・気象等の状況から高潮又は津波の危険が予知されるとき	水防管理者は、水防団又は消防機関に対して出動準備をさせるものとする。
出動	・堤防等に異常を発見したとき ・気象等の状況により高潮又は津波の危険が予知され、非常事態が予想されるとき	水防管理者は、水防団又は消防機関に対して予め定められた計画に基づき警備配置につかせるとともに、その旨を所轄土木事務所長に報告するものとする。

3) 監視及び警戒

① 常時監視

水防管理者は土木対策班及び農林水産対策班に巡視員を設け、随時区域内のため池又は海岸堤

防等の巡視を行うものとする。若し水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該ため池及び海岸堤防等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

② 警戒の強化

水防管理者は出動命令を行ったときから水防区域のうち特に以前に被災した箇所等を中心に警戒を厳重にし、異常を発見した場合は直ちに水防作業を実施するとともに所轄土木事務所長等に報告するものとする。

③ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合において水防団又は消防関係機関に属する者は、警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りの禁止や制限あるいはその区域からの退去を命じることができる。また、その区域内の居住者もしくは水防現場にある者に対して水防活動に従事させることができる。

4) 水防施設及び水防器具

① 水防管理団体は管内における水防を十分に果たす責任を有し、水防活動が円滑に運用されるよう必要に応じて水防倉庫又は水防資材の備蓄場等を設置し、必要な水防機材等を準備しておくものとする。

② 備蓄水防資機材の不足が生じかつ水防上緊急な場合においては、所轄土木事務所に調達の要請を行うものとする。

(4) 水防作業及び避難

1) 水防作業の実施

堤防等が決壊し又はこれに準ずる非常事態が発生した場合は、水防管理者や消防機関の長は直ちにその旨を所轄土木事務所長等に通報するとともに、被害の拡大防止に努めるものとする。

2) 水防応援体制の確立

水防のため緊急の必要があるときに水防管理者は、その他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。また、応援を求められた者はできる限りその求めに応じるものとし、応援のため派遣された者は応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

3) 避難のための立ち退き（水防法第29条）

① 高潮・津波等により著しく危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は水防法の規定に基づき必要と認める区域の居住者に対して、第4章第6節「避難計画」（122頁）に基づき避難のための準備又は立ち退きを指示するものとする。また、避難先や避難経路等については所轄警察署長等とあらかじめ協議して設定するとともに、住民への周知などの必要な措置を講じておくものとする。なお、立ち退きを指示したときは速やかに県水防本部にその旨を報告するものとする。

② 避難活動は原則として各自で行うものとするが、必要に応じて関係車両及び船艇等を利用するものとする。

(5) 災害通過後の措置

1) 水防活動体制の解除

水防管理者は河川や海岸の水位が減じ警戒の必要がなくなったとき又は高潮及び津波の恐れがなくなったときは管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに土木事務所長等

にその旨を報告するものとする。

2) 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び負傷者等が発生した場合の医療救護並びに障害物の除去や清掃等が予想される。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

① 被害状況の収集及び報告

地震津波編 第2章 第4節「被害状況等の収集・伝達計画」(p.103)による。

〔概略内〕

- | | | |
|------------|---|---------------|
| ア. 災害情報の把握 | 〔 | ・人的・物的被害の有無 |
| | | ・避難者数や避難所の場所等 |
| | | ・道路の被害状況など |
| イ. 災害警告等 | | |

② 医療救護の実施

地震津波編 第2章 第13節「医療救護計画」(p.155)による。

〔概略内〕

- | |
|----------------------------|
| ア. 救護班の編成 |
| イ. 救護所の設置 |
| ウ. 医療救護活動の実施（重症者と軽症者の選別など） |

③ 障害物の除去

地震津波編 第2章 第22節「障害物の除去・災害廃棄物処理計画」(p.183)による。

〔概略内〕

- | |
|-------------------|
| ア. 村有機器材による障害物除去 |
| イ. 最終処分地等の確保 |
| ウ. 村有車両によるごみの収集処理 |

(6) 災害補償（水防法第45条）

水防法24条により地域住民の中で水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡及び負傷もしくは病気にかかった場合、又は水防に従事したことによる負傷もしくは病気が原因により死亡並びに障害の状態になった場合において、水防管理団体は政令で定める基準に従い組合規約に定めるところにより、その者又はその遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

1) 費用負担と公用負担（水防法第23条、41条）

① 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防管理団体等に対する応援のために要する費用額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定めるものとする。

② 公用負担

公用負担権限（水防法第28条）により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- ア. 必要な土地の一時使用
- イ. 土石や竹木及びその他の資材の使用並びに収用
- ウ. 車両及びその他の運搬具又は器具の使用
- エ. 工作物並びにその他の障害物の処分

(7) 水防知識の普及

水防知識の普及は県及び水防管理団体において次の方法により行うほか、適宜関係機関の協力を得て行うものとする。

① 水防月間の活用

5月の水防月間を通して、各機関の協力をもとに村民に水防の重要性と水防思想の普及を図るとともに、水防に対する村民の理解と協力を深めるものとする。

② 各種広報活動による普及

- ア. ラジオやテレビ等の放送による普及
- イ. 新聞や広報紙及びその他の刊行物による普及
- ウ. その他の方法による普及

第12節 消防計画

災害時における消防活動は、地震・津波編 第2章「第11節 消防計画」（p.148）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 救出計画

災害時における救出活動は、地震・津波編 第2章「第12節 救出計画」（p.154）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 医療救護計画

災害時における医療救護は、地震・津波編 第2章「第13節 医療救護計画」（p.155）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地

震・津波編 第2章「第14節 交通輸送計画」(p.161)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。

- (2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第16節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第2章「第15節 治安警備計画」(p.168)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第17節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第2章「第16節 災害救助法適用計画」(p.168)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」(p.170)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第2章「第18節 食料供給計画」(p.172)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 衣料及び生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第2章「第19節 衣料及び生活必需品供給計画」(p.177)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第2章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」(p.178)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第2章「第21節 行

方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」(p.181)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第2章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」(p.183)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第24節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第2章「第23節 住宅応急対策計画」(p.185)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第25節 二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第2章「第24節 二次災害の防止計画」(p.186)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第2章「第25節 教育対策計画」(p.187)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、地震・津波編 第2章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第28節 海上災害応急対策計画

1. 基本方針

本計画は災害対策基本法に定める災害や船舶もしくは危険物貯蔵施設からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、並びに海上火災その他の海上災害の発生が予想され又はこれらが発生した場合において、関係機関の緊密な相互協力体制のもとに、人命や財産の保護及び海上交通の安全確保並びに流出油の防除など危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人や環境に及ぼす被害の拡大防止を図るためのものである。

2. 実施機関

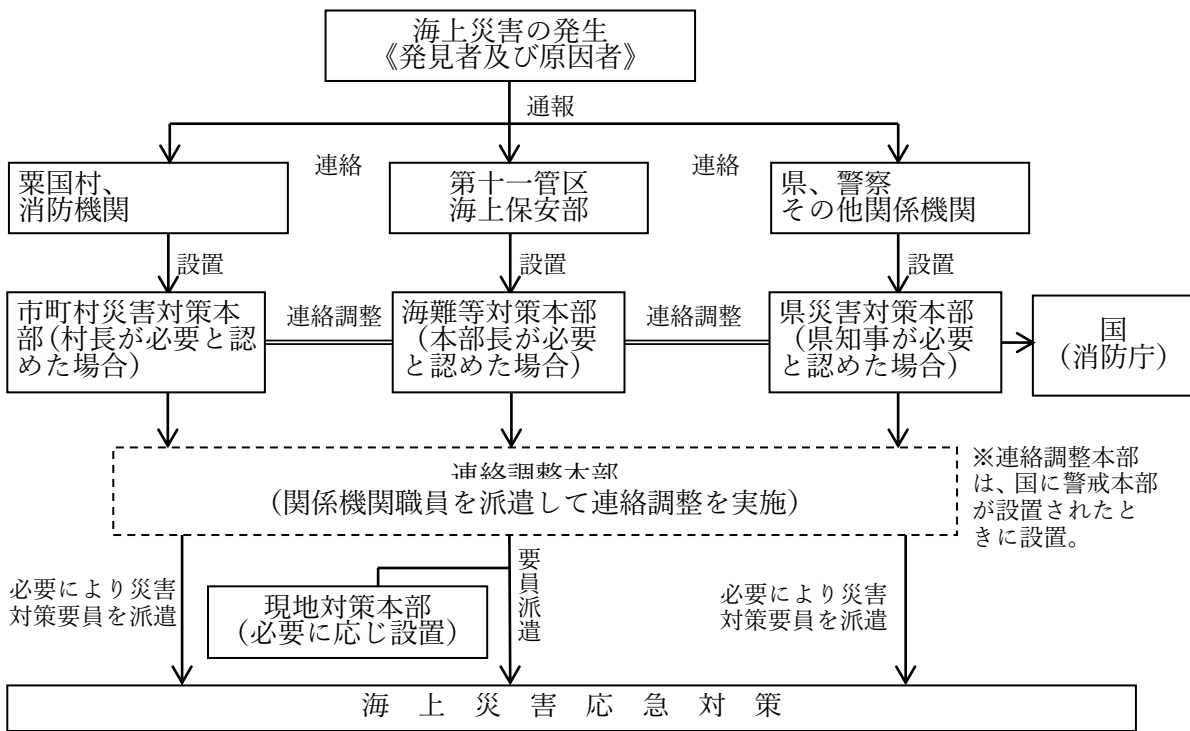
- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄气象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団

- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 粟国村、消防機関
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 指定海上防災機関
- (12) その他関係機関及び団体

3. 実施内容

(1) 海上災害発生時の通報体制の確立

海上災害発生の原因者や発見者から通報を受けた場合には直ちに下記系統により通報を行うものとする。



(2) 海上保安本部の活動

沖縄沿岸域を管轄する第十一管区海上保安本部が実施する一般的な災害応急対策活動は次の通りである。

1) 非常体制の確立

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 管内を非常配備とする。 ② 大規模海難等対策本部を設置する。 ③ 通信体制を強化するとともに、必要ある場合は非常無線通信に協力要請し、通信の確保に努める。 ④ 巡視船艇や航空機により、被害状況調査を実施する。 ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告又は出入港の制限等の措置を執る。 |
|--|

2) 警報等の伝達

災害発生の予兆等	警報及び伝達方法
① 気象・津波・高潮・波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○直に航行警報、安全通報 ○船艇及び航空機による巡回等 ○必要に応じ関係事業者に周知
② 航空障害物の発生や航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに航行警報又は安全通報 ○必要に応じ水路通報により周知する
③ 大量の油又は有害液体物質の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等

3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関して関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

災害が予想されるとき	災害発生後
<ul style="list-style-type: none"> ① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等） ② 船舶交通の輻輳状況 ③ 船だまり等対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 海上及び沿岸部における被害状況 ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④ 船舶・海洋施設・港湾施設等の被害状況 ⑤ 水路・航路標識の異常の有無 ⑥ 港湾等における避難者の状況 ⑦ 関係機関等の対応状況 ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項。

4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては災害の種類や規模等に応じて合理的な計画を作成し、次に掲げる措置を講じるものとする。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求める。

状況	応急措置内容
① 船舶の海難及び人身事故等が発生したとき	○速やかに巡視船艇・航空機により、その搜索救助を行う。
② 船舶火災又は海上火災が発生したとき	○速やかに巡視船艇等により、その消火活動を行う。
③ 危険物が排出されたとき	○必要に応じ県及び村に協力を要請する ○周辺海域の警戒を厳重にする。 ○必要に応じ、火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難勧告を行う。

5) 緊急輸送

傷病者や医師及び避難者又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、想定される輸送対象は次の通りとする。

第1段階 (避難期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助や救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防や水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員や地方公共団体災害対策要員、並びに情報通信や電力及びガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (輸送機能確保期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1段階の続行 ② 食糧や水など生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (応急復旧期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第2段階の続行 ② 災害普及に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品

6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和30年運輸省令第10号）」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付又は譲与するものとする。

7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助及び救急活動について支援するものとする。

8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、関係機関の相互協力体制のもとで次に掲げる措置を迅速に講じ、海洋環境の汚染防止に努めるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類や性状及び拡散状況並びに気象や海象その他種々の条件によってその手法が異なる。そのため防除活動に関しては流出油等の拡散及び性状変化の状況について適確に把握し、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において迅速かつ効率的な排出油等の拡散防止や回収並びに処理が実施されるよう留意するものとする。

状 況	措 置
① 災害発生初期段階	○ 有効な防除勢力の先制集中を図る。
② 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする。	○ 巡視船艇・航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 ○ 必要に応じ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長、その他の執行機関に出動を要請し、防除措置を講ずる。
③ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるとき。	○ 防除措置を講ずべきことを命ずる。
④ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき。	○ 巡視船艇等に応急の防除措置講じさせる。 ○ 関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 ○ 必要に応じ海上災害防止センターに防除措置を依頼する

9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

安全確保の必要状況	措置内容
① 船舶交通のふくそうが予想される（海域において）とき	○必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。 ※この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める。
② 海難の発生及びその他の事情により、船舶交通の危険が生じる恐れがあるとき	○必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
③ 海難船舶又は漂流物や沈没船及びその他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又はその恐れのあるとき	○速やかに必要な応急措置を講ずる。 ○船舶所有者等に対し除去その他船舶交通の危険を防止措置の実施の市道及び勧告を行う。
④ 船舶交通の混乱を避ける場合	○災害の概要、港湾や岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について無線機等を通じ船舶へ情報提供を行う。
⑤ 水路の水深に異常を生じたと認められるとき	○必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等、水路の安全を確保する。
⑥ 航路標識が損壊し又は流出したとき	○速やかに復旧する。 ○必要に応じて応急標識を設置する。
⑦ 災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合。	○船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 ○広範囲かつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域（災害対策基本法第63条）を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは直ちに村長に、その旨を通知するものとする。

11) 治安の維持

海上における治安を維持するため情報収集に努めるとともに、必要に応じて巡視船艇により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 災害発生地域の周辺海域に巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締りを行う。 |
| ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。 |

12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

対 象	措 置
① 危険物積載船	○ 必要に応じ移動を命じ、又は航の制限もしくは禁止
② 危険物荷役中の船舶	○ 荷役の中止等事故防止のため必要な指導
③ 危険物施設	○ 危険物流出等の事故を防止するために必要な指導

13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の油又は有害液体物質(油等)により海岸が著しく汚染され、①海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、②人の健康害し、③財産に重大な損害を与える恐れのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除措置を講ずる必要があるときは、次の応急非常措置をとる。

- 油等が積載されていた船舶の破壊
- 油等の焼却
- 現場付近海域にある財産の処分等

(3) 災害対策連絡調整本部の設置

海上災害の防除活動を効果的かつ円滑に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部を設置し、「連絡調整本部」と関係市町村及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行するものとする。また、関係市町村及び防災機関は、必要に応じて「連絡調整本部」に防災責任者を派遣し災害対策の調整を図るものとする。

なお、「調整本部」の設置時期については第十一管区海上保安本部に、大規模海難対策本部が設置されたときとする。

4. 栗国村の実施事項

(1) 災害防止対策

村内沿岸部及び港湾施設等において災害発生の恐れがある場合、農林水産対策班はこれらの箇所を巡視し、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- ① 危険物等の流出防止
- ② 災害防止活動に必要な情報の収集
- ③ 船舶及び関係者に対する情報の伝達（広報活動）

また、海上災害の発見者及び原因者より通報を受けた場合には、直ちに第十一管区海上保安本部へ連絡するとともに、海上保安本部との連絡調整のもとで災害防止に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害時の対応

「連絡調整本部」が設置された場合は、本村は調整本部からの要請に基づいて災害責任者や災害

対策要員の派遣等の海上災害応急対策に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 油汚染事故等への対応

船舶又は危険物貯蔵施設からの石油類等の海域への流出による海上災害において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2により海上保安庁長官（第十一管区海上保安本部長及び出先の部署長）から「排出された油や有害液体物質及び廃棄物その他の除去並びにその他の海洋の汚染を防止するための必要な措置」の要請があった場合には、村が中心となって村内の関係機関や協力団体並びにボランティア等に協力を求めて行うものとする。

第29節 在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第2章「第27節 在港船舶対策計画」（p.192）に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第30節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第2章「第28節 労務供給計画」（p.193）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第2章「第29節 民間団体の活用計画」（p.199）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第32節 ボランティア受入れ計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章「第30節 ボランティア受入計画」（p.199）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第33節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第31節 公共土木施設応急対策計画」（p.202）に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第34節 航空機事故災害応急対策計画

1. 基本方針

栗国空港及びその周辺における航空機事故や火災その他の災害（以下「緊急事態」という）が発生し、又は発生する恐れがある場合の空港災害対策を定めるものとする。

2. 実施内容

(1) 空港緊急時対応の目的

空港緊急時対応の目的は、主として航空機火災が発生し又は航空機火災が発生する恐れのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施することである。

また、空港内に重大な事故が発生した際に、空港施設の早期復旧に努力し航空交通の早期再開と空港の安全確保を図るものとする。

(2) 現地対策本部の設置

栗国空港及び空港周辺における航空機事故に対する関係機関相互の連絡調整を円滑に行うため、栗国空港管理事務所内に現地対策本部を設置する。

(3) 事故処理要領

事故処理にあたっては迅速かつ適切に対処するため、栗国空港緊急時対応計画に基づき、効果的な事故処理を実施するものとする。

表：栗国空港施設概況

着陸帯	着陸帯 等級	滑走路	誘導路	エプロン	照明施設	ターミナル ビル	駐車場
920m ×60m	H級	800m ×25m	30m ×9m	2,000m ²	PAPI RWYTL	253m ²	1,000m ²

(4) 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

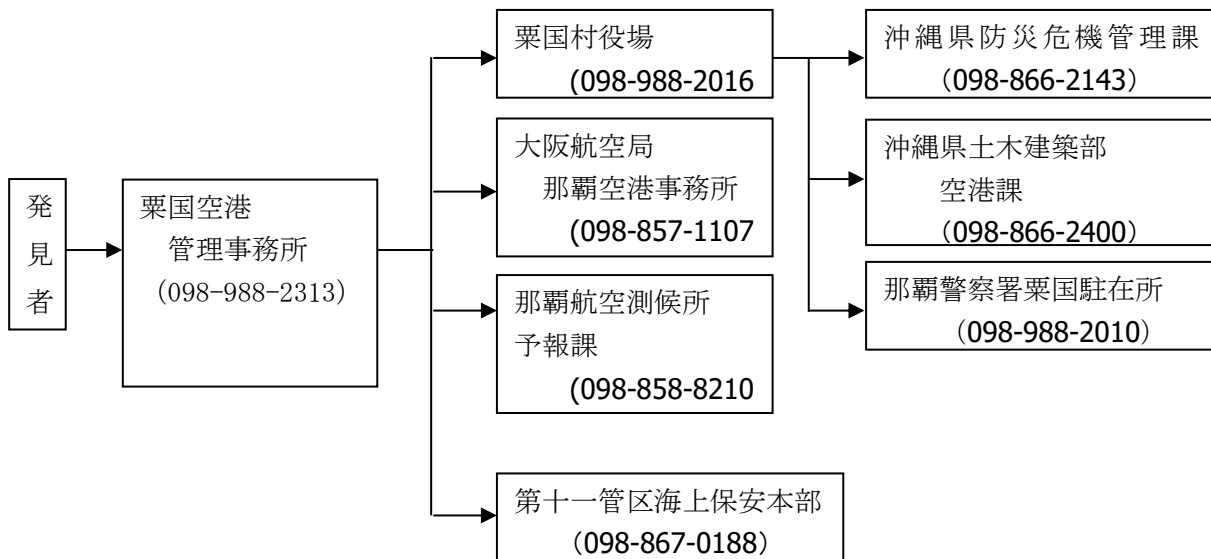
空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は次のとおりとする。

〈栗国空港消火救難隊〉

隊長：栗国空港管理事務所長

班名	構成機関
連絡班	・栗国空港管理事務所
消化救難班	・栗国空港管理事務所 ・栗国村消防団
警務班	・那覇警察署栗国駐在所
救急班	・沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属栗国診療所 ・栗国空港管理事務所 ・栗国村青年会・

図：緊急通報連絡系統図



第35節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」(p.204)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第36節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章「第34節 農林水産物応急対策計画」(p.206)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

第37節 道路事故災害応急対策計画

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア. 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ. 村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ. 県は村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

エ. 県警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア. 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ. 関係機関は、第2章「第1節 組織計画」(p.249)の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア. 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ. 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ. 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア. 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ. 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被

害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ．道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ．県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア．災害復旧への備え道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

イ．再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第38節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1. 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

2. 村の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく村で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

3. 県警本部の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章「第1節 公共施設災害復旧計画」(p.209)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編 第3章「第2節 被災者生活への支援計画」(p.211)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第3章「第3節 中小企業者等への支援計画」(p.222)に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

村は、県と連携して、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行う。

第4節 復興の基本方針等

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第3章「第4節 復興の基本方針等」(p.225)に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第 4 編 資料編

《資料編目次》

- 栗国村防災会議条例
- 栗国村災害対策本部条例
- 栗国村国民保護協議会条例
- 栗国村国民保護対策本部および緊急対処自体本部条例
- 栗国村消防防災無線通信施設の設置および管理に関する条例
- 栗国村消防防災無線放送施設の運用に関する規則
- 栗国村消防防災無線施設の運用に関する規則
- 栗国村防災行政無線個別受信機貸与規定
- 緊急応援協定書
- 緊急応援協定に関する覚書（那覇市）
- 離島からの患者を空輸する際にヘリコプター等への医師等の添乗に関する協定
- 九州・山口9県災害時相互応援協定
- 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領
- 村内避難所リスト
- 気象庁による気象警報・注意報の種類
- 気象庁による特別警報の発表基準について】
- 沖縄総合行政情報通信ネットワーク電話番号

第4編 資料編

【栗国村防災会議条例】

昭和47年5月15日

条例第45号

改正 昭和51年3月31日条例第8号

平成12年3月16日条例第2号

平成23年10月28日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、栗国村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 栗国村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 栗国村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、栗国村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 沖縄県警察の警察官のうち村長が任命する者
 - (2) 栗国村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 消防団長
- 6 前項の委員の定数は10人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公度機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第8号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月16日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月28日条例第8号）

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

【栗国村災害対策本部条例】

昭和47年5月15日

条例第46号

改正 昭和51年3月29日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、栗国村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第9号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

【栗国村国民保護協議会条例】

平成18年3月10日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、栗国村国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、村長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【粟国村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例】

平成18年3月13日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、粟国村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、粟国村緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【栗国村消防防災無線通信施設の設置及び管理に関する条例】

昭和 59 年 3 月 15 日

条例第 11 号

改正 平成 22 年 3 月 19 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 栗国村の情報・連絡を的確に伝達できる体制を確立し、住民の安全確保と住民福祉に資するため、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の定めるところにより、栗国村消防防災無線通信施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 無線施設による放送（以下「放送」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 村の公示事項及び広報事項の伝達
- (2) 災害等の非常事態その他緊急事項の通報及び伝達
- (3) 官公署、公共団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) その他村長が必要と認める事項の周知伝達

(区域)

第 3 条 放送の業務を行う区域は、栗国村全域とする。

(送信所の位置)

第 4 条 放送の業務を行うための送信所は、栗国村役場内に置く。

(管理及び運営)

第 5 条 無線施設の管理及び運営は、村長がこれを行う。ただし、別に定める事項については、この限りではない。

(規則への委任)

第 6 条 この条例に定めるほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

【栗国村消防防災無線放送施設の運用に関する規則】

昭和59年3月15日

規則第6号

改正 平成17年2月22日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、栗国村消防防災無線放送（以下「放送」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務分担)

第2条 放送の業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 平常業務・・・・・・・・各主管課
- (2) 災害等非常緊急業務・・総務課
- (3) 正規の勤務時間外に発生した広報事項については当直勤務者がその任に当たるものとする。

(放送決裁)

第3条 栗国村消防防災無線通信施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年栗国村条例第11号）第2条に規定する業務のうちその放送の決裁権者は、次のとおりとする。

- (1) 村長 村の重要な公示及び広報事項
- (2) 助役 村以外の官公署及び公共団体等から依頼された公示及び広報事項で重要とされるもの
- (3) 総務課長 火災等災害の非常事態の通報に関する事項及び次の事項

イ 各課等より回付された一般的広報に関する事項

ロ 村以外の官公署及び公共団体等から依頼された公示及び広報事項で一般的とみられるもの

- (4) 各課長 所掌事務に係る広報原稿に関する事項

(代決)

第4条 決裁をする者が不在であり、かつ、当該事項の周知が急を要するときは、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める者がその放送許可を代決する。

- (1) 村長が決裁者であるとき 助役
- (2) 助役が決裁者であるとき 総務課長
- (3) 課長が決裁者であるとき 担当係

2 前項の場合においても緊急やむを得ないもののほか重要な事項又は疑義ある事項は代決することができない。

3 正規の勤務時間外に発生した非常緊急放送事項については当直勤務者は上司の指示を受けて処理するものとする。

(放送設備の使用等)

第5条 放送施設の使用上必要な基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定を準用するものとする。

2 放送については、呼出名称として「ぼうさいあぐにそんやくば」を冠しなければならない。

3 放送内容は、原則として行政上村民一般に周知させる必要のある事項とする。

4 放送文書は別記様式第1号により作成するものとし放送日の前日までに総務課に提出しなければならない。ただし、緊急を要するものについてはこの限りでない。

(放送依頼)

第6条 村以外の官公署及び公共的団体等の放送依頼は、別記様式第2号により作成のうえ指定する放送日の前日までに村長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないものについてはこの限りでない。

(放送文書の保存)

第7条 放送済の文書は、編綴して2年間保存しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めのない事項については、村長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年2月22日規則第2号)

この規則は、公布の日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

放 送 起 案 用 紙

起 案	年 月 日	起 案 者	課	係	
決 裁	年 月 日				
村長	助役	総務課長		係	
		主管課長		係	
栗国村消防防災無線により次のとおり放送してよいでしょうか					
件 名					
放送日程	月 日から	月 日まで	朝	昼	晩
放送区域	村全域一斉	字西	字東	字浜	その他
＜放 送 内 容＞					

様式第2号 (第6条関係)

放 送 依 頼 用 紙

起 案	年 月 日	依頼団体 責任者	
決 裁	年 月 日		
村長	助役	総務課長 主管課長	係 係
栗国村消防防災無線により次のとおり放送されるよう依頼します			
件 名			
放送日程	月 日から 月 日まで	朝 昼 晩	
放送区域	村全域一斉 字西 字東 字浜 その他		
＜放 送 内 容＞			

【栗国村防災行政無線戸別受信機貸与規程】

平成24年1月10日

規程第1号

(目的)

第1条 この告示は、栗国村内に住所を有する世帯並びに事業所（以下「世帯等」という。）に対する防災行政無線戸別受信機及び付属品（以下「受信機等」という。）の貸与及びその取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(受信機等の貸与)

第2条 村は、防災及び広報活動の用に供するため、世帯等に受信機等は無償で貸与するものとする。

2 受信機等の貸与期間は、使用貸借契約書（様式第1号）の契約日から用途廃止の日、または、世帯等が栗国村内に住所を有しなくなった日までとする。

(受信機等の返納)

第3条 受信機等の貸与を受けた世帯等（以下「被貸与者」という。）が、栗国村に住所を有しなくなったときは、遅滞なく受信機等を返納しなければならない。ただし、被貸与者が天災地変その他不可抗力により受信機等を返納できなくなったときは、この限りでない。

2 受信機等の返納があったときは、検査の上、これを受納しなければならない。

3 前2項の規定により返納された受信機等は、継続して使用することが不可能と認めた場合を除き、世帯等に再貸与するものとする。

(受信機等の取扱い)

第4条 被貸与者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受信機等を、他人に譲渡したり、貸与したりその他の処分をしてはならない。

(2) 受信機等は、善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持保管しなければならない。

2 被貸与者は、受信機等に故障が生じた場合は、村長へ連絡し、その指示に従わなければならない。

3 村長は、被貸与者より前項の連絡を受けたときは、速やかに業者に命じ改善しなければならない。

(受信機等の電気料、乾電池代)

第5条 受信機等にかかる電気料及び非常用乾電池の購入費は、被貸与者の負担とする。

(受信機等の滅失又は破損)

第6条 被貸与者は、受信機等を滅失又は甚だしく破損し使用に堪えない場合は、その理由を付して村長に届けなければならない。

2 前項の規程により届け出があった場合において、村長は理由が相当と認めるときは代品を再貸与する。

(弁償)

第7条 村長は、次の各号の一に該当する場合は、受信機等の原価に基づいて償却により残存価格を計算し、弁償させるものとする。

(1) 故意又は過失により受信機等を滅失し、又は甚だしく破損し使用に堪えないとき。

(2) 第3条の規定に違反して返納しないとき。

(住所等の変更)

第8条 被貸与者が、氏名（名称）又は住所（所在地）を変更したときは、直ちに住所等変更届（様式

第4編 資料編

第2号)により村長に届け出なければならない。

(帳簿の備付)

第9条 村長は、受信機等貸与簿を備え付け、貸与状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、受信機等の貸与に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年1月10日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

番号		行政区名	
----	--	------	--

使用貸借契約書

貸主 粟国村（以下「甲」という。）と借主
（以下「乙」という。）とは、次の条項により下記物件の使用貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、防災行政無線戸別受信機および付属品（以下「受信機等」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（用途）

第2条 乙は、受信機等を防災行政無線施設として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間）

第3条 使用貸借の期間は、平成 年 月 日から用途廃止の日、または、粟国村に住所を有しなくなった日までとする。

（譲渡または転貸の禁止）

第4条 乙は、受信機等を譲渡または転貸その他の処分をしてはならない。

（保管義務）

第5条 乙は、受信機等を良好な状態で維持保管しなければならない。

（弁償）

第6条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、受信機等に損害をあたえた場合は、補償しなければならない。

（滅失等の届出）

第7条 乙は、受信機等が災害その他の理由により、滅失または破損したときは、直ちにその旨を甲に届けなければならない。

（住所等の変更）

第8条 乙は、氏名（名称）または住所（所在地）を変更したときは、直ちにその旨を甲に届けなければならない。

(貸借物件の返納)

第9条 乙は、栗国村に住所を有しなくなったときは、直ちに前条の届けを行うとともに、遅滞なく受信機等を甲に返納しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項、およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して決めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 栗国村
氏名 栗国村長

乙 住所 栗国村字
氏名

印

※戸別受信機のお問い合わせは、役場総務課 TEL098-988-2016 まで

様式第2号（第8条関係）

平成 年 月 日			
住所等変更届			
栗国村長 様			
届出者	住所 氏名		
印			
下記のとおり変更したので届出します。			
記			
住所（所在地）	新	〒 ー	
	旧	〒 ー	
氏名（名称）	新		
	旧		
※変更の箇所のみ記入			

【救急応援協定書】

那覇市（以下「甲」という。）と粟国村（以下「乙」という。）との間に次のとおり救急応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この救急応援協定（以下「協定」という。）は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について、甲が乙に応援することを目的とする。

（緊急業務の責任）

第2条 区域内及び那覇市の到着までの救急業務の責任は、乙が追うもの年、甲は、この協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（緊急出場）

第3条 甲は、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに出場させるものとする。

（費用弁償）

第4条 応援に要した費用の負担は、次に掲げる方法によるものとする

- （1）応援に要する隊員の諸手当及び需用費等は、乙の負担とする。
- （2）応援の際に発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用については、甲乙協議の上定める。

（その他）

第5条 この協定の実施に監視必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

【救急応援協定に関する覚書】

(那覇市)

平成7年4月1日那覇市（以下「甲」という。）と粟国村（以下「乙」という。）との間に締結した救急応援協定（以下「協定」という。）第5条の規定に基づき、次の覚書を交換する。

- 1 救急隊が出場した場合は、搬送、不搬送の如何を問わず出場1回とする。
- 2 傷病者を医療機関に搬送又は転送した場合は、当該傷病者を医療機関等にしゅうようしたときをもって搬送1回とする。
- 3 傷病者の搬送先は、原則として乙が指定する医療機関とする。ただし、やむを得ない場合は、救急隊員の判断に委ねるものとする。
- 4 出場は、原則として協定第3条の規定によるものとし、乙の村民、医師、沖縄県等から直接甲に対し出場要請のあった場合は、甲は、自己の判断によって出場するものとし、この場合の出場については、協定第3条による乙の出場要請があったものとみなす。
- 5 応援に要する費用は、別表のとおりとし、その清算は上半期と下半期の2回に分けて行う。

別表

応援に要する費用

応援市 (甲)	出動1回あたりの費用				費用負担項目
	甲の管轄区域内		甲の管轄区域外		
	昼間	夜間	昼間	夜間	
那覇市	11,000円	13,000円	15,000円	18,000円	1. 救急隊の費用 2. 需用費、自動車の諸経費、医療材料およびその他

備考

不搬送の「場合は2分の1を減ずる。

夜間は午後10時から午後5時までとする。

【村内避難所リスト】

【指定緊急避難場所】

名 称	住 所
ビジターセンター	字東 1142 番地
栗国小中学校グラウンド	字東 1323 番地
東ふれあいセンター	字東 1981 番地
西地区農村集落総合管理施設	字西 165 番地

【指定避難所】

名 称	住 所
ビジターセンター	字東 1142 番地
東ふれあいセンター	字東 1981 番地
西地区農村集落総合管理施設	字西 165 番地

【気象庁による気象警報・注意報の種類】

(1) 気象等の特別警報の種類と内容

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかける。気象庁では以下の6種類（「大雪特別警報」「暴風雪特別警報」については省略）の特別警報を発表している。

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続する。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。

※「大雪特別警報」「暴風雪特別警報」については省略。

(2) 気象等の警報の種類と内容

警報とは、重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報である。気象庁では以下の7種類（「大雪警報」「暴風雪警報」については省略）の警報を発表している。

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

※「大雪警報」「暴風雪警報」については省略。

(3) 気象等の注意報の種類と内容

注意報とは、災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報である。気象庁では以下の16種類（「大雪注意報」「風雪注意報」「なだれ注意報」「着氷注意報」「着雪注意報」「融雪注意報」「霜注意報」については省略）の注意報を発表している。

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。

※「大雪注意報」「風雪注意報」「なだれ注意報」「着氷注意報」「着雪注意報」「融雪注意報」「霜注意報」については省略。

【気象庁による特別警報の発表基準について】

(1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予測される場合
高潮		高潮になると予測される場合
波浪		高波になると予測される場合

※「暴風雪」「大雪」については省略。

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

雨に関する栗国村の50年に一度の値

	50年に一度の値		
	R48	R03	SWI
栗国村	417	128	238

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。

(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

(2) 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。

体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけられている（下表を参照）。

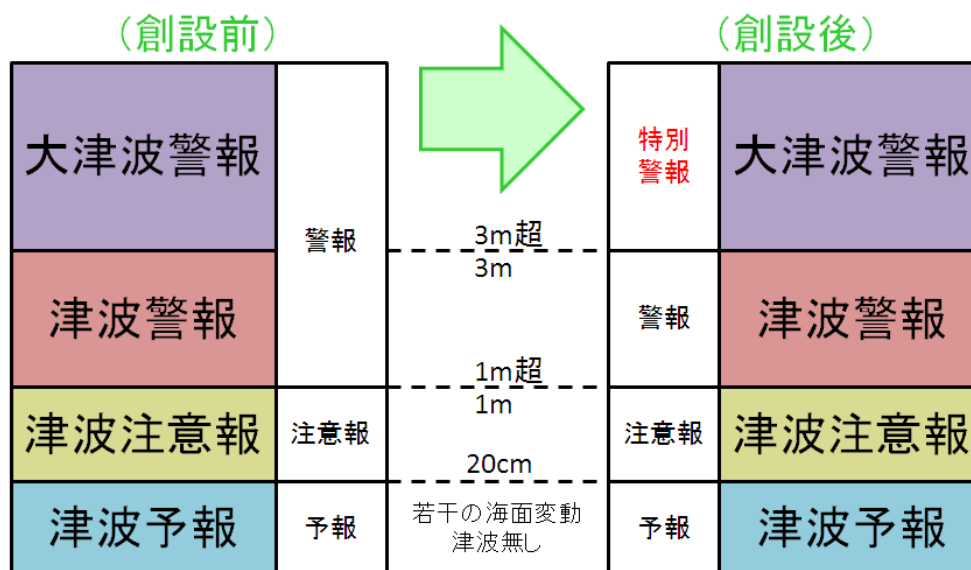
これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとらなければならない。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

①特別警報の創設による津波警報体系

大津波警報を特別警報と位置づけている。



(注) 法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報及び注意報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

②特別警報の創設による火山の警報体系

噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報と位置づけています。

（噴火警戒レベル運用済み火山）

（創設前）

予警報	対象範囲	レベル	キーワード
噴火警報 (居住地域)	居住地域及び それより火口側	5	避難
		4	避難準備
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	3	入山規制
	火口から少し 離れた所までの 火口周辺	2	火口周辺 規制
噴火予報	火口内等	1	活火山で あることに 留意



（創設後）

予警報	対象範囲	レベル	キーワード	
特別 警報	噴火 警報 (居住地域)	居住地域及び それより火口側	5	避難
			4	避難準備
警報	噴火 警報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	3	入山規制
		火口から少し 離れた所までの 火口周辺	2	火口周辺 規制
予報	噴火 予報	火口内等	1	活火山で あることに 留意

（噴火警戒レベルを運用していない火山）

（創設前）

予警報	対象範囲	キーワード
噴火警報 (居住地域)	居住地域及び それより火口側	居住地域 嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	入山危険
	火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口周辺 危険
噴火予報	火口内等	活火山で あることに 留意

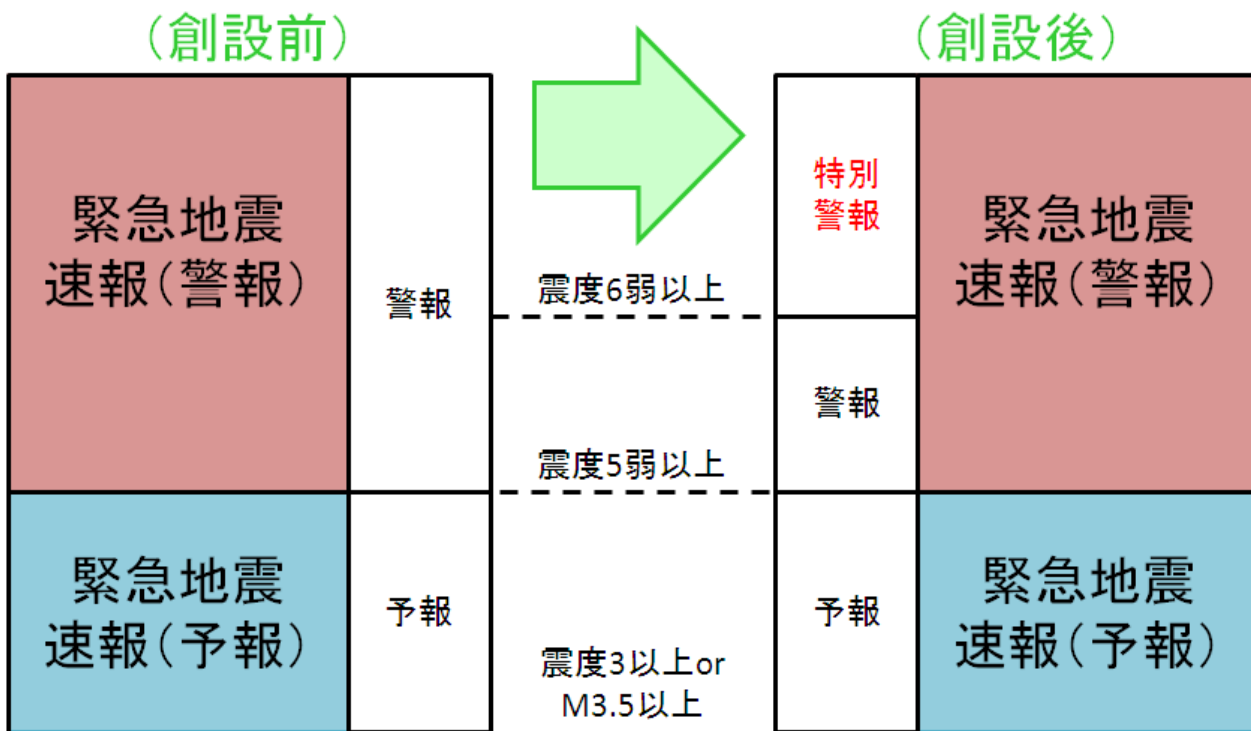


（創設後）

予警報	対象範囲	キーワード	
特別 警報	噴火 警報 (居住地域)	居住地域 及び それより火口側 居住地域 嚴重警戒	
警報	噴火 警報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	入山危険
		火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口周辺 危険
予報	噴火 予報	火口内等	活火山で あることに 留意

③特別警報の創設による地震動警報体系

緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報と位置づけています。



(注) 法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

資料：国土交通省気象庁 HP より